

秋田市子どもの未来応援計画

～子どもの貧困対策～

平成29年3月

秋田市

はじめに～子どもの未来を応援するために

いつの時代においても、子どもたちの笑顔は社会全体を明るくし、地域に活力をもたらす原動力となります。また、子どもは家族にとっての宝であると同時に、未来をつくる希望でもあります。

そうした子どもたちが、将来に夢と希望を持って成長していくことは、全ての市民の願いであり、その環境を整えることは、行政はもとより、社会全体で取り組むべき重要な責務です。

こうした中、本市では、就労、出会い、結婚、出産、そして子育てと、ライフステージに合わせた施策を切れ目なく展開しながら、子どもを生み育てやすい環境づくりを進めているところであります。

しかしながら、本市においても、家庭の経済的な事情などから、生活上の困難を抱えていたり、進学や就労の選択肢が狭められてしまう子どもたちもいることから、このほど子どもを取り巻く状況の実態調査を行い、その結果を基に「秋田市子どもの未来応援計画～子どもの貧困対策～」を策定いたしました。

この計画では、子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、様々な生き方を選択し実現できるよう、また、たくましく未来を築く力を持ち、次の世代へと健やかな命をつないでいくことができるよう、家庭、地域、社会が一体となって子どもの育ちを支えることを目標に掲げております。

この目標実現のため、4つの基本的な方向性に基づき、学校や行政機関のみならず、広く子どもに関わる機会のある関係機関が相互に連携しながら、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、実行性ある取組を進めてまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました秋田市子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会委員の皆様をはじめ、ヒアリング調査やアンケート調査にご協力いただいた皆様に心より感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

秋田市長 穂 積 志

目次

総論編

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	2
4 計画の期間	2
第2章 本市における子どもの貧困の現状	4
1 本市における子どもの貧困の現状把握の方法	4
(1) 市民アンケート	4
(2) 支援者ヒアリング	5
2 子どもを取り巻く状況	5
(1) 国の貧困線を下回る水準の世帯で生活する子どもの割合	5
(2) 秋田市の子育て世帯の収入状況	9
(3) 子育て世帯の暮らしの実感	9
(4) 特に困難を抱えやすい子ども・世帯について	10
(5) 子どもの状況と課題について	14
(6) 保護者の状況と課題	20
3 支援者ヒアリングから見える状況	28
(1) 保護者にみられる特徴・傾向	28
(2) 子どもにみられる特徴・傾向	29
(3) 学校を含めた関係機関の連携	30
(4) 情報の提供	30
第3章 本市の子どもの貧困にかかる課題の整理	31
1 相談・支援体制に関する課題	31
2 生活に関する課題	31
3 教育に関する課題	32
4 保護者の就労状況や経済的状況に関する課題	32
第4章 計画の基本的な考え方	33
1 計画の基本理念	33
2 計画の基本目標	33
3 基本目標の実現のために取り組む施策	33
4 施策の体系	35
第5章 具体的な取組	36
1 困難に気づき、支援につなげる	36
(1) 相談等による状況の把握	36
(2) 教育機関、市、地域等との連携体制の整備	36

2	成長を育み、切れ目なく支える	36
	(1) 出産前からの切れ目のない支援	36
	(2) 学齢期の子どもの居場所づくり	37
	(3) 子どもの生活支援	38
3	学びの機会を確保し、環境を整える	39
	(1) 保育の確保	39
	(2) 幼児教育の向上	39
	(3) 基礎学力の育成	39
	(4) 就学支援	40
4	暮らしの安定を図り、自立を促す	40
	(1) 経済的支援等による暮らしの支援	40
	(2) 保護者の就労支援	41
	(3) 保護者の生活支援	42
第6章	計画の推進	43
1	計画の推進体制	43
	(1) 全庁横断的な推進体制	43
	(2) 民間団体や庁外の関係機関との連携	43
2	計画の推進状況の評価	43
3	計画の目標値	44

資料編

1	子どもの貧困対策の推進に関する法律	49
2	子供の貧困対策に関する大綱	52
3	計画策定経過	71
4	秋田市子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会委員	72
5	秋田市子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会設置要綱	73
6	秋田市子どもの貧困対策庁内連絡会設置要綱	74
7	子どものいる世帯の生活状況に関する実態調査調査結果（抜粋）および調査票	75

總 論 編

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

平成25年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、我が国の子どもの貧困率¹は1990年代半ば頃からおおむね上昇傾向となり、平成24年には16.3%と、子どものおよそ6人に1人が貧困状態にあるという厳しい水準となりました。

こうした中、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が施行され、これを受け、国は同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を策定し、子どもの貧困対策に関する基本的な方針のほか、子どもの貧困に関する指標および指標の改善に向けた重点施策等を定めました。

本市においては、出生数が平成26年度には昭和45年の約半数にまで落ち込んでおり、引き続き減少が見込まれることから、今後は生産年齢人口の減少による生産性の低下など、様々な社会の構造変化が起こるものと推測されます。

このような本市の将来を見据えますと、未来を担う子どもたちは、家庭にとっても社会にとっても一番の宝であり、その健やかな育ちはすべての市民の願いであります。

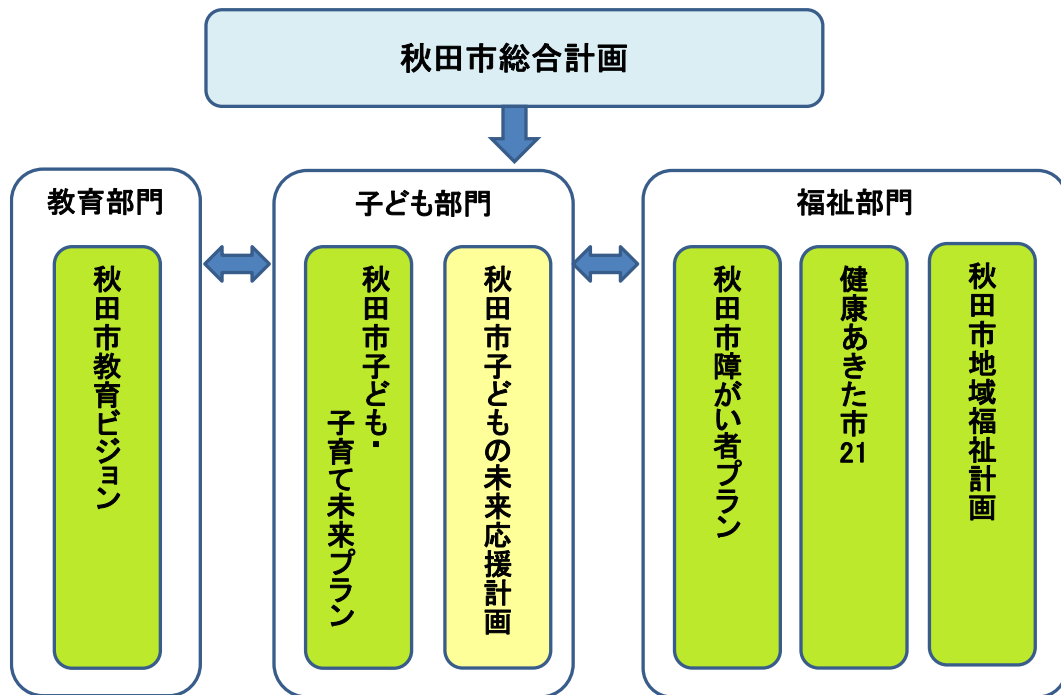
本市の未来を次の世代に引き継ぐためには、子どもたちが生まれ育った家庭の経済状況などにより就学の機会や就労の選択肢が奪われることのないように、将来に夢と希望を持って成長できるような環境を整えることは、重要な課題であるといえます。

こうしたことから、貧困の状況におかれ困難を抱えている子どもの状況を把握し、適切な支援が確実に届く仕組みを作るため、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、「秋田市子どもの未来応援計画」を策定し、実効性のある取組を推進してまいります。

¹ 子どもの貧困率：子ども（18歳未満の者）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合。なお、「等価可処分所得」、「貧困線」については、7頁で詳しく説明する。

2 計画の位置づけ

本計画は、秋田市が実施する子どもの貧困対策について定める任意の計画として策定するものであり、法および大綱を踏まえつつ、秋田市総合計画のもと、「秋田市地域福祉計画」、「健康あきた市 21」、「秋田市障がい者プラン」、「秋田市子ども・子育て未来プラン」、「秋田市教育ビジョン」など関連する諸計画と整合性を図っていきます。



3 計画の対象

本計画の対象は、次のとおりです。

- 0歳から満18歳になった最初の3月31日までの子どもとその保護者
- 貧困の状況にあることで生活上の困難を抱えている子どもとその家庭、または抱えやすい状況にある子どもとその家庭

4 計画の期間

計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて、計画内容の見直しを図ることとします。

【参考】 「子どもの貧困に関する指標」について

大綱では、子どもの貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するための指標が設定されています。国、秋田県および本市における実績値とともに、以下に示します。

指標の項目	国	秋田県	摘要(国、秋田県)	秋田市	摘要(秋田市)
○生活保護世帯に属する子供					
高等学校等進学率	90.8%	93.4%	平成25年4月1日現在	97.5%	平成28年4月1日現在
高等学校等中退率	5.3%	6.9%	平成25年度	1.9%	平成27年度
大学等進学率	32.9%	26.4%	平成25年4月1日現在	21.7%	平成28年4月1日現在
就職率<中学校卒業後>	2.5%	0.7%		2.3%	
就職率<高等学校等卒業後>	46.1%	66.7%		60.9%	
○児童養護施設の子供					
進学率<中学校卒業後>	96.6%	95.2%	平成25年5月1日現在	80.0%	平成27年度卒業生
就職率<中学校卒業後>	2.1%	4.8%		20.0%	
進学率<高等学校等卒業後>	22.6%	5.6%		0.0%	
就職率<高等学校等卒業後>	69.8%	88.9%		100.0%	
○ひとり親家庭の子供					
就園率<保育所・幼稚園>	72.3%	—	平成23年度全国母子世帯等調査	—	
進学率<中学校卒業後>	93.9%	—		—	
就職率<中学校卒業後>	0.8%	—		—	
進学率<高等学校卒業後>	41.6%	—		—	
就職率<高等学校卒業後>	33.0%	—		—	
○スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率					
スクールソーシャルワーカーの配置人数	1,008人	4人	平成25年度	1人	平成28年4月1日現在
スクールカウンセラーを配置する小学校の割合	37.6%	—	平成24年度	—	
スクールカウンセラーを配置する中学校の割合	82.4%	52.8%		91.3%	
○就学援助制度に関する周知状況					
毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	61.9%	60.0%	平成25年度	100.0%	平成28年度(学校数の割合)
入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	61.0%	40.0%		100.0%	
○日本学生支援機構の奨学金					
奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合	40.0%	—	平成25年度	—	
〃 <無利子・予約採用段階>					
〃 <無利子・在学採用段階>	100.0%				
奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合	100.0%	—		—	
〃 <有利子・予約採用段階>					
〃 <有利子・在学採用段階>	100.0%				
○ひとり親家庭の親					
就業率<母子家庭>	80.6%	85.1%	平成23年度全国母子世帯等調査	86.9%	平成27年8月1日現在
就業率<父子家庭>	91.3%	90.6%		88.1%	
○貧困率					
子供の貧困率	16.3%	—	平成25年国民生活基礎調査	—	
子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	54.6%	—		—	

第2章 本市における子どもの貧困の現状

1 本市における子どもの貧困の現状把握の方法

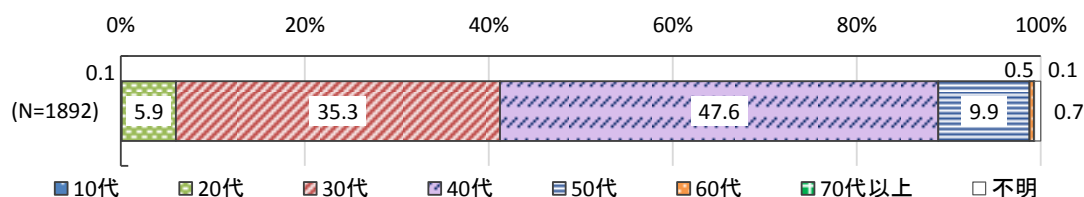
本市における子どもの貧困の現状を把握するため、18歳以下の子どもを養育している保護者を対象としたアンケート調査（以下「市民アンケート」という。）と、日ごろから困難な状況にある子どもやその家庭への支援に携わっている機関・団体等へのヒアリング調査を実施しました。

(1) 市民アンケート

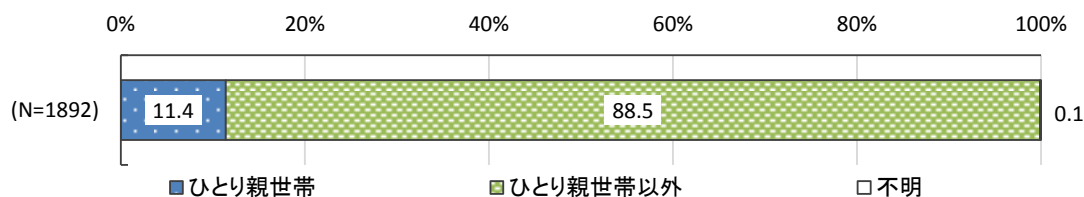
市民アンケートは、18歳以下の子どもを養育している保護者3,000人を対象としており、本市の子育て世帯の家計の状況、子どもの生活の様子、子どもの勉強や進学に関する状況、親の健康状態や就労状況などを把握することにより、本市における子どもの貧困の状況を分析することを目的として実施しました。

対 象	平成28年8月20日現在市内在住の18歳以下の子どもを養育している保護者3,000人
調 査 方 法	18歳以下の子どもを無作為抽出し、その保護者宛に調査票を郵送。無記名のアンケート方式とし、回収は郵送による。
調 査 期 間	平成28年9月15日から9月30日まで
主な調査項目	世帯の状況、子どもの生活の様子、子どもの勉強や進学に関すること、保護者の状況、世帯の家計の状況
回 答 数 ・ 率	回答数1,909件（回答率63.6%） 有効回答数1,892件

図表1 回答者（子どもの保護者）の年代



図表2 回答者に占めるひとり親世帯の割合



(2) 支援者ヒアリング

子どもや家庭の貧困の状況を多様な視点から捉えるために、生活に困難を抱えている子どもや家庭を支援している団体や機関の職員を対象として支援者ヒアリングを実施しました。

対象団体等	13の団体・機関の職員 26名 ・中央児童相談所、ひとり親自立支援センター、スクールソーシャルワーカー、定時制高校（秋田県） ・福祉総務課、保護第一課・保護第二課、学校教育課、子ども健康課、子ども未来センター、保育所（秋田市） ・NPO 法人あきた子どもネット、一般社団法人フードバンクあきた、母子生活支援施設（民間）
調査方法	本市子ども未来部子ども総務課職員が施設等を訪問し、面接によりヒアリングを実施
調査期間	平成28年11月2日から11月17日まで
主な調査項目	保護者の特徴、課題（日常生活の様子、子どもとの関わり方等） 子どもの特徴、課題（日常生活の様子、保護者との関わり方等）

2 子どもを取り巻く状況

市民アンケートの結果のほか、秋田県が平成28年6月から8月にかけて実施したひとり親世帯等の子育てに関するアンケート調査²における秋田市在住者分の結果（以下「県ひとり親アンケート」という。）および各種統計データから、本市における子どもの貧困の現状について整理しました。

(1) 国の貧困線を下回る水準の世帯で生活する子どもの割合

国では、貧困の状況にある子ども³の割合を示す指標として、「国民生活基礎調査」（厚生労働省）における子どもの貧困率を採用しています。また、同調査の中では、子どもの貧困率のほか、その算出に必要な貧困線⁴（122万円。平成25年調査）も公表されています。

そこで本市では、国の貧困線を用いて、市民アンケートの回答データから、国の貧困線を下回る水準の世帯で生活する子ども等の割合を算出しました。この結果、「国の貧困線を下回る水準の世帯で生活する子どもの割合」は、全体では6.4%

² 秋田県 ひとり親世帯等の子育てに関するアンケート調査：児童扶養手当受給者を対象に、秋田県が実施した。秋田市における調査対象先数は2,905名、うち1,034名からの回答があった（8月31日現在、回答率35.6%）。

³ 子ども：ここでの子どもは、「国民生活基礎調査」（厚生労働省）にならい、18歳未満の者とする。

⁴ 貧困線：等価可処分所得の中央値の半分の値。

となりました。この割合をひとり親世帯に限ってみると、32.4%となっており、国の貧困線を下回る水準で生活する子どもの割合は約3人に1人という厳しい状況となっています。

また、「国の貧困線を下回る水準の世帯で生活する世帯員の割合」は、全体では6.2%、ひとり親世帯では30.5%となりました。

図表 3 国の貧困線を下回る水準の世帯で生活する子ども等の割合

項目	秋田市 市民アンケート
世帯に含まれるすべての子どものうち、国の貧困線を下回る所得水準の世帯で生活する子どもの割合	6.4%
ひとり親世帯に属するすべての子どものうち、国の貧困線を下回る所得水準の世帯で生活する子どもの割合	32.4%
すべての世帯員のうち、国の貧困線を下回る所得水準の世帯で生活する世帯員の割合	6.2%
ひとり親世帯に属するすべての世帯員のうち、国の貧困線を下回る所得水準の世帯で生活する世帯員の割合	30.5%
所得中央値	250万円

※ 所得中央値は、すべての世帯員を可処分所得の小さい順に並べた際に、ちょうど中間にくる世帯員の所得のこと。

出典：市民アンケートより算出

【参考】 「子どもの貧困率」について

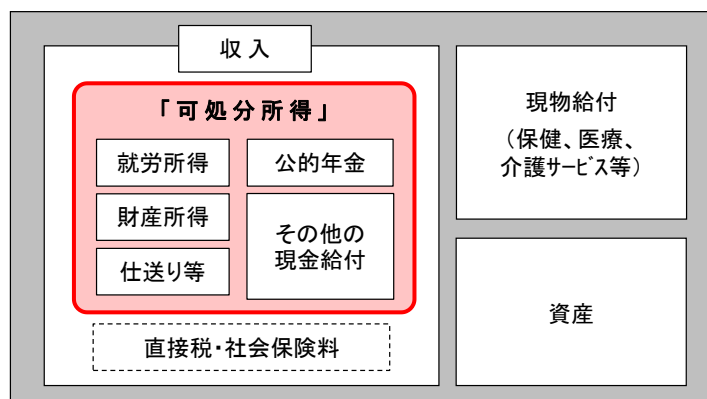
○「子どもの貧困率」とは、子ども（18歳未満のもの）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいいます。

○「等価可処分所得」とは、世帯の可処分所得を世帯人員数の違いにより調整した所得をいい、世帯人員の生活水準を数値として表す指標です。

世帯の可処分所得は各世帯の世帯人員数に影響されるため、世帯人員数で調整する必要があります。生活水準を考えた場合、世帯人員数が少ない方が生活コストは割高になることを考慮する必要があるため、「世帯の可処分所得÷世帯人員数」と単純に世帯人員数で割ることはできません。そのため、世帯人員数の違いにより調整するにあたっては、世帯人員数の平方根で割る方法がとられています。

◆ 可処分所得の範囲

収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入のこと。預貯金や不動産などの資産の多寡は考慮しません。



◆ 等価可処分所得の算出（可処分所得が400万円の場合）

$$2 \text{人世帯} \rightarrow 400 \text{万円} \div \sqrt{2} = 283 \text{万円}$$

$$3 \text{人世帯} \rightarrow 400 \text{万円} \div \sqrt{3} = 231 \text{万円}$$

$$4 \text{人世帯} \rightarrow 400 \text{万円} \div \sqrt{4} = 200 \text{万円}$$

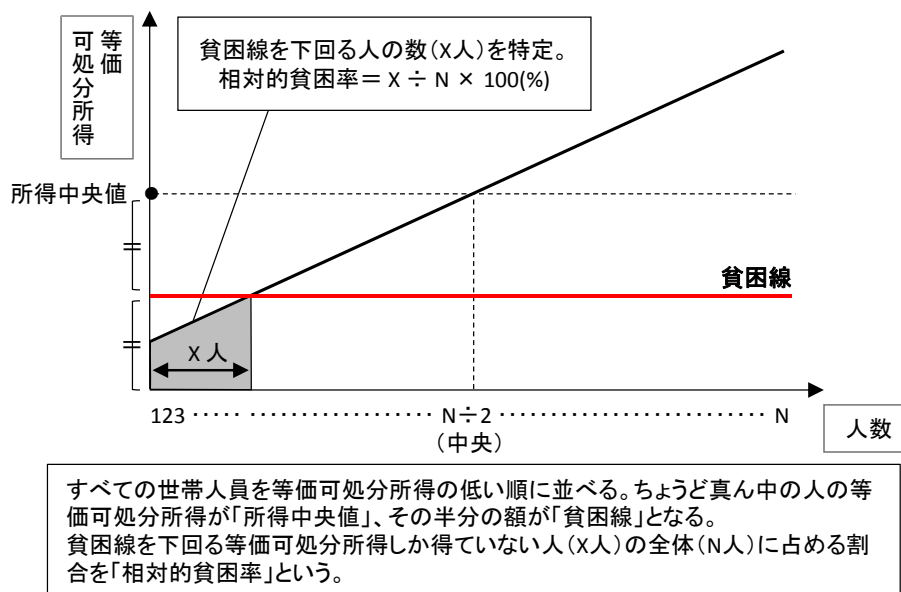
可処分所得400万円の2人世帯は、可処分所得283万円の単身世帯と同じ生活水準ということになります。

○「貧困線」とは、すべての世帯人員を等価可処分所得の低い順に並べた際に、ちょうど真ん中にあたる人の等価可処分所得（所得中央値）の半分の額をいいます。

なお、貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない人は相対的貧困にある

とされ、その割合を相対的貧困率といいます。相対的貧困である場合には、その地域や社会において普通とされる生活を享受することができない状態にあるといわれており、相対的貧困率は、格差の議論で用いられる指標の一つとして用いられています。

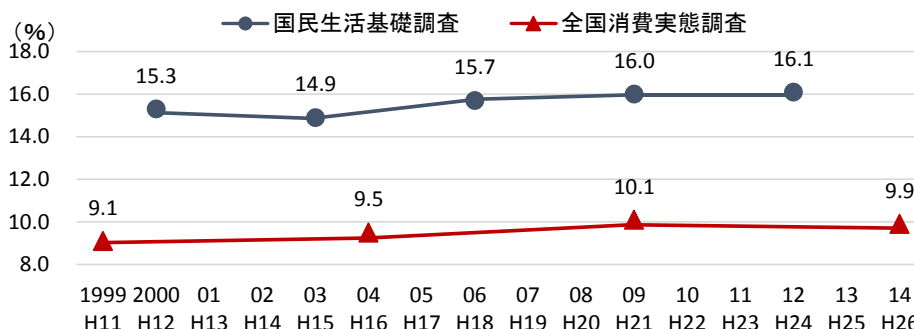
◆ 貧困線・相対的貧困率の考え方



○国の統計で相対的貧困率を算出している調査としては、総務省「全国消費実態調査」と厚生労働省「国民生活基礎調査」の二つがあります。両調査は、調査方法や調査対象などが異なることから、公表されている相対的貧困率には違いがあります。

国の子どもの貧困対策においては、国民生活基礎調査における子どもの貧困率を指標としていますが、これは全国消費実態調査により算出される水準が正しくないということではありません。それぞれの調査による相対的貧困率の水準には違いがあるものの、変化の方向は同じであり、両調査の目的や統計的特性などに留意しつつ、相対的貧困の傾向をみる必要があります。

◆ 相対的貧困率の推移

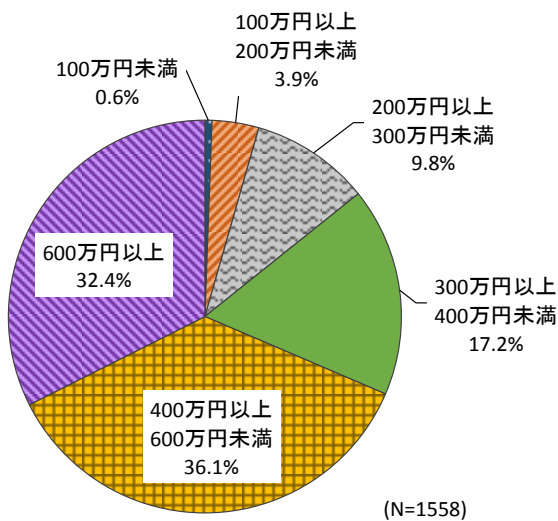


(2) 秋田市の子育て世帯の収入状況

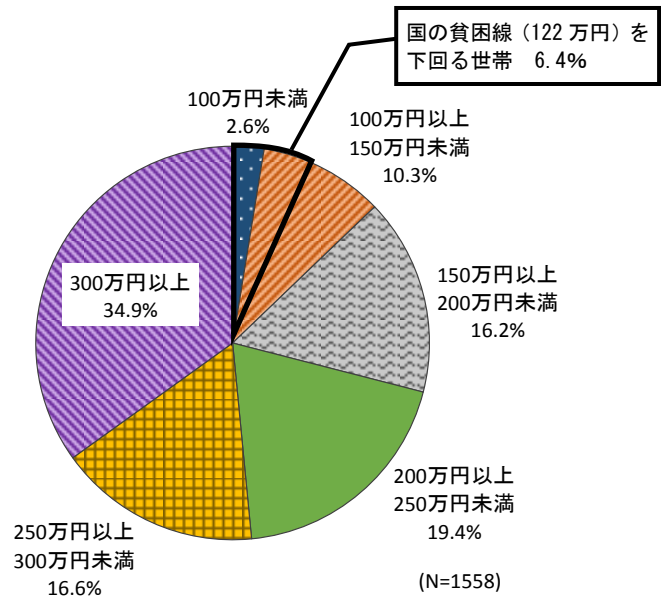
本市の子育て世帯の収入は、400万円未満の世帯、400万円以上600万円未満の世帯、600万円以上の世帯がおおむね3分の1ずつとなっています。

また、生活水準を表す指標である等価可処分所得をみると、「100万円未満」の世帯が2.6%、「100万円以上150万円未満」の世帯が10.3%となっており、国の貧困線を下回る世帯は6.4%にあたります。

図表 4 子育て世帯の収入



図表 5 子育て世帯の等価可処分所得



出典：市民アンケート（収入不詳者を除く）。

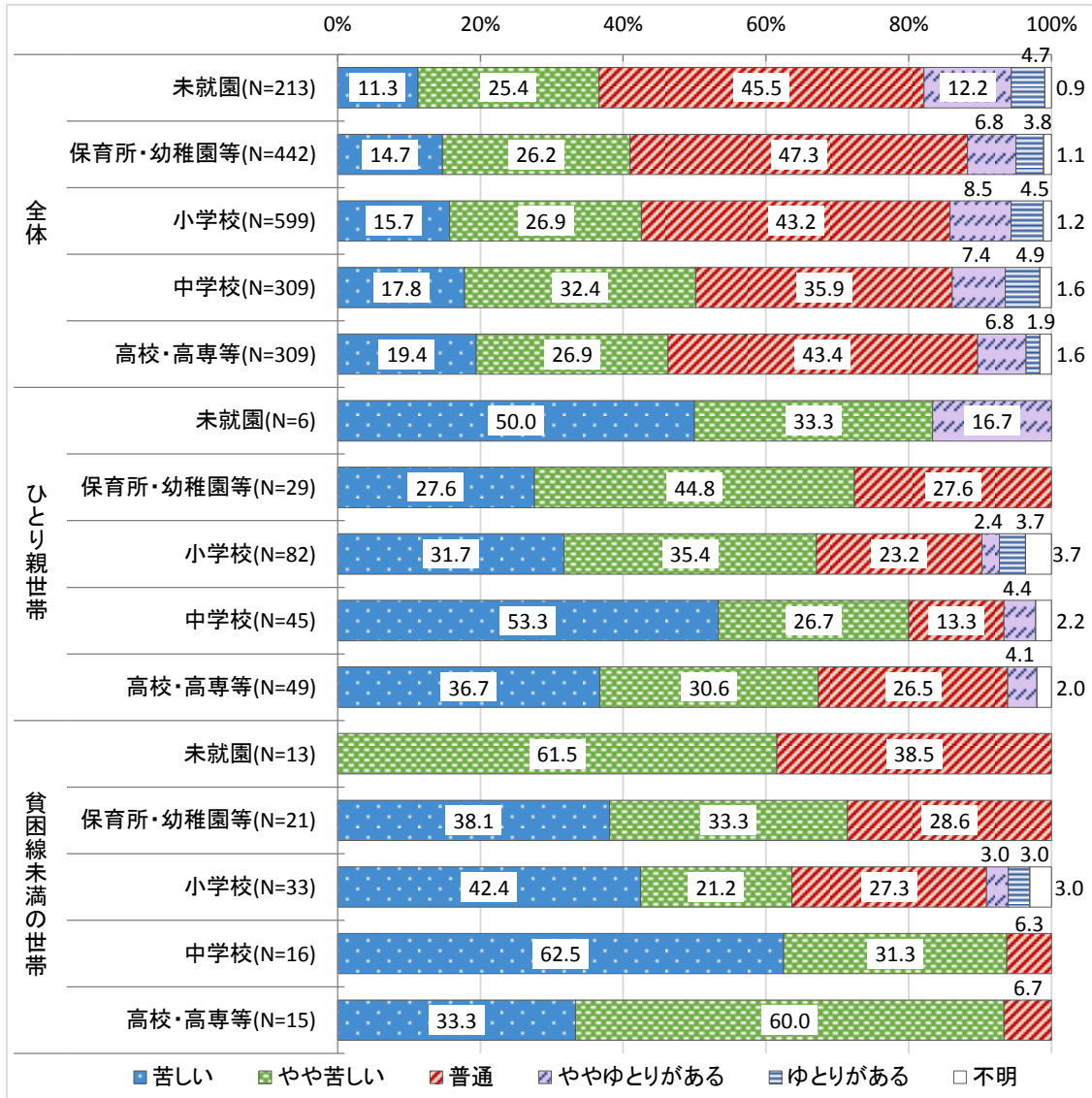
以下、市民アンケートのみからの出典の場合には記載を省略する。

(3) 子育て世帯の暮らしの実感

現在の生活状況の実感について、「生活が苦しい」（「やや苦しい」と「苦しい」を合わせた割合）と感じている世帯は、ひとり親世帯では71.8%、国の貧困線を下回る水準（以下「貧困線未満」という。）の世帯では74.8%と、全体の43.5%に比べ高くなっています。

子どもの在籍する学校教育機関別にみると、ひとり親世帯、貧困線未満の世帯では、子どもが中学校在籍時に「生活が苦しい」と感じる世帯がもっとも多くなっています。

図表 6 現在の生活状況について <子どもの在籍する学校教育機関別>



(4) 特に困難を抱えやすい子ども・世帯について

大綱では、生活保護世帯の子どもやひとり親家庭の子どもなど、支援を要する緊急度の高い子どもに対して優先的に施策を講じるよう配慮する必要があるとしています。本市におけるこれらの子どもの状況は次のようになっています。

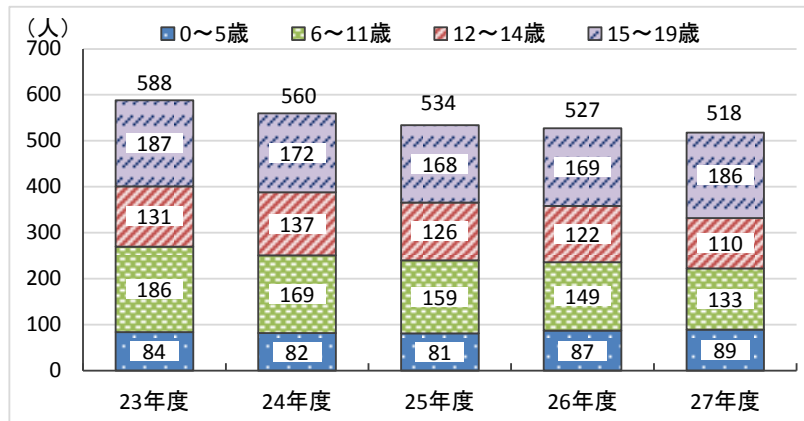
ア 生活保護世帯

本市の生活保護世帯に属する20歳未満の人数は、平成27年度には518人となっています。年齢層によっては増減に違いはあるものの、平成23年度以降は減少傾向で推移しています。

年齢階級別の保護率の推移をみると、小学生および中学生に相当する子どもの保護率は低下している一方、未就学児や高校生に相当する子どもの保護率は上昇しています。

本市の20歳未満の人口⁵は約5万1,000人であることから、保護率は約1%となります。

図表7 年齢階級別被保護人員数（20歳未満）と保護率



年齢区別	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
15～19歳	12.0	11.3	11.1	11.4	12.9
12～14歳	14.8	15.7	14.9	14.7	13.6
6～11歳	11.7	10.8	10.4	9.9	9.0
0～5歳	5.9	5.8	5.8	6.3	6.5

出典：秋田市「福祉の概要（平成28年度版）」

年齢区分別保護率は、秋田市「福祉の概要（平成28年度版）」および秋田県「平成27年 秋田県の人口 秋田県年齢別人口流動調査報告書」における各年10月1日現在の人口より算出

イ ひとり親世帯

(ア) ひとり親世帯数と子どもの人数

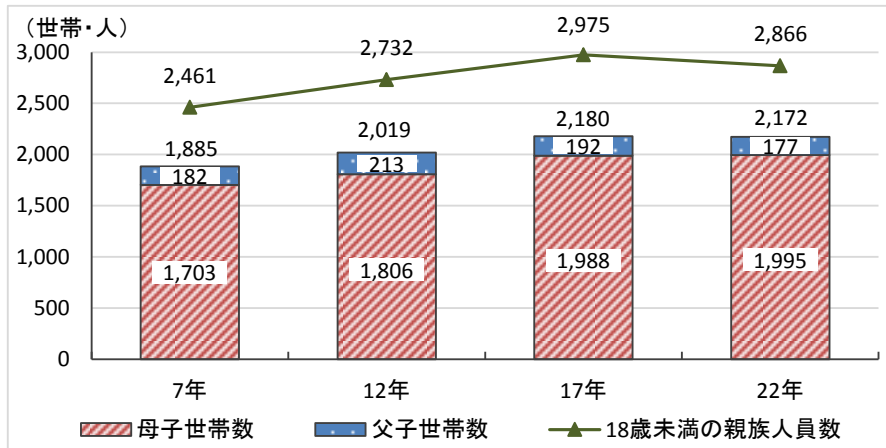
国勢調査によると、本市における父親または母親と子（18歳未満）のみで構成されるひとり親世帯の世帯数は、平成22年には2,172世帯となっており、その9割以上が母子世帯となっています。また、当該世帯に属する親族人員のうち18歳未満の親族人員数は2,866人となっており、これは同年の18歳未満人口49,186人の5.8%にあたります。

母親と子のみで構成される母子世帯のうち生活保護を受給している世帯⁶の世帯数は、概ね210世帯から250世帯の間で推移しており、母親と子のみで構成される母子世帯に占める割合は、およそ1割となっています。

⁵ 本市の20歳未満の人口：秋田県「平成27年 秋田県の人口 秋田県年齢別人口流動調査報告書」における平成27年10月1日現在の0歳～19歳の人口。

⁶ 母親と子のみで構成される母子世帯のうち生活保護を受給している世帯数：福祉行政報告例、被保護者調査（ともに厚生労働省）による。平成22年には220世帯。

図表 8 親と子のみで構成されるひとり親世帯と 18 歳未満の親族人員数



出典：総務省「国勢調査」

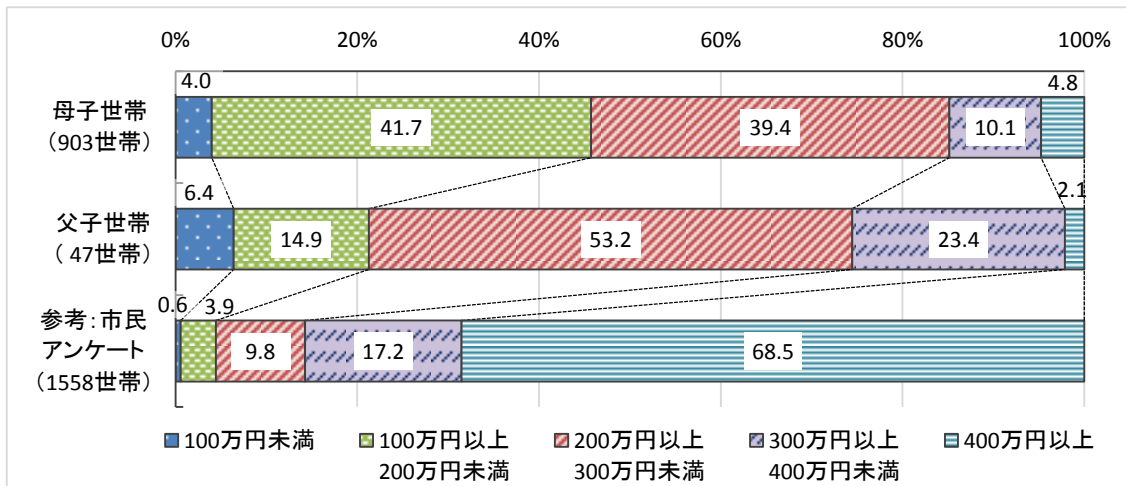
(イ) 県ひとり親アンケートからみる ひとり親世帯の収入と親の就業状況

ひとり親世帯の収入は、母子世帯の4割以上が年間200万円未満となっています。父子世帯においても2割が200万円未満の収入となっています。

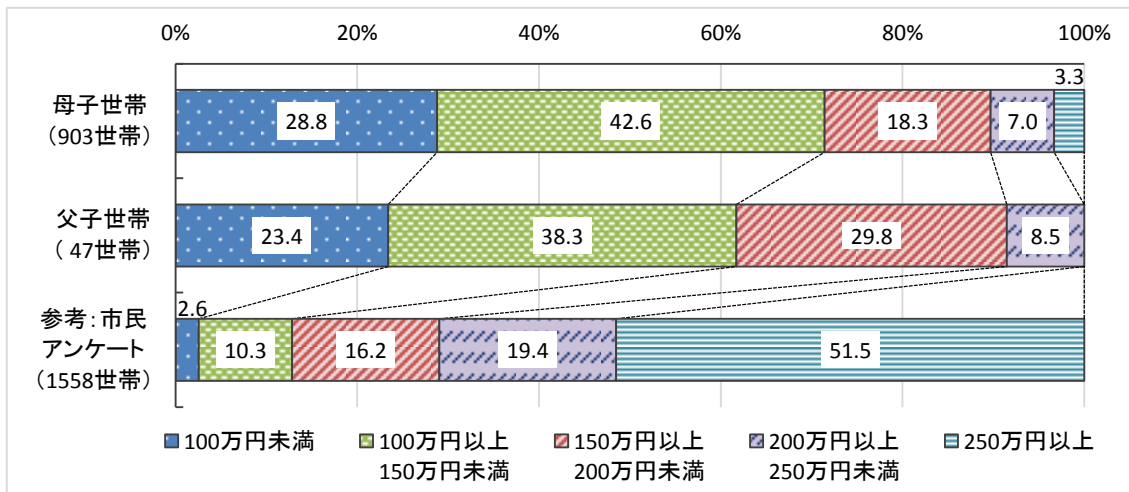
等価可処分所得をみると、母子世帯、父子世帯とともに「100万円以上150万円未満」がもっとも多く4割前後を占めています。「100万円未満」もそれぞれ2割を超えており、厳しい経済状況の世帯が多いことがうかがえます。

ひとり親世帯の親の就労状況は、母子世帯では「パート・アルバイト等」が43.8%で最も多く、次いで「正規の職員、従業員」が41.2%で続いています。父子世帯では、「正規の職員、従業員」が58.8%で最も多く、「パート・アルバイト等」は13.7%となっています。

図表 9 ひとり親世帯の世帯収入



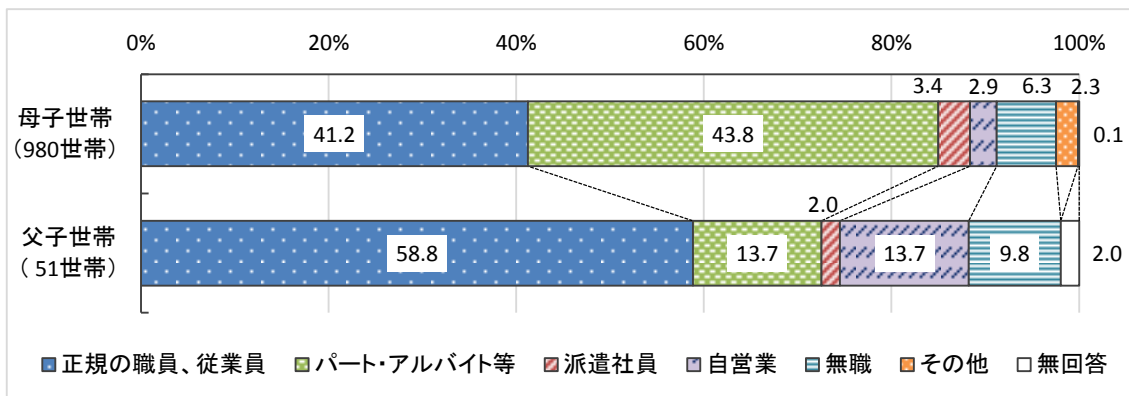
図表 10 ひとり親世帯の等価可処分所得



※ 図表 9、10 ともに収入不詳者を除く

出典：図表 9、10 ともに県ひとり親アンケート、市民アンケート。

図表 11 ひとり親世帯の親の就労状況



出典：県ひとり親アンケート

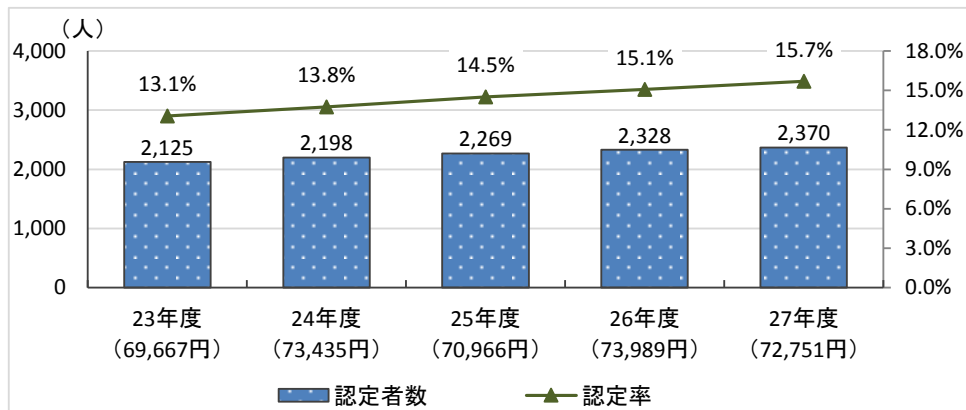
ウ 就学援助を受けている子ども

本市では、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学援助として子どもの学習に必要な費用の一部を援助しています。

(7) 小学生

小学生に対する就学援助の認定者数は平成 27 年度で 2,370 人、認定率は 15.7%となっています。認定者数と認定率はともに緩やかに増加しており、認定率は 5 年間で 2.6 ポイント上昇しています。

図表 12 就学援助認定者数と認定率（小学生）

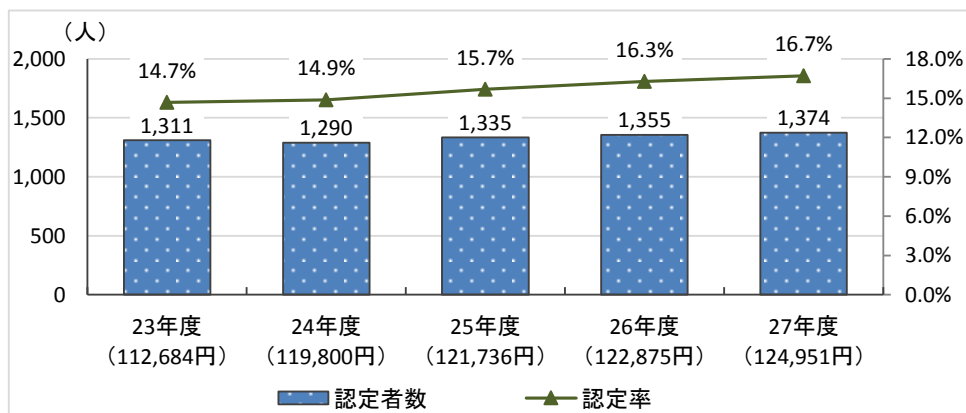


注) 年度下の括弧内の人数は、各年度の一人当たりの就学援助支給額
 出典：秋田市学事課調べ

(イ) 中学生

中学生に対する就学援助の認定者数は平成 27 年度で 1,374 人、認定率は 16.7%となっています。認定率は緩やかに増加しており、5年間で 2.0 ポイント上昇しています。

図表 13 就学援助認定者数と認定率（中学生）



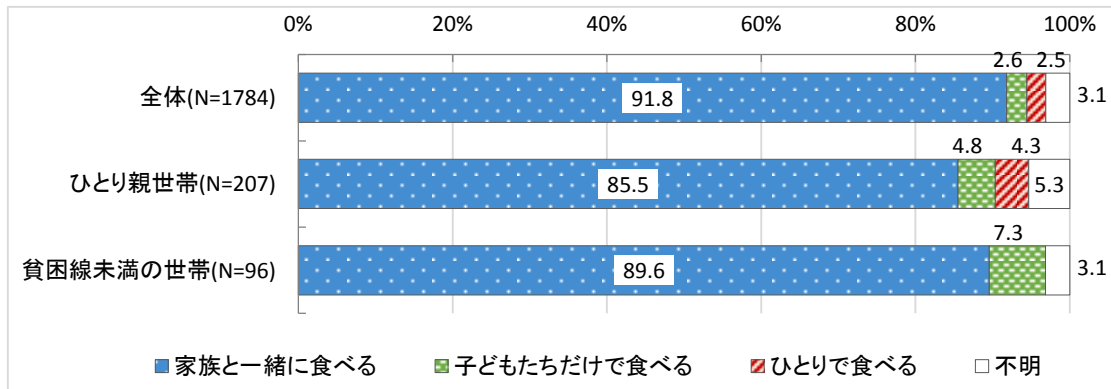
注) 年度下の括弧内の人数は、各年度の一人当たりの就学援助支給額
 出典：秋田市学事課調べ

(5) 子どもの状況と課題について

ア 子どもの生活習慣

夕食を食べる際の状況をみると、ひとり親世帯において「ひとりで食べる」と回答した世帯の割合が 4.3%と、全体に比べ若干高くなっています。

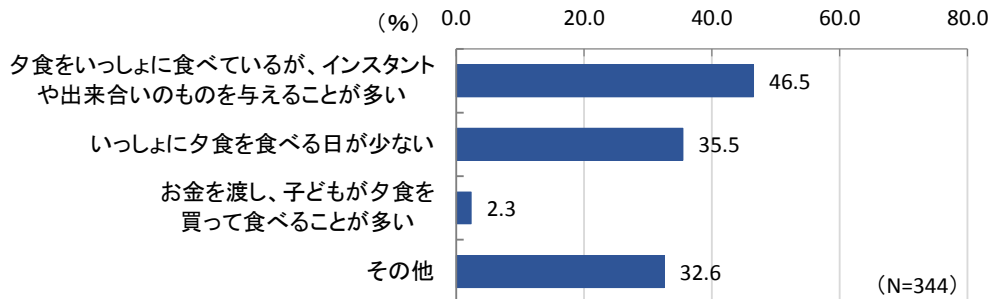
図表 14 夕食を食べる際の状況



◆ 県ひとり親アンケートより ～ 子どもの食事について ～

県ひとり親アンケートの結果をみると、「子どもの食生活が心配か」については、3割の方が「はい」と回答しており、その方々が心配なこととしては、「夕食を一緒に食べているが、インスタントや出来合いのものを与えることが多い」が46.5%でもっとも割合が高くなっています。「いっしょに夕食を食べる日が少ない」は35.5%となっています。

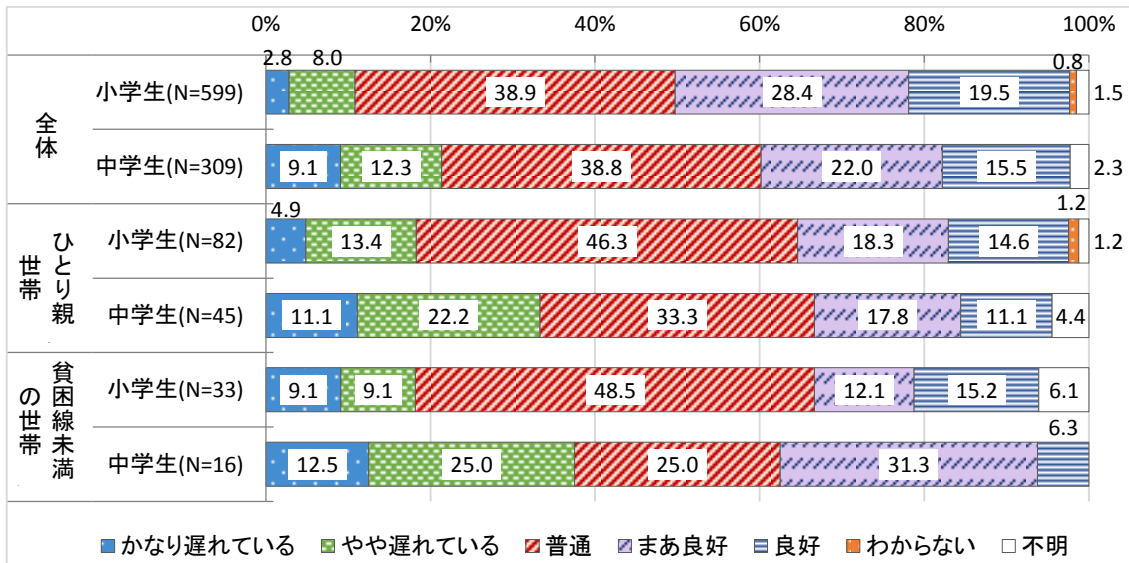
図表 ① 子どもの食生活について心配なこと ※複数回答



イ 子どもの学習の状況

勉強全般の成績が遅れていると回答した世帯の割合（「やや遅れている」と「かなり遅れている」の回答割合の合計）をみると、ひとり親世帯や貧困線未満の世帯で高くなっています。とりわけ中学生については、ひとり親世帯では33.3%、貧困線未満の世帯では37.5%と、全体の21.4%に比べ割合が高くなっています。

図表 15 勉強全般の成績 <小学生・中学生>



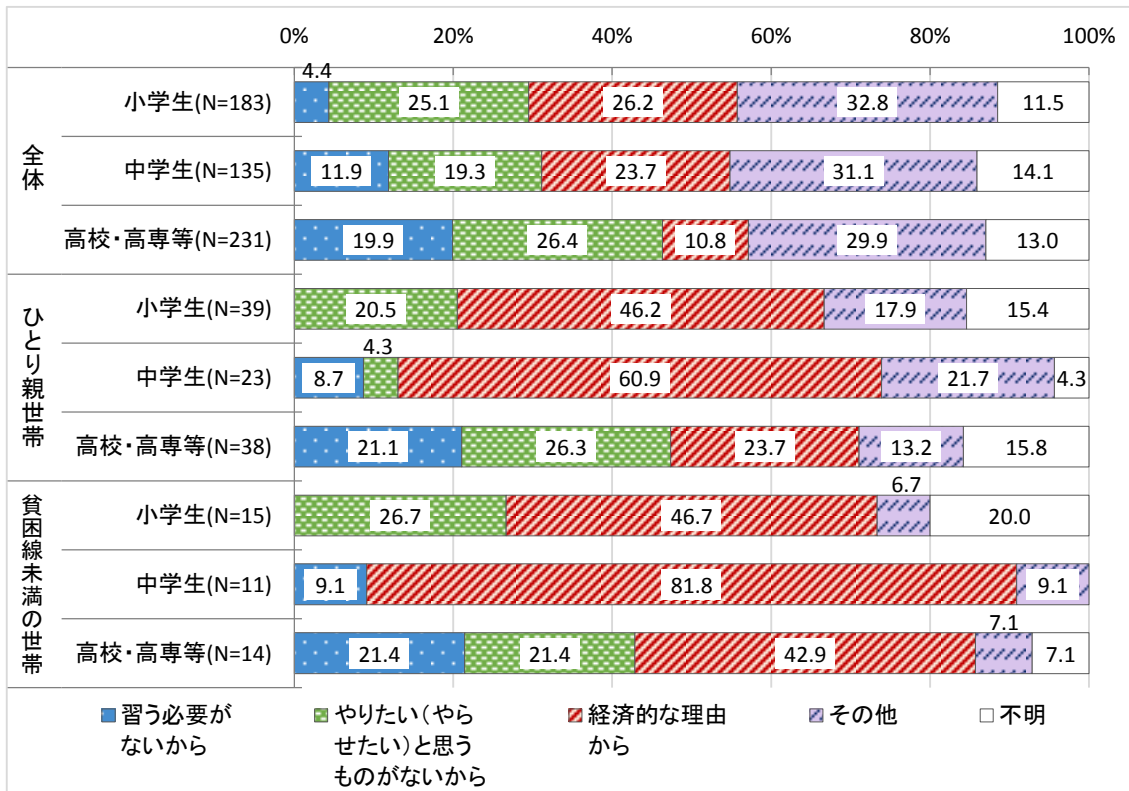
ウ 子どもの習い事の状況

小学校、中学校、高校別に習い事等を「している」と回答した世帯の割合は、ひとり親世帯や貧困線未満の世帯では、全体に比べて低くなっています。また、貧困線未満の世帯では、習い事等を「している」と回答した世帯の割合が小学校では54.5%、中学校では31.3%、高校・高専等では6.7%と、学年が進むにつれて割合の落ち込み幅は全体と比較して大きくなっています。

ひとり親世帯や貧困線未満の世帯においても、小学校ではともに5割の子どもが習い事などを行っているなど各教育段階で習い事等を行っている子どもはおり、世帯の状況に関わらず子どもに学校外での活動を後押ししている様子が見えがえします。

習い事等を「していない」と回答した場合の理由については、ひとり親世帯と貧困線未満の世帯では「経済的な理由から」が多くなっています。とりわけ、中学校においては「経済的な理由から」とする回答割合が小学校と比較して多く、中学校時期における習い事等への経済的な負担感が大きいことがうかがえます。

図表 16 習い事等をしていない理由 <小学生～高校生>



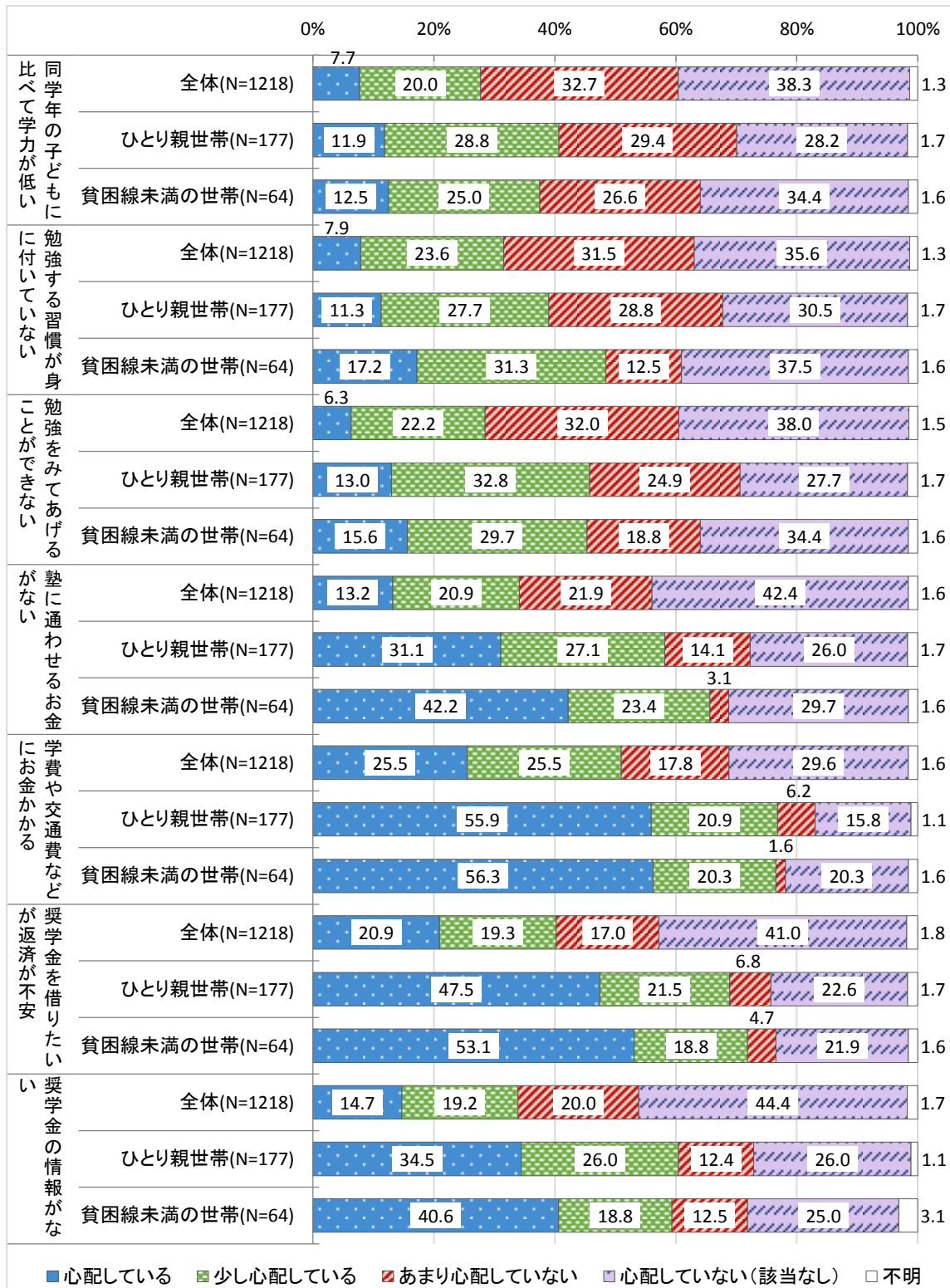
習い事等の内容は、小学校では「スポーツ」と回答した世帯が6割と最も高く、以下は「学習塾」、「音楽」、「英会話」、「書道・そろばん」が2割前後で続いているのに対し、中学校では「学習塾」が7割と突出して高く、他の習い事はいずれも2割以下と低く、小学校と中学校では習い事の内容に違いがみられます。

中学校以降は多様な部活動が始まることに加え、高校受験に向けての準備が始まることから習い事等の中でも特に学習塾の需要が高まりますが、学習塾は比較的費用が高く世帯への負担感が大きいため、経済的な理由によってあきらめなければならないケースがあるものと考えられます。

エ 子どもの学習や進学に関する心配

ひとり親世帯と貧困線未満の世帯では、お金に関係することがらのほか、「奨学金等の情報がない」といった点について心配していると回答した世帯の割合が比較的高くなっています。

図表 17 学習や進学に関して心配していること <小学生～大学生>

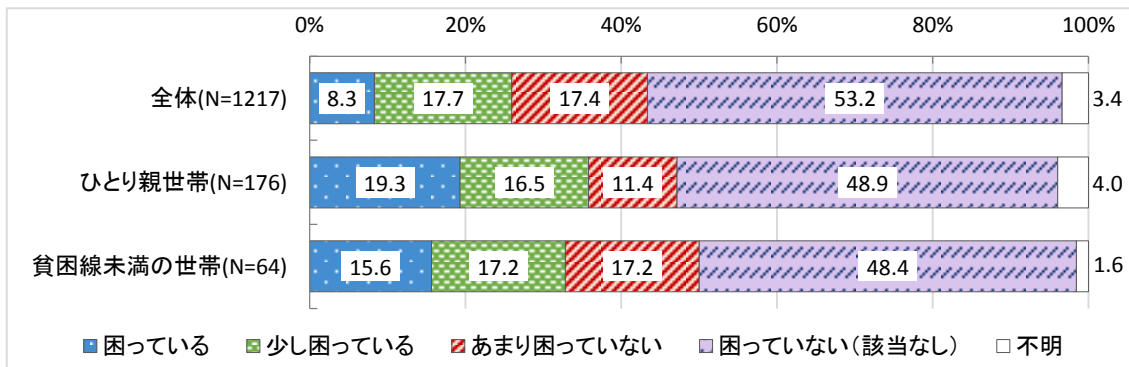


オ 部活、スポーツ少年団、塾等にかかる費用

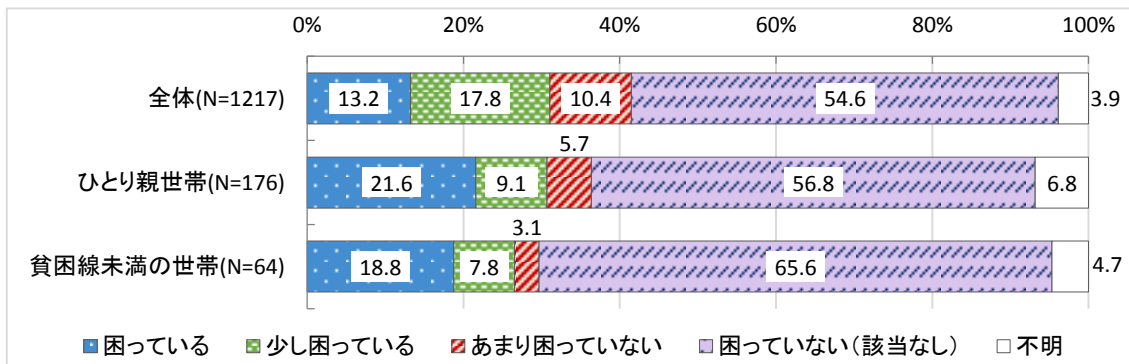
部活やスポーツ少年団にかかる費用が高いことについて「困っている」と回答した世帯の割合は、ひとり親世帯の19.3%、貧困線未満の世帯の15.6%と、全体の8.3%と比べて高くなっています。

学習塾にかかる費用について「困っている」と回答した世帯の割合は、ひとり親世帯の21.6%、貧困線未満の世帯の18.8%と、全体の13.2%と比べて高くなっています。また、習い事等についても、ひとり親世帯で13.4%、貧困線未満の世帯で16.2%と、全体の8.9%に比べて高くなっています。

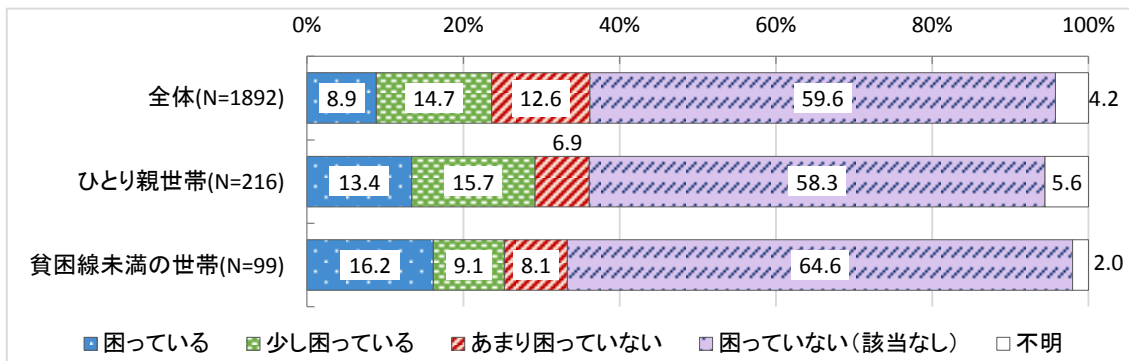
図表 18 部活やスポーツ少年団にかかる費用が高い <小学生～高校生>



図表 19 学習塾にかかる費用が高い <小学生～高校生>



図表 20 習い事にかかる費用が高い <全体>

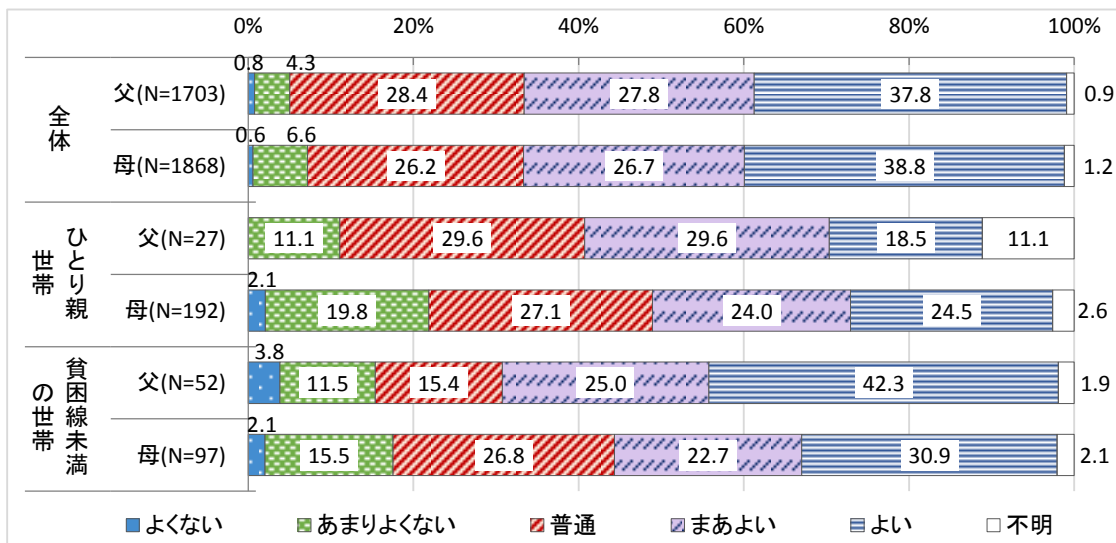


(6) 保護者の状況と課題

ア 保護者の健康状態

現在の健康状態がよくない（「あまりよくない」と「よくない」の回答割合の合計）とした保護者の割合は、ひとり親世帯では父親の11.1%、母親の21.9%、貧困線未満の世帯では父親の15.3%、母親の17.6%と、全体に比べ高くなっています。

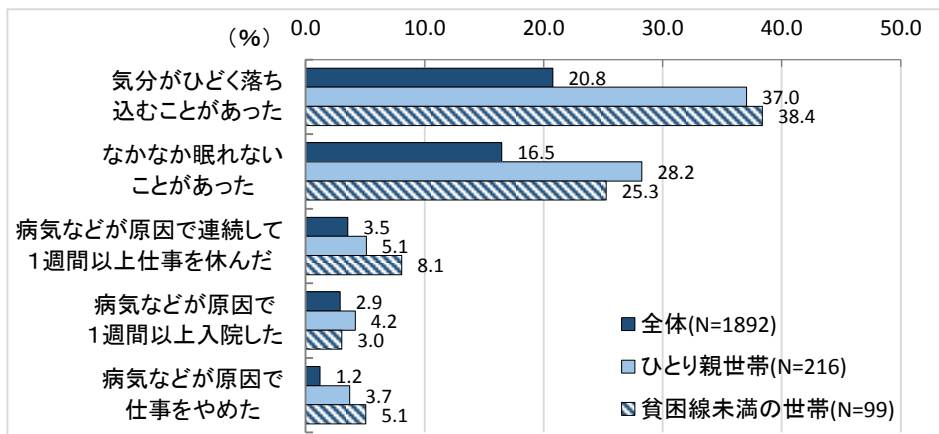
図表 21 保護者の健康状態



イ 保護者の過去1年間の病気などの状況

保護者（アンケート回答者）の過去1年間の病気などの状況については、「気分がひどく落ち込むことがあった」はひとり親世帯で37.0%、貧困線未満の世帯で38.4%と、全体に比べて回答割合が高くなっています。「なかなか眠れないことがあった」とする回答割合も、ひとり親世帯で28.2%、貧困線未満の世帯で25.3%と高くなっています。

図表 22 保護者の過去1年間の病気などの状況（あてはまるもの全て選択）

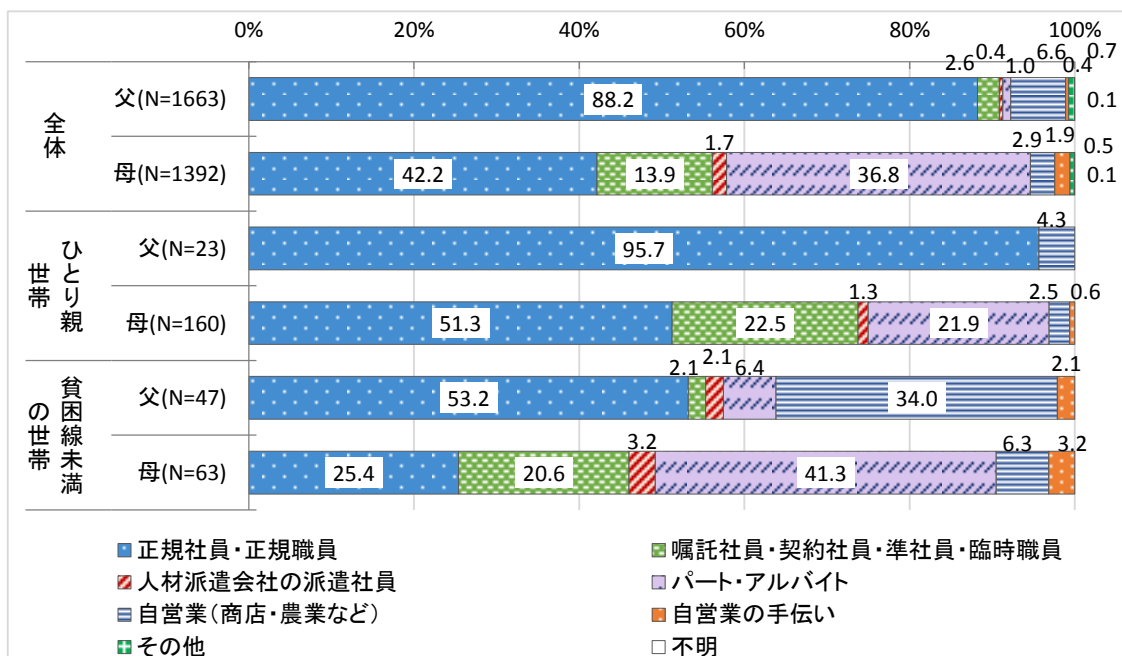


ウ 保護者の就労状況

ひとり親世帯では、父子世帯の父親、母子世帯の母親のそれぞれ8割が働いていますが、「正規社員・正規職員」として働いている人の割合は、父子世帯の父親が8割であるのに対し、母子世帯の母親では5割にとどまっています。

貧困線未満の世帯では、父親の9割、母親の6割が就労しており、共働き世帯も多いことが推測されますが、「正規社員・正規職員」として働いている人の割合は、父親の5割、母親の2.5割にとどまっており、正規雇用で働く人の割合が全体に比べ低くなっています。また、父親の3割は自営業となっています。

図表 23 保護者の就労形態



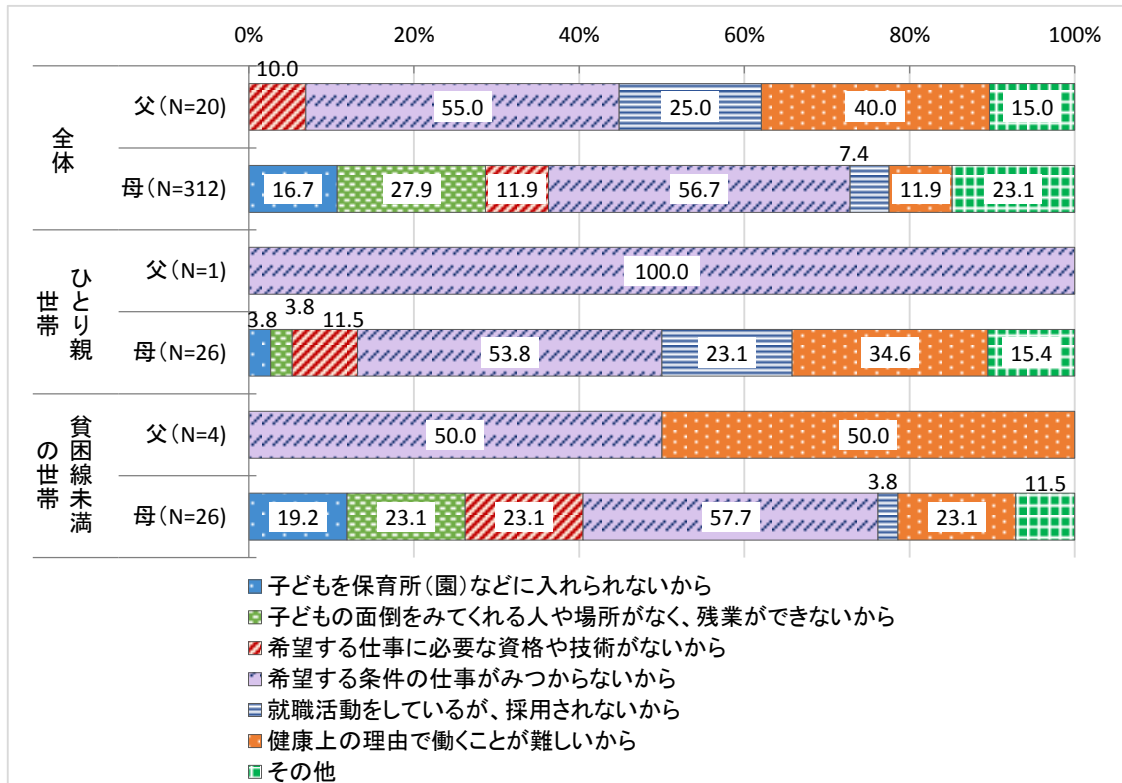
エ 保護者の働いていない理由

仕事をしていないが働きたいと考えている保護者の、働いていない理由については、「希望する条件の仕事が見つからないから」と回答した人がもっとも多く、全体の父親母親ともに5割を超えています。

母子世帯の母親では、「就職活動をしているが採用されない」とする回答が2割と全体に比べ高くなっており、働く意志をもって就職活動をしていながらも採用に至っていない状況があることがうかがえます。

「子どもを保育所(園)などに入れられないから」、「子どもの面倒をみてくれる人や場所がなく、残業ができないから」といった、子どもの保育に関わる理由により働いていないとする人の割合は、ひとり親世帯の母親では7.6%であるのに対し、貧困線未満の世帯の母親では42.3%と高くなっています。

図表 24 働きたいが仕事をしていない保護者の、働いていない理由

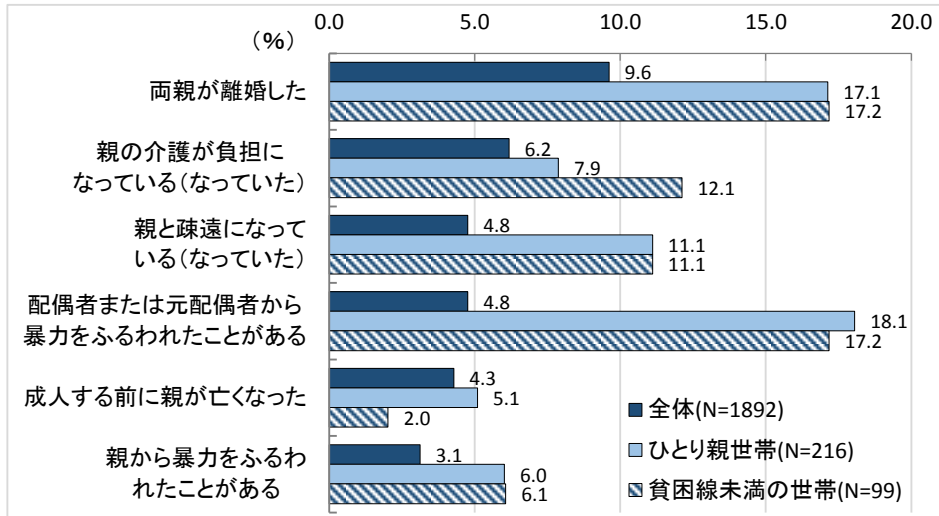


オ 保護者のこれまでの経験

保護者（アンケート回答者）がこれまでに経験したことをみると、ひとり親世帯や貧困線未満の世帯では、「両親が離婚した」、「親と疎遠になっている（なっていた）」、「配偶者または元配偶者から暴力をふるわれたことがある」の回答割合が高い傾向がうかがえました。

貧困線未満の世帯においては、「親の介護が負担になっている（なっていた）」とする回答も比較的多くなっています。

図表 25 保護者がこれまでに経験したこと（あてはまるもの全て選択）

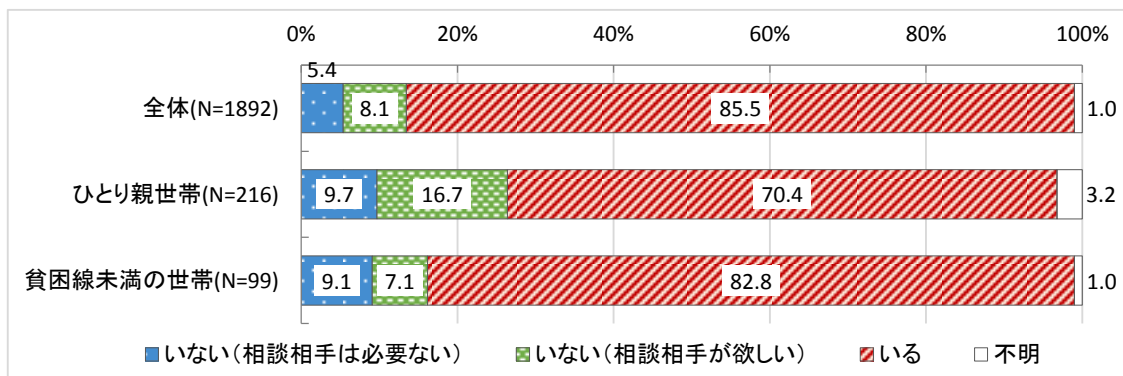


カ 保護者の相談先

保護者（アンケート回答者）に現在心おきなく相談できる相手がいるかどうかについては、世帯の状況に関わらず「いる」の回答割合がもっとも高くなっています。

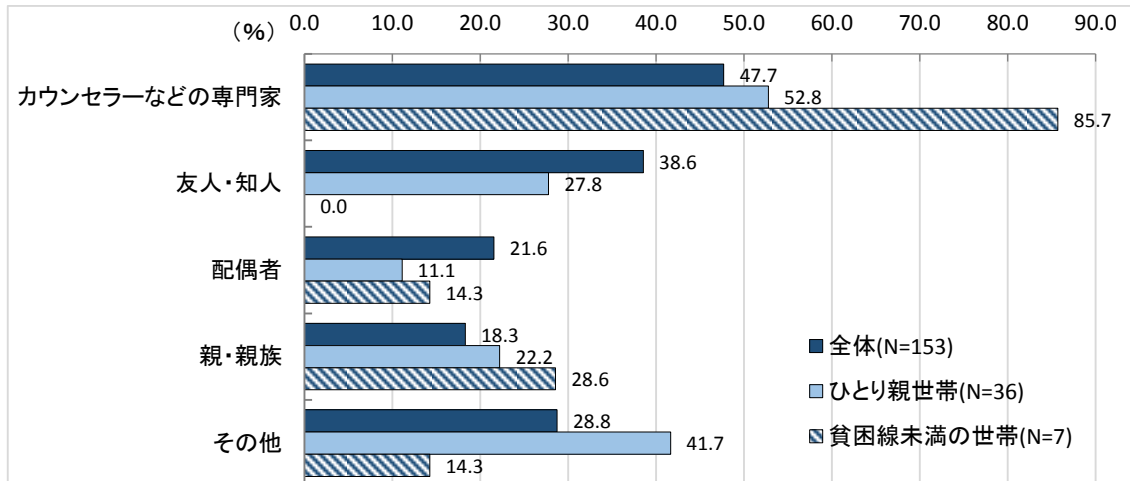
一方、「相談相手が欲しい」とする回答割合はひとり親世帯の 16.7%、貧困線未満の世帯の 7.1%となり、「相談相手は必要ない」と回答した方は、ひとり親世帯、貧困線未満の世帯でそれぞれ 1 割程度となっており、回答者全体に比べて高くなっています。

図表 26 心おきなく相談できる相手がいるか



「相談相手が欲しい」と考えている方が相談したい相手としては、「カウンセラーなどの専門家」の回答割合がもっとも高くなっており、特に貧困線未満の世帯では8割を超えています。

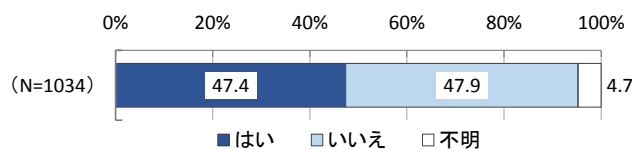
図表 27 相談相手がいない方が相談したい相手（あてはまるもの全て選択）



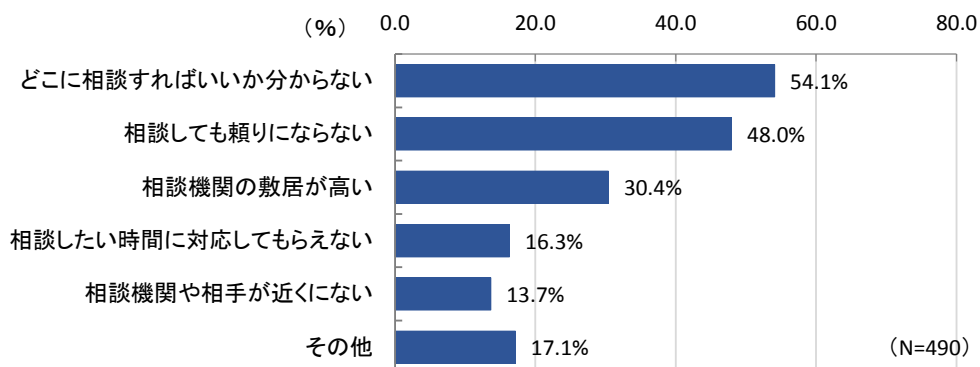
◆ 県ひとり親アンケートより ～ 相談先について ～

県ひとり親アンケートの結果をみると、「相談したいと思ってもできずにいるか」について47.4%の方が「はい」と回答しており、その方々が相談できずにいる理由としては、「どこに相談すればいいかわからない」が54.1%で、もっとも割合が高くなっています。

図表 ② 相談したいと思ってもできずにいるか



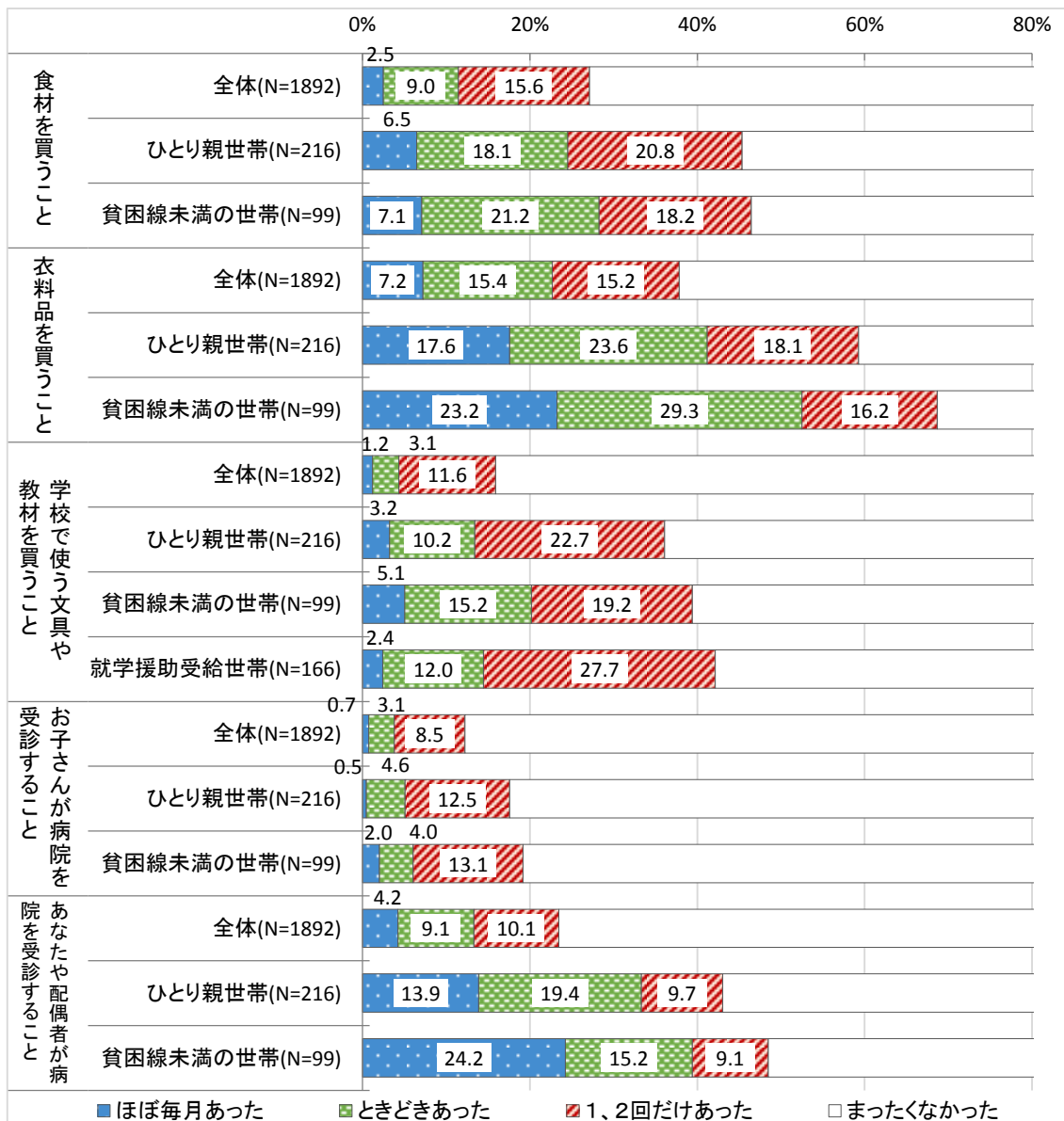
図表 ③ 相談できずにいる理由 ※複数回答



キ 必要だができなかったこと

経済的な理由によって必要だができなかったことがあったかどうかについては、「ほぼ毎月あった」と「ときどきあった」とする回答を足した割合で見ると、総じてみれば「衣料品を買うこと」「食材を買うこと」「あなたや配偶者が病院を受診すること」が高くなっています。「お子さんが病院を受診すること」は、比較的割合は低いものの、ひとり親世帯や貧困線未満の世帯の5%程度が該当しています。

図表 28 必要だができなかったこと

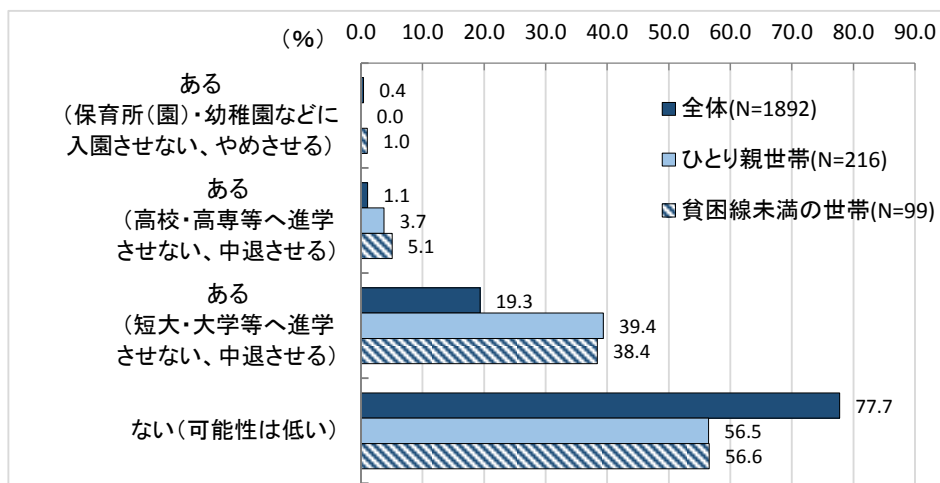


ク 経済的な事情による子どもの進学等への影響

これまでに子どもに進学をあきらめさせたり学校を中退させたりしたことがあるかについて「ある」と回答した人の割合は、「保育所（園）・幼稚園などに入園させなかった、やめさせた」では、ひとり親世帯の 2.8%、貧困線未満の世帯の 5.1%となっています。「高校・高専等へ進学させなかった、中退させた」では、ひとり親世帯の 2.8%、貧困線未満の世帯の 2.0%となっています。

今後の可能性については、「短大・大学等へ進学させない、中退させる可能性がある」と回答した人の割合はひとり親世帯、貧困線未満の世帯でともに4割程度と高くなっています。

**図表 29 今後子どもに進学をあきらめさせたり学校を中退させたりする可能性
(あてはまるもの全て選択)**



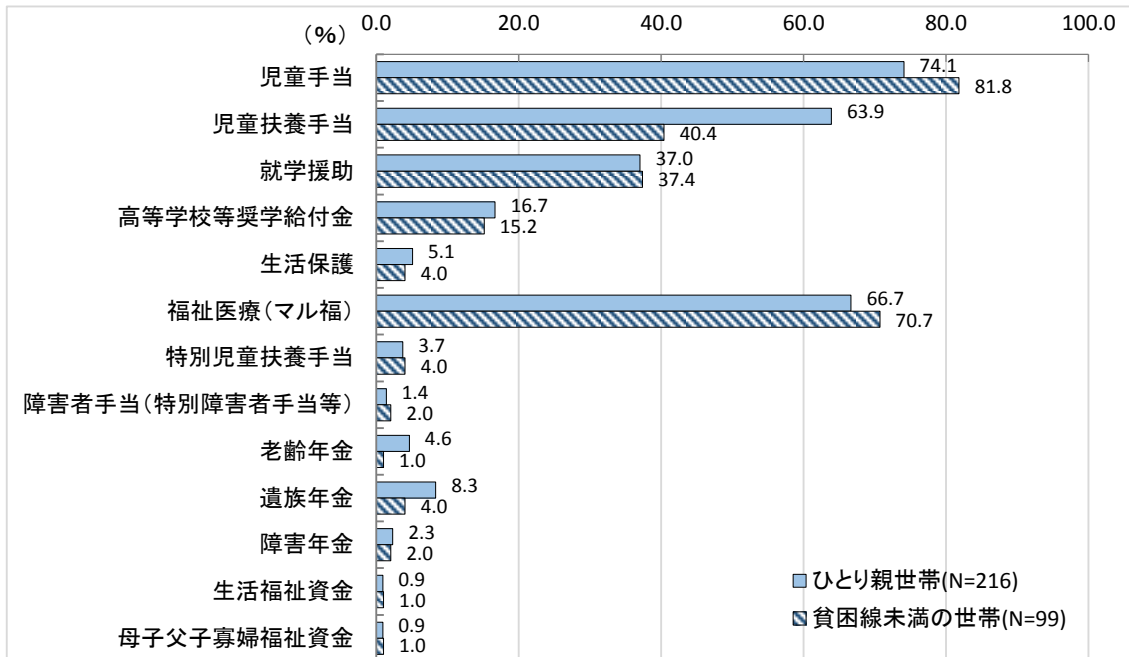
ケ 現在受けている手当てや援助等

ひとり親世帯のうち児童扶養手当⁷を受けている世帯の割合は 63.9%と、6割程度となっています。

生活保護を受けている世帯の割合はひとり親世帯の 5.1%、貧困線未満の世帯の 4.0%にとどまっています。

⁷ 児童扶養手当：父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭等（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当。所得制限がある。

図表 30 現在受けている手当や援助（あてはまるもの全て選択）



◆ アンケートに寄せられた「困りごと・支援して欲しいこと」

市民アンケートおよび県ひとり親アンケートでは、それぞれのアンケート上で、保護者の方が困っていることや支援して欲しいことについての意見をうかがっています(自由記述式)。

子育て世帯全般を対象とした市民アンケートでは、福祉医療に関する要望がもっとも多く、次いで、現在負担している保育料・学費が高いとする意見、大学進学にかかる費用が高いといった意見等、家計に関する意見が続いています。

一方、対象をひとり親世帯等に限った県ひとり親アンケートでは、相談窓口や情報提供のあり方に関する改善要望がもっとも多くなっています。支援のメニューを揃えるとともに、支援を必要としている方に各種支援メニューをつなぐ仕組みを整えることも重要といえます。

市民アンケート		県ひとり親アンケート	
1	福祉医療に関する要望 (対象年齢引き上げ、所得制限廃止など)	1	相談窓口や情報提供のあり方に関する改善要望
2	現在負担している保育料や学費が高いという意見	2	児童扶養手当の所得制限が苦しい、支給金額が少ないという意見
3	大学進学にかかる費用が高いとする意見や、奨学金に関する要望(給付型奨学金など)	3	現在負担している学費および進学にかかる費用が高いという意見
4	収入が少ない、働き方(休暇・勤務時間)を変えたいという意見	4	収入が少ない、働き方(休暇・勤務時間)を変えたいという意見
5	子どもの保育(待機児童、休日保育、病児保育、学童保育、児童センター)に関する要望	5	福祉医療に関する要望 (保護者の医療費助成)

3 支援者ヒアリングから見える状況

支援者ヒアリングでは、支援者がそれぞれの立場で子どもや保護者と接している中で、子どもの貧困に関連する問題・課題とされていることについて、聞き取り調査を行いました。この調査によって得られた情報の中から、特徴的にみられたことがらや傾向としてうかがえたことがらを整理しました。

(1) 保護者にみられる特徴・傾向

ア 収入と就業形態

貧困の状況にある世帯では、保護者が無職あるいは収入が少ないケースが多くみられます。その背景としては、保護者が病気や障がいなどの問題を抱えているため、正規雇用や継続就労が難しいことがうかがえます。

ひとり親世帯では、働く意志があっても子どもを保育所に入れることができないため仕事に就くことができない場合や、ひとり親というだけで書類選考で落とされるケースがみられます。また、仕事に就いても、臨時的雇用やパート、短期間の仕事であるため、収入が少ない状況が多くみられます。離婚後に養育費を受け取っていないケースも多くみられます。

貧困世帯では、その親世代も貧困であるなど、一部に貧困の連鎖がみられます。

イ 基本的な生活習慣

掃除洗濯や整理整頓、家計管理など、普段の生活の中で必要なことがよくできていない保護者がみられます。そのため、学校への提出物が遅れがちになったり、朝ご飯の用意ができず子どもが食事を取れていない場合もみられます。

ウ 孤立感

頼りにできる親類等がない、相談相手がない、悩みはあるが相談する先が分からないなど、孤立感を抱えている保護者が多くみられます。その一方で、支援者からの働きかけを拒む場合もあり、孤立しがちな傾向がみられます。

ひとり親家庭など共通の境遇にある方同士のつながりもあまりありません。

エ 子どもとの関わり

保護者が、生活困窮のために日々の生活に追われて時間や心に余裕がなく子育てに向き合うことができない、生活に対する不安が強く子どもに関心が持てないなどのケースが見られます。そのため、十分な養育がされていない事例もみられ、なかには、ネグレクト⁸が疑われる場合もあります。

⁸ ネグレクト：養育者による、子どもに対する不適切な保護や養育。衣食住の世話を十分にしない場

こうした場合、子どもの様子からうかがえるサインとして、十分な食事が与えられていない、身体や衣類が清潔に保たれていない、服装が季節に合っていない、学校等で必要なものを準備してもらっていない、規則正しい生活習慣が身に付いていないといったことがあげられます。

また、保護者の子どもとの関わり不足が、発達の遅れや社会性の欠如といった、子どもの発育へ影響している場合もあります。子どもに障がいがある場合には、保護者が自分を責める傾向がみられます。

(2) 子どもにみられる特徴・傾向

ア 障がい等

発達障がいや知的障がいを抱える子ども、他者との関わりに困難がある子どもがみられます。成長すると周囲から孤立しがちとなりいじめにつながる場合もあります。

発達障がいの子どもへの対応としては、専門的な知識をもつ人材の確保など特別な支援が求められると同時に、長期の支援が必要になります。

イ 学習の遅れ、ひきこもり

基礎的な知識や技能が身に付いていない、学習意欲が低下しているといった傾向がみられます。基礎学力を身に付けるための学習に対する支援事業の対象年齢を引き下げるについて検討が必要です。

また、学校を休みがちであるなど、ひきこもり傾向の子どもがみられます。保護者の離婚など家庭環境の変化をきっかけにひきこもりになってしまう場合があります。

ダブルワークをしている親の子どもの中には、寂しい気持ちを持っていたり、自己肯定感を持てなくなったりする場合があります。

ウ 進学、就職

貧困家庭の子ども的高校進学については、公立高校に比べ費用の高い私立高校への進学が多い傾向があります。進学にかかる家計への経済的負担から、自分は進学できるのかと進路を不安に思う子どももいます。

就職活動を始めるころになると、スーツが買えない、交通費がないといった窮状を学校に訴える子どもがいます。自動車学校に通えず運転免許が取得できない、自動車がない、といった事情で就職先が狭められてしまう場合もあります。

(3) 学校を含めた関係機関の連携

子どもの虐待事案では関係機関の連携がありますが、子どもの貧困対策を目的とした多様な機関からなる協議会などの組織は現在ありません。学校、母子保健担当、生活保護担当、発達障害支援センターや民間団体などをつなげるネットワーク体制の整備が求められます。つなげる役割を第三者が担ってはどうかという意見もあります。

学校以外の機関においても、学校との情報交換は大切であると認識されています。学校等で得られた情報を適切に多様な機関につなぐことも求められます。

また、学校では、子どもの表情や態度、頭髪や服装、学習用具の準備、食事の仕方、子どもとの会話などから貧困の可能性を含めた家庭内の何らかの問題をうかがい知ることができますが、個別の家庭の事情に立ち入ることは難しい面があります。

(4) 情報の提供

保護者は、悩みや課題を抱えても相談先がわからない場合があります。また、相談先も内容ごとに別々なので相談のしづらさがあります。課題の解決まで一連の関わりができれば相談しやすいのではないかという意見があります。

子どもに関わる各種支援制度の情報提供は、保護者に身近な存在である学校が担うことが望まれるとの意見もあります。

第3章 本市の子どもの貧困にかかる課題の整理

第2章で整理したデータ等を基に、本市における子どもの貧困にかかる課題について以下のとおり整理しました。

1 相談・支援体制に関する課題

貧困の状況にありながらも、相談できる相手がいない、家庭の抱える問題が複雑に絡み合っていてどこに相談していいか分からないなどの理由から、保護者が悩みや不安を抱え込み、孤立感を感じている場合があります。一方で、周囲の人がそのような家庭の問題に気づき、積極的に関わっていくということは難しいといえます。

また、貧困の状況にある世帯においては、子どもの成長の段階に応じた様々な支援制度等に関する情報が届きにくいといった傾向もみられます。

こうした課題に対応するためには、分かりやすい情報の提供に努め、様々な問題に応じる窓口の設置や人員の配置など環境を整える必要があります。

加えて、複合的な問題に対応し、きめ細かく支援するためには、学校や行政機関のみならず、広く子どもに関わる機会のある関係機関が相互に連携し、包括的な対応を行うことが必要となります。そのための関係機関による連携体制の整備と、出産前からの切れ目のない支援を行える体制づくりを図る必要があります。

2 生活に関する課題

貧困の状況にある世帯では、保護者の生活不安、仕事や家事に追われ時間に余裕がない等の理由により、保護者が子どもに十分に関わるできない場合があります。こうした状況下では、基本的な生活習慣や勉強の習慣が身に付かないほか、生育が遅れたり、社会経験が不足したりするなど、子どもの心身の健康や成長にも影響が生じます。また、このようなことが要因となって、孤立やひきこもりといった問題につながる可能性があります。

こうした課題に対応するためには、保護者の就労支援や家計管理に関する指導等により生活の安定を図る必要があります。また、子どもが将来自信を持って、自立して生きていく力を身に付けることができるよう、様々な体験や地域との交流を通じて基本的な生活習慣や社会性を身に付けることができるような取り組みも必要です。

3 教育に関する課題

家庭の経済状況によって、高等学校等の進学先の選択や受験に不利な影響が生じる可能性があるほか、短大・大学等への進学については、進学という選択肢すら消えてしまう可能性があります。また、学校での勉強が遅れていると心配であっても、保護者が勉強をみてあげたり、学習塾といった学校以外での学びの機会を得られるかどうかについても、家庭の経済状況による影響を受けやすいといえます。

また、貧困の状況にある子どもたちの中には、学習習慣や基礎学力が身に付いていない傾向があり、幼少期からの質の高い教育・保育の提供、一人一人の能力や可能性を伸ばすような小学校低学年からの学習支援の必要性が高いといえます。

こうした課題に対応するためには、幼少期から学びを支援するとともに、学校や地域による学力向上のための学習支援、義務教育段階の就学援助や高等教育の機会を保障するような就学支援を行い、子どもの年齢に応じた学びの機会の確保と、子どもが家庭の状況に左右されることなく教育を受けられるような環境の整備を行う必要があります。

4 保護者の就労状況や経済的状況に関する課題

ひとり親世帯の保護者の就労状況をみると、母子・父子世帯ともに多くの保護者が就労しているものの、特に母子世帯においては非正規雇用の場合が多く、収入は少ない傾向があります。母子世帯では、正規雇用の就労を希望しても、育児との両立が難しい、フルタイム勤務や残業に対応できる子どもの預け先がないなどの理由により、実現が難しい状況にあります。加えて、養育費を受け取っていないケースも多く、子どもを引き取り養育している保護者の経済的負担は大きいといえます。一方で、両親がそろっている場合でも、低賃金であったり、病気や障がい・介護などにより就労できなかつたりするために、貧困の状況にある世帯もあります。

こうした課題に対応するためには、就労希望等により保育を必要とする保護者に対応した保育の確保に努めるとともに、収入のさらなる増加を図るため保護者への学び直しを含めた就労支援を行う必要があります。また、貧困の状況にある世帯の生活の基盤を下支えするために、経済的支援等による暮らしの支援を行うことも重要です。

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市では、これまでも子どもの健やかな成長と子どもを生き育てやすい環境づくりを社会全体で推進していくことを目的とした「子ども・子育て未来プラン」および秋田市子ども条例⁹の趣旨に基づき、未来を担う子ども・若者が夢と希望が持てる秋田市の実現を目指してまいりました。

本計画においても、子ども・子育て未来プラン等の理念を基に、未来を創る子どもたちが、自分の将来に夢と希望を持ち、豊かで幸せな社会をともに作りだすたくましさを持って成長していけるよう、社会全体で育むことを基本理念といたします。

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、次の基本目標のもと、施策の推進にあたります。

子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく様々な生き方を選択・実現できるよう、また、たくましく未来を築く力を持ち、次の世代へと健やかな命をつないでいくことができるよう、家庭、地域、社会が一体となって子どもの育ちを支えます

3 基本目標の実現のために取り組む施策

施策の基本的な方向性を、次の4つとします。

なお、施策の推進にあたっては、子ども一人一人の人格を尊重し、第一に子どもに視点を置きつつ、差別や偏見を助長することのないよう十分に留意します。

第1 「困難に気づき、支援につなげる」

福祉や教育の分野をはじめとする多様な機関および地域の関係者による連携を図り、貧困の状況にある、または貧困の状況に陥るおそれのある子どもとその家庭を早期に把握し、適切な支援につなげます。

⁹ 秋田市子ども条例：秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例（平成18年条例33号）。議員発議による条例として上程され、平成18年5月5日から施行。

第2「成長を育み、切れ目なく支える」

すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支えるとともに、子どもが安心して過ごし、様々な生活習慣や未来を築く力を身に付けることができる居場所を整備します。

第3「学びの機会を確保し、環境を整える」

乳幼児期の保育・教育を保障するとともに、学齢期の子どもに対して基礎学力の育成を目指します。また、就学の継続と大学等への進学を支援します。

第4「暮らしの安定を図り、自立を促す」

現金給付や現物給付により暮らしの安定を図るとともに、保護者の就労および生活を支援し、貧困の状況にある家庭の自立を促進します。

4 施策の体系

基本目標	施策	取組
<p>子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく様々な生き方を選択・実現できよう、また、たくましく未来を築く力を持ち、次の世代へと健やかな命をつないでいくことができるよう、家庭、地域、社会が一体となって子どもの育ちを支えます</p>	<p>I 困難に気づき、支援につなげる</p>	<p>①相談等による状況の把握</p> <p>②教育機関、市、地域等との連携体制の整備</p>
	<p>II 成長を育み、切れ目なく支える</p>	<p>①出産前からの切れ目のない支援</p> <p>②学齢期の子どもの居場所づくり</p> <p>③子どもの生活支援</p>
	<p>III 学びの機会を確保し、環境を整える</p>	<p>①保育の確保</p> <p>②幼児教育の向上</p> <p>③基礎学力の育成</p> <p>④就学支援</p>
	<p>IV 暮らしの安定を図り、自立を促す</p>	<p>①経済的支援等による暮らしの支援</p> <p>②保護者の就労支援</p> <p>③保護者の生活支援</p>

第5章 具体的な取組

1 困難に気づき、支援につなげる

(1) 相談等による状況の把握

子どもやその保護者が社会において孤立に陥ることを防ぎ、地域の中で安心して暮らせるよう、早期に困難な状況を把握できるような相談対応の充実を図ります。

事業名称	事業内容	担当課
児童家庭相談、女性相談	子どもおよびその家庭の相談に応じ、保護者も含めた支援により子どもの福祉の向上を図る。また、女性に関する相談に応じ、自ら問題を解決できるように支援するほか、児童虐待の早期発見、早期対応等、適切な援助を実施する	子ども未来センター
家庭教育相談事業	電話・面接相談や、保育所・幼稚園、母子福祉施設への訪問相談を行う	生涯学習室 (子ども未来センター)
障がい者相談員の設置	地域において障がいのあるかたや保護者からの相談に応じ、必要な指導・助言を行う「身体障害者相談員」および「知的障害者相談員」を設置し、障がいのあるかたの福祉の増進を図る	障がい福祉課
生活困窮者自立相談支援事業	生活にお困りの方に対して、専門の支援員が相談を受けて、相談者に寄り添いながら、自立に向けた支援を行う。支援の申込みがあれば、支援プランを作成し、伴走型の支援を実施する	福祉総務課

(2) 教育機関、市、地域等との連携体制の整備

子どもの生活における様々な接点や関わりの中で、子どもの抱える問題に気づき、適切な支援につなげていくために、児童福祉関係、母子保健関係、教育委員会等の関係機関および地域における関係団体等が連携する体制の整備を行います。

事業名称	事業内容	担当課
スクールカウンセラー配置事業	中学校を拠点としてスクールカウンセラーを配置し、不安や悩みをもつ児童生徒や保護者の相談に応じるとともに、教職員と連携した対応を行う	学校教育課
「心の教室相談員」配置事業	生徒や保護者が、不安や悩みを気軽に話せる第三者的な存在として「心の教室相談員」を中学校に配置する	学校教育課
子どもを守る地域ネットワーク強化事業(要保護児童対策地域協議会)	児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関との連携強化や支援体制を整備する	子ども未来センター

2 成長を育み、切れ目なく支える

(1) 出産前からの切れ目のない支援

家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行います。

事業名称	事業内容	担当課
助産制度	保健上入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的な理由で入院することが困難な妊産婦を援助する	子ども総務課
妊娠期からの相談支援事業(秋田市版ネウボラ)	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な悩みに対し専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築する	子ども健康課
妊産婦相談	妊産婦への知識提供、個別相談および参加者同士の交流を行う	子ども健康課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う	子ども健康課
乳幼児健康診査	乳児(4か月児、7か月児、10か月児)、幼児(1歳6か月児、3歳児)を対象に健康診査および発育や発達に関する保健指導を行う	子ども健康課
育児相談	乳幼児およびその保護者を対象に、定期相談(月1回)と随時対応により、保健師、栄養士、歯科衛生士が育児相談、食生活相談、歯科相談などを行う	子ども健康課
幼児発達支援事業	教育・保育施設等を通して4歳児の保護者へ幼児発達記録票を配布し行動発達面の気づきを促す。支援が必要な幼児に対しては、臨床心理士による発達相談や施設への巡回相談を行う	子ども健康課
幼児歯科健康診査	1歳6か月児・2歳児(医療機関)・3歳児の歯の健康診査および保健指導を行う。また、保護者への歯の健康づくりに関する情報提供を行う	子ども健康課
就学時健康診断	就学時健康診断を実施し、疾病を有する就学予定者の保護者に対し、入学までに必要な治療を行うよう勧告する。また、学校生活に支障となる疾病を有する、または疑いのある時は、就学相談・就学指導を実施する	学事課
定期健康診断(定期歯科検診)	児童生徒の歯・口腔内の状態を把握し、疾病の早期発見・治療を促し、歯科保健指導の充実のため、学校歯科医による健診を行う	学事課

(2) 学齢期の子どもの居場所づくり

子どもたちが地域や社会との関わりの中で様々な経験を積みたくましく成長していけるよう、子どもの居場所づくりに関する支援を行います。

事業名称	事業内容	担当課
放課後児童健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る	子ども育成課
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等において一定期間必要な保護を行う	子ども総務課
病児保育事業	病院や保育所等に付設された専用スペース等において、病児等を一時的に保育する	子ども育成課
ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方(利用会員)と、援助を行うことを希望する方(協力会員)との相互援助活動に関する調整等を行う	子ども未来センター
放課後子ども教室推進事業	児童館等において、放課後の子どもたちに健全な遊びの場と、様々な体験・交流・学習の機会を提供する	子ども育成課
子どもの居場所づくり(協働サポート交付金事業)	市民活動団体の提案に基づき、市と市民活動団体が協働して子どもの居場所を開設する	子ども総務課

(3) 子どもの生活支援

家庭や地域、福祉、教育分野等と連携し、望ましい食習慣や生活習慣の形成などにより子どもの健やかな発育・発達および健康の維持・増進を図るための支援を行います。

事業名称	事業内容	担当課
経過観察クリニック	1歳6か月健診等で精神行動発達での経過観察が必要になった幼児を対象に、専門職による観察や発達状況の評価および適切な養育支援を行う	子ども健康課
母子生活支援施設	18歳未満の子どもを養育している母子家庭、またはこれに準ずる事情にある女子が、生活上のいろいろな問題のため子どもの養育を十分にできないときに、居室を提供し、自立の促進のため利用者に対する生活指導、就労指導、生活相談や子どもの学習指導等を行う	子ども総務課
学校等における食育の推進	学校訪問指導を通して助言等を行うとともに、食育に関する教職員の資質向上にかかる教職員研修会の充実に努める。また、学校給食や教科等における食に関する指導を行うとともに、保護者対象の給食試食会や給食だよりなどを通して望ましい食生活のあり方についての知識の普及・啓発を行う	学校教育課
【再掲】乳幼児健康診査	乳児、幼児を対象に健康診査を行い、食事や食育に関する指導を行う	子ども健康課
むし歯予防教室	幼児とその保護者を対象に歯磨きの実技指導、食生活についての講話、個別相談などを行う	子ども健康課
【再掲】育児相談	乳幼児およびその保護者を対象に、定期相談(月1回)と随時対応により、保健師、栄養士、歯科衛生士が育児相談、食生活相談、歯科相談などを行う	子ども健康課
保育所の給食を通じた食育支援	保育所の給食を通して、子どもが様々な食に関わる体験を積み重ねることにより、食べ物に興味を持ち、食べることの楽しさを実感できる子どもを育成する	子ども育成課
障がい者の職場実習の受け入れ	特別支援学校や就労移行支援事業所等の要望に応じて、市所管施設等での職場実習の受け入れを行う	障がい福祉課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 [就職支度資金]	母子、父子家庭、および寡婦の経済的自立と児童の福祉の向上のため、修学資金・就学支度資金等を貸し付ける	子ども総務課

3 学びの機会を確保し、環境を整える

(1) 保育の確保

就労希望等により保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応するとともに、適切な養育の支援を行います。

事業名称	事業内容	担当課
休日保育事業	保育所の休日保育の実施を促進する	子ども育成課
延長保育事業	通常保育を延長して保育を行う	子ども育成課
【再掲】子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等において一定期間必要な保護を行う	子ども総務課
一時預かり事業	保護者の就労や疾病、看護等の理由により、一時的に家庭での保育が受けられなくなった子どもを、認定こども園、幼稚園、保育所等において一時的に保育する	子ども育成課
【再掲】病児保育事業	病院や保育所等に付設された専用スペース等において、病児等を一時的に保育する	子ども育成課
【再掲】ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方(利用会員)と、援助を行うことを希望する方(協力会員)との相互援助活動に関する調整等を行う	子ども未来センター

(2) 幼児教育の向上

幼児期における質の高い教育・保育を提供することにより、学齢期以降の学習習慣の基盤をつくり健やかに成長できるよう支援します。

事業名称	事業内容	担当課
保育所における教育の充実	「養護」と「教育」が一体となった保育の内容を盛り込み、実践する	子ども育成課
幼保小研修会の充実および幼児と児童の交流活動の推進	幼稚園教員、保育士、小学校教員を対象として実施する幼保小研修会の内容等の充実を図るとともに、幼児と小学生の交流機会の充実を図る	学校教育課
サポート研修会	公立・私立保育所の保育士が、障がい児や支援を要する子どもの保育、保護者との関わり方等について、関係機関と連携しながら研修を行う	子ども育成課

(3) 基礎学力の育成

家庭環境に左右されず学校に通う子どもの学力が保障されるよう、子どもの基礎学力の育成を図るための支援を行います。

事業名称	事業内容	担当課
学校訪問指導、教職員研修会の充実	小中学校における学校指導等の充実を図るため、学校訪問指導を通し助言等を行うとともに、教職員の指導力の向上にかかる教職員研修会の充実を図る	学校教育課
適応指導センター「すくうる・みらい」運営事業	適応指導教室「すくうる・みらい」を中心に、不登校児童生徒およびその保護者に対する支援を行う	学校教育課
生活困窮者学習支援事業	生活困窮世帯の子ども学習を支援する	福祉総務課
確かな学力をはぐくむ学習指導の充実	基礎的・基本的な知識技能を習得し、よりよく問題を解決する資質・能力を育成するため、各校において、一人一人の状況に配慮した指導の充実に努める	学校教育課

(4) 就学支援

義務教育段階の就学援助や高等教育の機会を保障するような就学支援を行い、進学しやすい環境を整備するなど、就学継続を支援します。

事業名称	事業内容	担当課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 [就学支度資金、修学資金]	母子、父子家庭、および寡婦の経済的自立と児童の福祉の向上のため、修学資金・就学支度資金等を貸し付ける	子ども総務課
小・中学校就学奨励事業	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う	学事課
特別支援教育推進事業	学校行事等支援サポーター、学級生活支援サポーター、日本語指導支援サポーターを派遣する	学校教育課
修学一時資金緊急支援金交付事業	秋田市に居住する者又はその子弟が大学等に入学する際に、県社会福祉協議会の生活福祉資金修学支度費又は母子父子寡婦福祉資金貸付金就学支度資金を利用している世帯へ、10万円を上限として給付を行う	福祉総務課
フレッシュフレンド派遣	不登校および不登校傾向の児童生徒に対して、学校と連携をはかりながら、兄や姉に相当する学生を家庭に派遣し、対象児童生徒との相談活動を通して心の安定をはかるとともに、学校生活に復帰できるよう支援・援助する	学校教育課

4 暮らしの安定を図り、自立を促す

(1) 経済的支援等による暮らしの支援

生活基盤を支えるため、現金給付等による経済的支援を行います。

事業名称	事業内容	担当課
生活保護	困窮の程度に応じ最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするもの。保護には生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・介護扶助など8種類の扶助がある	保護第一課・保護第二課
児童扶養手当支給事業	父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭、もしくは父又は母が障がい者である場合の児童が育成される家庭の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し児童の福祉の向上を図る	子ども総務課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子、父子家庭、および寡婦の経済的自立と児童の福祉の向上のため、修学資金・就学支度資金等を貸し付ける	子ども総務課
福祉医療費給付制度	乳幼児、小・中学生、ひとり親および障がい児(者)に係る医療費の自己負担を助成する	子ども総務課 障がい福祉課
認定こども園・幼稚園預かり保育料助成事業	預かり保育を利用する幼児に対し、すこやか子育て支援事業と同様の助成を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図る	子ども育成課
ファミリー・サポート・センター利用料助成事業	ファミリー・サポート・センター利用料の半額を助成する	子ども未来センター
児童手当支給事業	児童を養育するものに対して、手当を支給する	子ども総務課
認可外保育施設保育料助成事業	認可外保育施設と認可保育所との保育料の差額に対し、保育料階層に応じて助成する	子ども育成課

事業名称	事業内容	担当課
すこやか子育て支援事業	認定こども園、幼稚園、保育所等に入園している児童で所得制限内の場合に保育料を助成する	子ども育成課
第2子保育料無償化事業	平成28年4月2日以降に第2子として出生した乳幼児が保育所等を利用した際の保育料を、一定の所得制限により無償化する ※平成28年4月2日以降に第3子として出生した場合の第2子以降と当該児の保育料はすこやか子育て支援事業で無償化する	子ども育成課
幼稚園就園奨励事業	園児の属する世帯の所得状況に応じて入園料および保育料を補助する	子ども育成課

(2) 保護者の就労支援

貧困の状況にある世帯の生活の自立に向けて、保護者の就労に向けた資格取得や就職活動を支援します。

事業名称	事業内容	担当課
ひとり親家庭自立支援事業	就職・転職に役立つ就業支援講習会を開催するとともに、民間講座を受講した際の受講料を補助する自立支援教育訓練給付金事業を実施する。また、ひとり親家庭の親の就労支援として、安定的に増収が見込める資格取得を支援する高等職業訓練促進給付金事業を実施する	子ども総務課
【再掲】母子父子寡婦福祉資金貸付事業〔就職支度資金〕	母子、父子家庭、および寡婦の経済的自立と児童の福祉の向上のため、修学資金・就学支度資金等を貸し付ける	子ども総務課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業〔技能習得資金〕	母子、父子家庭、および寡婦の経済的自立と児童の福祉の向上のため、修学資金・就学支度資金等を貸し付ける	子ども総務課
【再掲】母子生活支援施設	18歳未満の子どもを養育している母子家庭、またはこれに準ずる事情にある女子が、生活上のいろいろな問題のため子どもの養育を十分にできないときに、居室を提供し、自立の促進のため利用者に対する生活指導、就労指導、生活相談や子どもの学習指導等を行う	子ども総務課

(3) 保護者の生活支援

生活の環境整備を図るため、訪問等による生活相談や家計指導、居住の安定のための住宅支援などを行います。

事業名称	事業内容	担当課
【再掲】妊娠期からの相談支援事業 (秋田市版ネウボラ)	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な悩みに対し専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築する	子ども健康課
【再掲】乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う	子ども健康課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する	子ども未来センター
【再掲】経過観察クリニック	1歳6か月健診等で精神行動発達での経過観察が必要になった幼児を対象に、専門職による観察や発達状況の評価および適切な養育支援を行う	子ども健康課
母子の訪問指導	支援が必要な妊産婦、新生児、未熟児および乳幼児等に対して、訪問指導を行う	子ども健康課
精神保健福祉相談	こころの相談に対して、面接などにより対応する。家族等からの相談にも応じる	健康管理課
心のふれあい相談会	不登校および不登校傾向の児童生徒の自立と支援をはかるために、保護者の子どもへのかかわり方等について講演や個別面談を実施する	学校教育課
生活困窮者家計相談支援事業	生活困窮世帯の家計に関する問題について、必要な情報の提供や助言のほか、支出の節約に関する指導などを行う	福祉総務課
【再掲】母子生活支援施設	18歳未満の子どもを養育している母子家庭、またはこれに準ずる事情にある女子が、生活上のいろいろな問題のため子どもの養育を十分にできないときに、居室を提供し、自立の促進のため利用者に対する生活指導、就労指導、生活相談や子どもの学習指導等を行う	子ども総務課
市営住宅優先入居制度	母子世帯や多子世帯などが入居しやすい制度を導入して、子育て世帯を支援する	住宅整備課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 [住宅資金、転宅資金]	母子、父子家庭、および寡婦の経済的自立と児童の福祉の向上のため、修学資金・就学支度資金等を貸し付ける	子ども総務課
生活困窮者住居確保給付金	離職により住居を失った方や失うおそれのある方に対し、安心して求職活動ができるように、給付金を支給する	福祉総務課

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 全庁横断的な推進体制

子どもの貧困問題は多岐にわたっており、その対策を総合的に推進するためには、教育、福祉、子ども関係等の多様な分野の関係課所室が連携し、協力しながら施策に取り組むことが重要であることから、庁内横断的な組織として「子どもの貧困対策庁内連絡会」を設置します。

(2) 民間団体や庁外の関係機関との連携

支援を行う民間団体や庁外の関係機関・団体などとのネットワークを構築し、連携を強化します。子どもの貧困対策に関する効果的な支援のあり方の検討、優れた実践例など支援の参考となる情報の共有、市民意識の醸成に資する情報発信など、本市の実情に沿った取組を継続的に推進します。

2 計画の推進状況の評価

指標の推移や目標値の達成状況、事業実績を毎年度把握することなどによって計画の適切な進行管理を行うとともに、計画の策定・実行・評価・改善（PDCA）のサイクルに基づく点検評価を毎年度実施し、必要に応じて今後の施策事業へ反映していきます。

また、平成31年度には中間検証を実施し、目標値の見直し等を図ることとします。

3 計画の目標値

I 困難に気づき、支援につなげる

事業名	担当課	目標指標	
1 児童家庭相談、女性相談	子ども未来センター	相談件数	
(事業目標) 児童家庭相談窓口の周知に努め、適切に対応することにより子どもの健やかな育成を支援する。女性相談の充実に努め、子育て力の向上を図る。			
(事業概要) 子どもおよびその家庭の相談に応じ、保護者も含めた支援により子どもの福祉の向上を図る。また、女性に関する相談に応じ、自ら問題を解決できるように支援する。		現状(H27実績) 7, 286件	目標(H31年度) 4, 850件
2 生活困窮者自立相談支援事業	福祉総務課	①新規相談件数 ②プラン作成件数	
(事業目標) 生活困窮者の自立と尊厳を確保する。			
(事業概要) 生活困窮者の抱える課題をアセスメントし、把握したニーズに応じたプランを策定、関係機関と連携してプランに基づく包括的な支援を行い、困窮状態からの自立を支援する。		現状(H27実績) ①581件 ② 98件	目標(H31年度) ①590件 ②168件

II 成長を育み、切れ目なく支える

事業名	担当課	目標指標	
1 放課後児童健全育成事業	子ども育成課	登録児童数	
(事業目標) 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る。			
(事業概要) 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、専用の施設を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る。		現状(H27実績) 1, 257人	目標(H31年度) 1, 824人
2 ファミリー・サポート・センター事業	子ども未来センター	延べ利用人数	
(事業目標) 保護者が働きながらより安心して子育てができるよう支援する。			
(事業概要) 子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する調整等を行う。		現状(H27実績) 2, 426人	目標(H31年度) 2, 680人

Ⅲ 学びの機会を確保し、環境を整える

事業名	担当課	目標指標	
1 生活困窮者学習支援事業	福祉総務課	高校進学率	
(事業目標) 貧困の連鎖を防止するため、社会とのつながりを結び直す居場所づくりや学力向上による高校の進学を支援する。			
(事業概要) 市内各所で週2回、英語・数学を中心に学力向上のための指導をしたり、進学に関する相談・情報提供を行うほか、子どもたちが安心して過ごせる居場所を提供する。		現状(H27実績) 100%	目標(H31年度) 100%
2 小・中学校就学奨励事業	学事課	就学援助制度に関する周知状況	
(事業目標) 就学困難な児童生徒の保護者へ必要な支援を行うことにより、すべての学齢児童生徒に対し義務教育を保障する。			
(事業概要) 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒(特別支援学級に通学する児童生徒含む)の保護者に対し、必要な援助を行う。		現状(H27実績) 100%	目標(H31年度) 100%

Ⅳ 暮らしの安定を図り、自立を促す

事業名	担当課	目標指標	
1 ひとり親家庭自立支援事業	子ども総務課	①就業支援講習会受講者数 ②自立支援教育訓練給付金受給者数 ③高等職業訓練促進給付金受給者数	
(事業目標) ひとり親家庭の親の就業をより効果的に促進するため総合的な自立支援を行い、ひとり親家庭の自立促進を図る。			
(事業概要) 就業・就職に役立つ就業支援講習会を開催するとともに、民間で行っている講座を受講した際の受講料を補助する自立支援教育訓練給付金事業を実施する。また、ひとり親家庭の親の就労支援として、安定的に増収が見込める資格取得を支援する高等職業訓練促進給付金事業を実施する。		現状(H27実績) ① 58人 ② - ③ 7人	目標(H31年度) ① 48人 ② 4人 ③ 8人
2 市営住宅優先入居制度	住宅整備課	子育て世帯向け住戸の整備戸数	
(事業目標) 市営住宅の入居にあたり、子育て世帯が入居しやすい制度を導入して、子育て世帯を支援する。			
(事業概要) 母子世帯や多子世帯に対する抽選倍率の優遇や、子育て世帯に対する戸数枠設定など、優遇措置制度を導入する。		現状(H27実績) 30戸	目標(H31年度) 35戸(累計)

資料編

1 子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成二十五年六月二十六日法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県子どもの貧困対策計画)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項において「計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの

貧困対策の実施を推進すること。

- 3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 子供の貧困対策に関する大綱

子供の貧困対策に関する大綱

～全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して～

(平成 26 年 8 月 29 日 閣議決定)

第 1 はじめに

(「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定)

明日の日本を支えていくのは今を生きる子供たちである。その子供たちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り拓いていけるようにすることが必要である。しかしながら現実には、子供たちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくない。

政府の調査によれば、我が国の子供の貧困の状況が先進国の中でも厳しく¹⁰、また、生活保護世帯の子供の高等学校等進学率も全体と比較して低い水準になっている¹¹。

子供たちの将来と我が国の未来をより一層輝かしいものとするためには、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて、子供の貧困対策を総合的に推進することが何よりも重要である。いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならない。

このような事情等を背景に、昨年（平成 25 年）6 月に議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）が国会の全会一致で成立し、本年（平成 26 年）1 月に施行された。

(大綱案作成の経緯)

政府では、本年 4 月、同法に基づき、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を開催し、同会議において「子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱の案の作成方針について」を決定し、子供の貧困対策に関する大綱の案を年央を目途に作成することとした。

また、同作成方針においては、大綱の案の作成に資するため、内閣府特命担当大臣の下で関係者の意見を聴取する会議を開催することとされた。この方針を受け、内閣府特命担当大臣の決定により、子供の貧困対策に関し優れた見識を有する者や、貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等で構成される「子どもの貧困対策に関する検討会」を開催し、計 4 回にわたり、幅広く関係者から意見聴取を行った。同検討会では、それらの

¹⁰子供の貧困率 16.3% (2012 年厚生労働省データ) (2010 年 OECD 加盟 34 カ国中 25 位) (OECD (2014) データ ※日本の数値は 2009 年 15.7%)

¹¹生活保護世帯の子供の高等学校等進学率 90.8% (全体 98.6%) (2013 年厚生労働省 / 文部科学省データ)

意見を整理し、「大綱案に盛り込むべき事項について（意見の整理）」として6月20日に内閣府特命担当大臣に提出した。

政府としては、この提言を真摯に受け止め、総合的な見地から検討・調整を図った上で、子どもの貧困対策会議において大綱案を作成した。

（子供の貧困対策の意義と大綱の策定）

日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。貧困は、子供たちの生活や成長に様々な影響を及ぼすが、その責任は子供たちにはない。

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要である。

そうした子供の貧困対策の意義を踏まえ、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していきける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに「子供の貧困対策に関する大綱」を策定する。

第2 子供の貧困対策に関する基本的な方針

1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。

子供の貧困対策は、法律の目的規定（第1条）にもあるとおり、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指すものであるが、それとともに、我が国の将来を支える積極的な人材育成策として取り組むということが重要である。

国民一人一人が輝きを持ってそれぞれの人生を送っていけるようにするとともに、一人一人の活躍によって活力ある日本社会を創造していく、という両面の要請に応えるものとして子供の貧困対策を推進する。

2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。

子供の貧困対策は、基本として、一般的な子供関連施策をベースとするものであり、子供の成育環境や保育・教育条件の整備、改善充実を図ることが不可欠である。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、第一に子供に視点を置いて、その生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に即して切れ目なく必要な施策が実施されるよう配慮する。

児童養護施設等に入所している子供や生活保護世帯の子供、ひとり親家庭の子供など、支援を要する緊急度の高い子供に対して優先的に施策を講じるよう配慮する必要がある。

また、大規模災害による遺児・孤児など被災した子供について、子供の貧困対策の観点からも適切な支援が行われるよう配慮する。

さらに、施策の実施に当たっては、対象となる子供に対する差別や偏見を助長すること

のないよう十分留意する。

3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。

子供の養育について、家族・家庭の役割と責任を過度に重く見る考え方などの影響により、子供の貧困の実態は見えにくく、捉えづらいついわれている。子供の貧困対策に取り組むに当たっては、子供の貧困の実態を適切に把握した上で、そうした実態を踏まえて施策を推進していく必要がある。

我が国における従来の調査研究の取組状況を見た場合、子供の貧困の実態が明らかになっているとはいいい難い点が認められる。このため、実態把握のための調査研究に取り組み、その成果を対策に生かしていくよう努める。

4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、本大綱において子供の貧困に関する指標を設定して、その改善に向けて取り組むこととしている（下記第3及び第4参照）。

指標の動向を確認し、これに基づいて施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するとともに、必要に応じて対策等の見直しや改善に努める。

5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

教育の支援においては、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、①学校教育による学力保障、②学校を窓口とした福祉関連機関との連携、③経済的支援を通じて、学校から子供を福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る。

6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。

貧困の状況にある子供については、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されている。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、生活の支援において、相談事業の充実を図ることなどにより、子供及びその保護者の対人関係の持ち方や社会参加の機会等にも配慮して対策に取り組む。

また、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。

保護者の就労支援は、労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図る上で重要であることはいうまでもない。

収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することや、親等の保護者が働く姿を子供に示すことによって、子供が労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義が認められることから、保護者の就労支援の充実を図る必要がある。

8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた形で世帯の生活の基礎を下支えしていく必要があり、経済的支援に関する施策については子供の貧困対策の重要な条件として、確保していく必要がある。

9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、国、地方公共団体、民間の企業・団体等が連携・協働して取り組むとともに、積極的な広報・啓発活動等によって国民の幅広い理解と協力を得ることにより、国民運動として展開していく必要がある。

10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

法律では、施行後5年を経過した時に、施行状況を勘案して必要がある場合には、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている（附則第2条）。

このことを踏まえ、本大綱では、当面今後5年間において政府が取り組むべき重点施策を中心に掲げることとするが、必要なものについては、中長期的な課題についても視野に入れて継続的に取り組むこととする。

第3 子供の貧困に関する指標

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検

証・評価するため、以下のとおり子供の貧困に関する指標を設定する。

○生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%

全日制 67.6%、定時制 11.5%、通信制 5.1%、中等教育学校後期課程 0.1%、特別支援学校高等部 4.9%、高等専門学校 0.7%、専修学校の高等課程 0.9%

(注) 法律第8条第2項第2号の「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であってその年度に中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)を卒業した者の総数のうちその年度の翌年度に高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の数の占める割合であるが、平成25年4月1日現在の生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率については、特別支援学校の中学部を卒業した者は含まれない。

(出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成25年4月1日現在))

○生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3%

(注1) 平成24年4月の在籍者数の総数で、平成25年3月までに中退した者の数を除いたもの。

(注2) 高等学校等には、高等学校(定時制・通信制を含む。)、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校を含む。専修学校、各種学校及び公共職業能力開発施設等は含まれない。

(出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ)

○生活保護世帯に属する子供の大学等進学率

進学率 32.9%(大学等 19.2%、専修学校等 13.7%)

(注) 平成25年3月に高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者(年度途中で卒業を認められた者を含む。)のうち、大学等(大学及び短期大学)、専修学校等(専修学校及び各種学校)に進学した者の割合。

(出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成25年4月1日現在))

○生活保護世帯に属する子供の就職率

・中学校卒業後の進路

就職率 2.5%

・高等学校等卒業後の進路

就職率 46.1%

(注1) 平成25年3月に中学校を卒業した者又は中等教育学校前期課程を修了した者のうち、学校等へ進学せずに就職した者の割合。

(注2) 平成25年3月に高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を

卒業した者（年度途中で卒業を認められた者を含む。）のうち、就職した者の割合。

（出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成 25 年 4 月 1 日現在））

○児童養護施設の子供の進学率及び就職率

・中学校卒業後の進路

進学率 96.6%（高等学校等 94.8%、専修学校等 1.8%）

就職率 2.1%

・高等学校等卒業後の進路

進学率 22.6%（大学等 12.3%、専修学校等 10.3%）

就職率 69.8%

（注 1）平成 24 年度末に中学校又は高等学校等を卒業した者のうち、平成 25 年 5 月 1 日現在の進路。

（注 2）高等学校等：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校（1 学年～3 学年）

大学等：大学、短期大学及び高等専門学校（4 学年～5 学年）

専修学校等：学校教育法に基づく専修学校及び各種学校並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

（出所：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ）

○ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園） 72.3%

（注）母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者のうち、保育先として保育所又は幼稚園が選択されている者の割合。

（出所：平成 23 年度全国母子世帯等調査）

○ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率

・中学校卒業後の進路

進学率 93.9%（高等学校 92.8%、高等専門学校 1.1%）

就職率 0.8%

・高等学校卒業後の進路

進学率 41.6%（大学等 23.9%、専修学校等 17.8%）

就職率 33.0%

（注 1）中学校卒業後の進路は、母子世帯又は父子世帯の 16 歳の者のうち、平成 23 年 11 月 1 日現在で高等学校、高等専門学校に在籍又は就労している者の割合。

（注 2）高等学校卒業後の進路は、母子世帯又は父子世帯の 19 歳の者のうち、平成 23 年 11 月 1 日現在で大学等（大学及び短期大学）、専修学校等に在籍又は就労している者の割合。

（出所：平成 23 年度全国母子世帯等調査（特別集計））

○スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率

- ・スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人（平成25年度）
- ・スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合（平成24年度）
小学校 37.6%、中学校 82.4%

※その他教育委員会等に1,534箇所配置

（出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ）

○就学援助制度に関する周知状況

- ・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%（平成25年度）
- ・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%（平成25年度）

（出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ）

○日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子・有利子）

- ・無利子 予約採用段階：40.0% 在学採用段階：100.0%
- ・有利子 予約採用段階：100.0% 在学採用段階：100.0%

（注1） 予約採用：進学前に在籍する高等学校等を通じて奨学金貸与の申込みを受け付け、進学後の奨学金を予約する制度。

在学採用：進学後に進学先の大学等を通じて奨学金貸与の申込みを受け付け、奨学金を貸与する制度。

（注2） 平成25年度においては、在学採用では100%貸与出来ているが、これは、予約採用段階で無利子の貸与の条件を満たしつつも採用に至らなかった学生等のうち多くの者が予約採用の有利子を選択したことが原因の一つと考えられる。

（出所：独立行政法人日本学生支援機構調べ（平成25年度実績））

○ひとり親家庭の親の就業率

- ・母子家庭の就業率：80.6%
（正規の職員・従業員：39.4% パート・アルバイト等：47.4%）
- ・父子家庭の就業率：91.3%
（正規の職員・従業員：67.2% パート・アルバイト等：8.0%）

（出所：平成23年度全国母子世帯等調査）

○子供の貧困率 16.3%

（注） 17歳以下の子供全体に占める、貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得の中央値の半分の額））に満たない17歳以下の子供の割合。

(出所：平成 25 年国民生活基礎調査)

○子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54.6%

(注) 子供がいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満で子供(17歳以下)がいる世帯)のうち、大人(18歳以上)が一人の世帯の世帯員全体に占める、貧困線に満たない世帯員の割合。

(出所：平成 25 年国民生活基礎調査)

第4 指標の改善に向けた当面の重点施策

上記第3に掲げる指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する当面の重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

1 教育の支援

(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開

貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、総合的な子供の貧困対策を展開する。

(学校教育による学力保障)

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。

その際、学力や学校運営等に課題がある市町村に対し、国が直接改善方策の専門的助言・体制の整備など重点的な支援を行うことを通じ、当該市町村の自律的な改善サイクルを確立する。

また、学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子供に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に関する理解を深めていくため、大学や教育委員会に対し、免許状更新講習や研修における関連講習、校内研修等の開設を促進する。

(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)

児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図る。特に、学校を窓口として、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、地方公共団体へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進し、必要な学校において活用できる体制を構築する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図る。

また、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置推進を図る。

さらに、一人一人、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭教育支援を充実する。

(地域による学習支援)

放課後子供教室や学校支援地域本部、土曜日の教育支援活動等の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。

(高等学校等における就学継続のための支援)

高校中退を防止するため、高等学校における指導体制の充実を図る。特に、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組を推進する。

また、高校中退者等について、学校がハローワーク等に対し高校中退者情報を共有する等により、就労支援や復学・就学のための情報提供の充実を図る。

高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで(最長2年間)授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給する。

さらに、学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレット作成、教員向けの説明会の実施等により、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実を図る。

高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成することを目的として、先進的で卓越した取組を行う専門高校における調査研究を推進する。

(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上

幼児期における質の高い教育を保障することは、将来の進学率の上昇や所得の増大をもたらすなど、経済的な格差を是正し、貧困を防ぐ有効な手立てであると考えられる。このため、全ての子供が安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、「第2期教育振興基本計画」等に基づき、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。

子ども・子育て支援新制度における幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額については、世帯の所得の状況を勘案して設定することとしており、特に低所得世帯の負担軽減を図る。

また、質の高い幼児教育を保障するに当たっては、とりわけ小学校以降における学びとの連続性等の観点から、幼児期に取り組むべき教育の内容について検討を行い、充実を図るとともに、自治体における保幼小連携の推進や教職員の資質能力の向上のための研修の充実等の方策について検討を進める。

さらに、幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進すると

ともに、就学前の子供を持つ保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

(3) 就学支援の充実

(義務教育段階の就学支援の充実)

義務教育に関しては、学校教育法第 19 条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。就学援助については、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、国として就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するとともに、「就学援助ポータルサイト（仮称）」を整備するなど、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。

さらに、義務教育段階における子供の貧困対策として、引き続き必要な経済的支援を行うとともに、研修会の実施による子供の貧困問題に関する教職員の理解増進、家庭における学習支援等の推進及び支援を必要とする者と制度とをつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図る。

(「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減)

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、平成 26 年度以降の入学生を対象とする高等学校等就学支援金制度を着実に実施するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などについて、都道府県での実施状況を踏まえつつ、着実に実施することにより、低所得世帯への支援の充実を図る。

また、私立高等学校等が行う授業料減免等に対する補助を行う都道府県への支援に引き続き取り組む。

そのほか、国立学校においても、貧困の状況にある子供の受入れの拡大を図る。

(特別支援教育に関する支援の充実)

特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

(高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実)

高等教育段階においては、授業料等に加え、特に地方から就業機会の豊富な都市部の大学等に進学する場合には、住居費等の経済的な負担が大きい。意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、無利子奨学金制度の充実を図る。

また、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に関する検討を進める。

さらに、学生宿舎の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供などを行う。

(国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援)

意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き大学等の授業料減免などにより、学生の修学支援を推進する。

また、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないように、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進める。

(5) 生活困窮世帯等への学習支援

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年度から、地域での事例も参考に、学習支援事業を実施する。

また、児童養護施設等で暮らす子供に対する学習支援を推進するとともに、ひとり親家庭の子供が気軽に相談できる児童訪問援助員（ホームフレンド）の派遣や学習支援ボランティア事業を通じ、子供の心に寄り添うピア・サポートを行いつつ学習意欲の喚起や教科指導等を行う。

そのほか、放課後補習や、放課後子供教室、学校支援地域本部、土曜日の教育活動等を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、NPO等と各自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る（再掲）。

また、高校中退の防止や中退後のフォローを充実するとともに、大学・専修学校等へ安心して進学できるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備充実のほか、大学等奨学金事業の充実等による経済的負担の軽減を図る。

(6) その他の教育支援

(学生のネットワークの構築)

悩みを抱える学生が互いに話し合えるネットワークの構築のため、学生が集まり、コミュニケーションを図ることができるスペースを学生相談室等に設置することや、学生が学生の相談に対応する「ピア・サポート」の仕組みの整備等について周知することを通じて、各大学等における取組を促進する。

(夜間中学校の設置促進)

義務教育未修了の学齢超過者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜間中学校について、その設置を促進する。

(子供の食事・栄養状態の確保)

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。

学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。

(多様な体験活動の機会の提供)

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。

また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。

2 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

(保護者の自立支援)

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。また、家計に課題のある生活困窮者に対し、家計相談支援事業を実施する。

子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う。また、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図る。併せて、家庭での育児や子供の世話などに悩みを持つひとり親家庭を対象にした生活支援講習会や生活相談を実施することにより、ひとり親家庭の生活支援を図る。

(保育等の確保)

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する。

ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する。

また、指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、社会福祉及び児童家庭福祉について履修することを通じ、子供の貧困に関する保育士の理解を深めるよう努める。

(保護者の健康確保)

家庭での育児や家事、精神面・身体面の健康管理等、ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行う。また、ひとり親家庭が定期的集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し支え合う場の提供を行う。

また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う。

全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談、助言等を行う。また、乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し、その養育が適切に行われるよう、当該児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言等を行う。

(母子生活支援施設等の活用)

専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設等を活用しながら地域での生活を支援する。

(2) 子供の生活支援

(児童養護施設等の退所児童等の支援)

自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する。また、児童養護施設等を退所する子供が安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行うとともに、施設関係者へ周知し、その活用を図る。

(食育の推進に関する支援)

乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。

このため、「健やか親子21」の趣旨や内容も踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、地域における食育の推進を図る。

また、保育所を始めとした児童福祉施設において、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・発達を支援する。

なお、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所における食事の提供ガイドライン」を参照し、専門性を生かしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。

また、児童養護施設等においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、発達段階に応じた食習慣が身に付いていない場合もあることから、小規模化等による家庭養護の促進や児童養護施設等の運営指針の活用等を通じ、食の持つ力を最大限に活用した支援を行う。

(ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援)

生活困窮者自立支援制度においては複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業や、生活困窮世帯の子供を対象に、居場所づくりを含む学習支

援事業を実施する。なお、これらの事業を含め生活困窮者への支援を行う際には、例えば、子供にとって食習慣の維持が不可欠であることに十分配慮するなど、対象者の状況に応じた個別的な支援を行う。

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成 29 年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する（再掲）。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する（再掲）。

ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する（再掲）。

（３）関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

（関係機関の連携）

困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子供たちを支援するため、新たに創設される自立相談支援機関を活用して児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して地域におけるネットワークを構築する取組の実施を検討する。

（４）子供の就労支援

（ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援）

母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子供に対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行う。また、自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する（再掲）。

（親の支援のない子供等への就労支援）

新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等を中心に正規雇用に向けた就職支援を行う。

（定時制高校に通学する子供の就労支援）

ジョブサポーター等による定時制高校に通う生徒も応募可能な求人への積極的な開拓及びハローワークにおける就職支援を行う。

（高校中退者等への就労支援）

ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。特に、高校中退者等についても、本人の了解の下、可能な範囲で学校、ハローワーク及びニート等の若者の就労支援機関等で情報を共有し、求めに応じて速やかに支援を行う。

(5) 支援する人員の確保等

(社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化)

社会的養護の推進のため、児童養護施設における職員の配置基準の見直しや里親支援担当職員の配置の推進等について検討する。併せて、新たに里親になる人材の発掘について、自治体が行う先進的な取組を紹介するなど人材の確保に努める。

また、児童相談所職員の専門性を強化するための研修など相談機能の強化の取組について支援を行う。

(相談職員の資質向上)

ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子自立支援員など、ひとり親家庭等の相談関係職員に対する研修や、生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。

また、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、専門的かつ実践的なテキストやカリキュラムを作成するとともに、当面は国において研修を行う。

さらに、児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行う。

(6) その他の生活支援

(妊娠期からの切れ目ない支援等)

家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子供が健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを図る。

また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う（再掲）。

(住宅支援)

母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行うほか、多子世帯等に対する地域優良賃貸住宅における家賃低廉化や、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談及び住宅改修の支援等を実施しており、引き続きこうした取組により子育て世帯等の居住の安定を支援していく。

母子福祉資金貸付金等のメニューである住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じてひとり親家庭の住宅支援を行う。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給する。

3 保護者に対する就労の支援

(親の就労支援)

子育てと就労の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業

支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う（再掲）。就業支援専門員は、ひとり親家庭の雇用形態の改善のため、キャリアアップ・転職支援も行う。また、児童扶養手当受給者に対し、生活状況や就業への意欲等の状況把握を行うことを通じ、それぞれの実態に応じた自立支援プログラムを策定することで、就業を軸とした自立支援を図る。

高等職業訓練促進給付金等事業を通じ、ひとり親家庭の就業支援を行う。また、母子家庭の母等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用奨励金などの各種雇用関係助成金の活用を推進し、親の就労機会の確保に努める。

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給する。

（親の学び直しの支援）

自立支援教育訓練給付金事業の活用等により、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進する。また、生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給する。

（就労機会の確保）

ひとり親家庭の親が子供を育てながら働くとともに、将来的に正規雇用に移行するためのスキルアップを図るため、在宅就業に関する支援を推進する。また、各府省庁は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努める。

4 経済的支援

（児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し）

児童扶養手当の公的年金との併給調整に関し、公的年金を受給した場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合にはその差額を支給するよう見直しを行ったところであり、事務の円滑な履行に努める。

（ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討）

ひとり親家庭の就業支援や経済的支援等の自立への効果等について、調査・研究の実施を検討する。

（母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大）

母子福祉資金貸付金等について、貸付対象を父子家庭に拡大したところであり、貸付事務等の円滑な履行に努める。

(教育扶助の支給方法)

生活保護における教育扶助については、義務教育に伴って必要な費用について、学校の長に対して直接支払うことが可能となっていることから、こうした仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施する。

(生活保護世帯の子供の進学時の支援)

生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際には、入学料、入学検査料等を支給する。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとする。

(養育費の確保に関する支援)

両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われることは、親としての経済的な責任を果たすだけでなく、子供の福祉の観点からも望ましいことであることから、母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等において、養育費に関する相談支援を行う。

5 その他

(国際化社会への対応)

国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努める。

第5 子供の貧困に関する調査研究等

これまで我が国においては、子供の貧困に関する調査研究が必ずしも十分に行われてきたとはいえない状況にある。上記第2の基本的な方針を踏まえ、今後の対策推進に資するよう、以下に掲げるような子供の貧困に関する調査研究等に取り組むこととする。

1 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究

子供たちが置かれる貧困の実態や、そのような子供たちが実際に受けている各種の支援の実態を適切に把握し、分析するための調査研究を継続的に実施する。

また、今後、子供の貧困対策として様々な施策が実施されることになるが、それらの施策の実施状況や対策の効果等の検証・評価に資するよう、子供の貧困対策の効果等に関する調査研究の実施について検討する。

2 子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究

子供の貧困に関する指標については上記第3に掲げているところであるが、子供の貧困

対策を今後さらに適切に推進していくため、必要となる新たな指標の開発に向けた調査研究の実施について検討する。

3 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

国や地方公共団体における子供の貧困対策の企画・立案、実施に資するよう、子供の貧困の実態や国内外の調査研究の成果等子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積を行う。

また、地方公共団体が地域における子供の貧困の実態、地域の実情を踏まえた対策を企画・立案、実施できるよう、全国的な子供の貧困の実態や特色ある先進施策の事例など必要な情報提供に努める。

第6 施策の推進体制等

1 国における推進体制

本大綱に基づく施策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、政府が一体となって子供の貧困対策に取り組む。その際、子供に関連する全ての政策分野、特に、児童虐待対策分野、青少年育成支援分野等との緊密な連携に留意する。

さらに、子どもの貧困対策会議が、施策の総合推進機能を十分に発揮できるよう、同会議の事務局である内閣府の担当部署を中心に、必要な推進体制の構築とその効果的な運用に努める。

2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を総合的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが重要である。

このため、都道府県など地方公共団体において子供の貧困対策についての検討の場が設けられるよう、また、地域の実情を踏まえた子供の貧困対策についての計画が策定されるよう働きかけるとともに、情報提供等の適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用を視野に入れて地方公共団体の取組を支援する。

3 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や子供の貧困対策に関する優れた取組等に対する表彰事業の実施、民間資金を活用した支援など、官公民の連携・協働

プロジェクトを推進する。

また、このような取組や既存の制度・施策等について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国民運動として展開する。

4 施策の実施状況等の検証・評価

子どもの貧困対策会議において、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努める。このため、子どもの貧困対策会議の下において、関係者の意見を聴きつつ施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、子供の貧困対策について検討を行うための仕組みを設ける。

5 大綱の見直し

本大綱については、社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年ごとを目途に見直しを検討する。

3 計画策定経過

日付	経過
平成27年7月17日	平成27年度第1回庁内連絡会 ○子どもの貧困対策のための庁内の連携体制等について意見交換
平成28年2月16日	平成27年度第2回庁内連絡会 ○国県の動向、国の地域子供の未来応援交付金に関する説明
6月28日	平成28年度第1回庁内連絡会 ○秋田市子どもの貧困対策に関する計画策定のため、他都市事例の研究等
7月4日	平成28年度第1回庁内作業部会 ○国県の動向、貧困対策に関するデータ収集、アンケート調査に関する説明
8月9日	平成28年度第2回庁内作業部会 ○アンケート調査に関する意見交換
8月18日	平成28年度第2回庁内連絡会 ○アンケート調査に関する意見交換
9月15日	子どもがいる世帯の生活状況に関する実態調査を実施（9月30日まで）
10月6日	第1回計画策定連絡会 ○子どもの貧困対策計画策定、貧困対策に関する本市の状況等について
11月18日	平成28年度第3回庁内連絡会 ○アンケート結果の速報値、貧困対策計画骨子案について
11月25日	第2回計画策定連絡会 ○アンケート結果の速報値、貧困対策計画骨子案について
12月12日	市議会厚生委員会 ○貧困対策計画策定状況について
平成29年1月20日	平成28年度第4回庁内連絡会 ○貧困対策計画策定素案について
1月25日	第3回計画策定連絡会 ○貧困対策計画策定素案について
1月31日	市議会厚生委員会 ○貧困対策計画策定素案について
2月1日	パブリックコメント（2月17日まで）
3月6日	市議会厚生委員会 ○貧困対策計画策定最終案について

4 秋田市子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会委員

(50音順)

役職	氏名	所属団体等・役職	
委員長	藤原 美佐子	秋田県弁護士会	弁護士
副委員長	齋藤 透	秋田市中中学校校長会 (城南中学校)	校長
	相原 彰子	秋田市民生児童委員協議会 (児童環境部会)	副部長
	石山 輝夫	秋田県教育庁	スクールソーシャルワーカー
	石山 宏央	秋田県教育庁	スクールカウンセラー
	荻原 健一	秋田県ひとり親家庭就業 ・自立支援センター	所長
	後藤 節子	NPO法人あきた子どもネット	代表
	佐々木 均	秋田県立秋田明德館高等学校	校長
	澤口 勇人	秋田市民間保育所 ・認定こども園協議会	会長
	高橋 武彦	秋田市子ども育成課 (放課後児童担当)	放課後子ども総合プラン コーディネーター
	高橋 信雄	秋田県中央児童相談所	所長
	八柳 知之	秋田市小学校校長会 (牛島小学校)	校長
	山田 友子	聖園天使園	園長

(任期：平成29年3月31日まで)

5 秋田市子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会設置要綱

秋田市子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号。以下「法」という。）の基本理念にのっとり、本市の子どもの貧困対策を総合的に推進するため、秋田市子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第4条に規定する子どもの貧困対策に係る施策の策定に関すること。
- (2) 子どもの貧困対策に係る情報交換に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会は、次に掲げる関係機関等により、委員13人以内をもって組織する。

- (1) 保育・教育機関
- (2) 児童養護施設関係
- (3) 養育支援関係
- (4) 地域福祉関係
- (5) 民間支援活動関係
- (6) ひとり親支援関係
- (7) 学童保育関係
- (8) 相談支援関係
- (9) 生活困窮相談・権利擁護関係
- (10) その他市長が必要と認める者

(委員)

第4条 委員は、市長が委嘱する。

2 委員の任期は1年以内とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 連絡会に委員長および副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が指名するものをもって充てる。

3 委員長は、連絡会の会務を総理し、連絡会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は、子ども総務課において処理する。

(守秘義務)

第8条 連絡会の実施に関わる全ての委員、職員等は、プライバシーの保護に万全を期するとともに、在職中および職を退いた後においても、知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月22日から施行する。

6 秋田市子どもの貧困対策庁内連絡会設置要綱

秋田市子どもの貧困対策庁内連絡会設置要綱

(目的)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号。以下「法」という。）第2条に規定する基本理念にのっとり、本市の子どもの貧困対策を総合的に推進するため、秋田市子どもの貧困対策庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 子どもの貧困対策に係る連絡調整および情報交換に関すること。
- (2) 法第4条の規定による子どもの貧困対策に係る施策の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長および委員は、次の職にある者をもって充てる。

委員長 子ども未来部次長

副委員長 子ども未来部子ども総務課長

委員 福祉保健部福祉総務課長、福祉保健部保護第一課長、福祉保健部保護第二課長、子ども未来部子ども育成課長、子ども未来部子ども健康課長、子ども未来部子ども未来センター所長、教育委員会事務局学事課長、教育委員会事務局学校教育課長

(委員長および副委員長)

第4条 委員長は、連絡会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会)

第6条 子どもの貧困に関する実態を把握するため、連絡会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、副委員長および委員の属する課所室の職員をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、作業部会の組織および運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(事務局)

第7条 連絡会の事務局は、子ども総務課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月12日から施行する。

I 調査の概要

1. 調査の目的

本市では、今年度（平成 28 年度）子どもの貧困対策に関する計画を策定することとしております。

本調査は、この計画に、本市の実情に沿ったより効果的な施策を盛り込むため、子育てをする皆様の日ごろの生活状況やお子さんの様子、子育てに感じていらっしゃる悩みや困りごとなどをうかがうために実施したものです。

2. 調査の設計

- (1) 調査対象： 18 歳以下*のお子さんを養育している保護者 3,000 人
(※平成 28 年 8 月 20 日現在)
- (2) 調査方法： 18 歳以下のお子さん 3,000 人を住民基本台帳から無作為抽出し、その保護者宛てに調査票を郵送（回答は保護者が行う）。
調査は無記名のアンケート方式で行い、回収は郵送で行う。
- (3) 調査期間： 平成 28 年 9 月 15 日～9 月 30 日
- (4) 調査項目： ① 世帯の状況について
② お子さんのことについて
・学校教育機関等への在籍状況 ・普段の生活に関すること
・食事に関すること ・勉強や学校に関すること 等
③ 保護者のことについて
④ 世帯の家計の状況について

3. 回収結果

- (1) 発 送 数： 3,000
- (2) 回 収 数： 1,909（回収率 63.6%）
この内の 17 件については、児童養護施設等に入所する子どもに関する回答であり、集計対象からは除く。
- (3) 有効回答数： 1,892

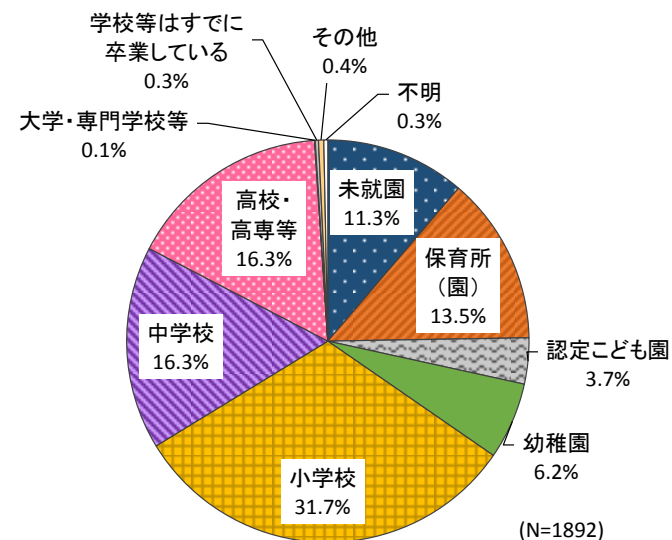
4. 集計・分析にあたって（調査報告書を見る上での注意事項）

- (1) 本調査で集計分析の対象とした調査票総数（有効回答数）は 1,892 であるが、調査項目によって、集計対象者数（「N」と表示。）は異なる場合がある。
- (2) 各項目の集計対象者数に対する比率（%）は、少数第 2 位を四捨五入しており、個々の比率の合計と全体を示す数値とは一致しないことがある。
- (3) 各区分における集計では不明者を除いているため、区分ごとの集計対象者数の合計と、全体の集計対象者数は、一致しないことがある。
- (4) 複数回答の場合は、各設問の回答数の比率は集計対象者数に対するものであり、その合計は 100%を超えることがある。
- (5) 「貧困線未満の世帯の該当」とは、等価可処分所得（年収（手取収入）を世帯人員数の平方根で割ったもの）が、わが国における平成 24 年の貧困線（122 万円）を下回っていることを意味する。

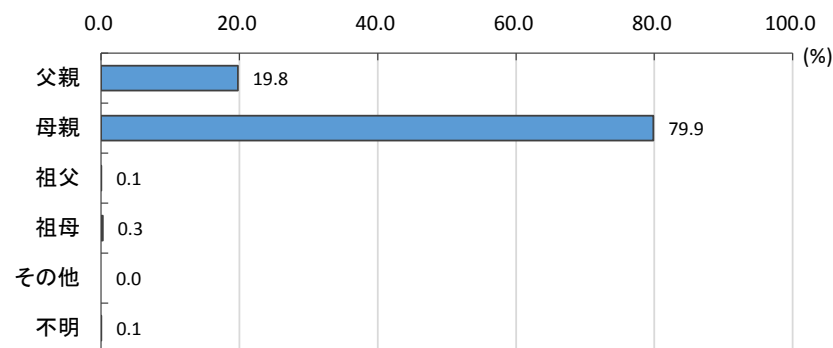
II 調査結果

1. 宛名のお子さんおよび回答者、世帯に関する基本事項

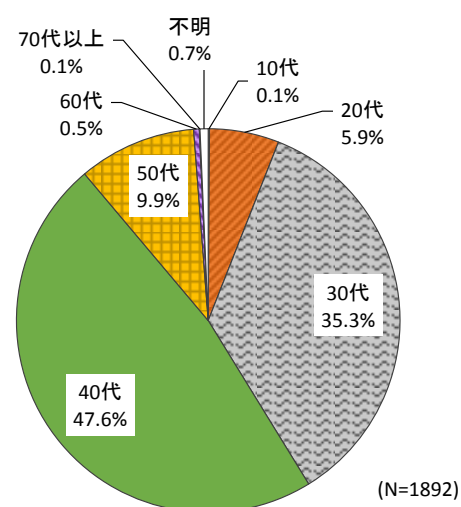
(1) お子さんの学校教育機関等への在籍状況



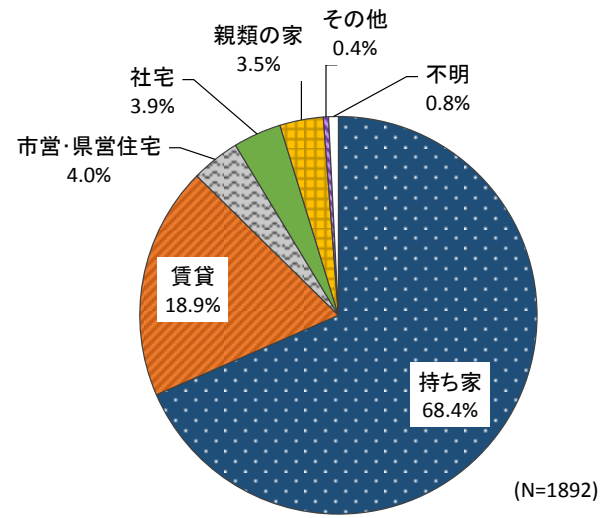
(2) 回答者の、宛名のお子さんからみた続柄



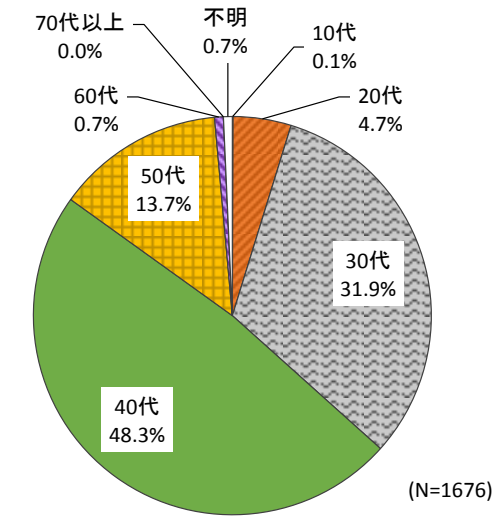
(3) 回答者の年代



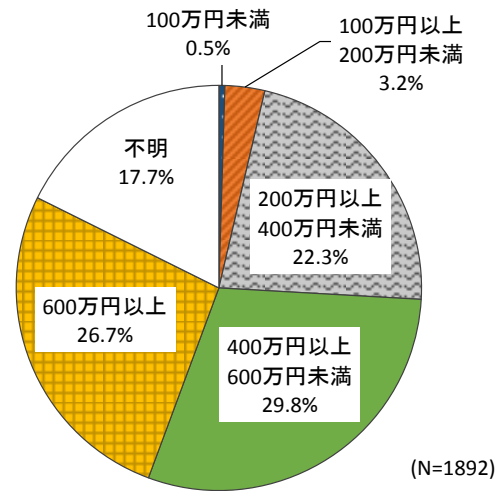
(7) 現在の住居の状況



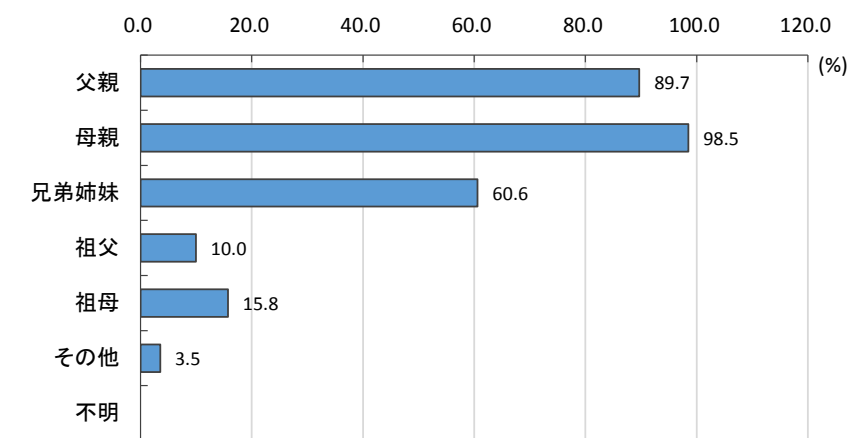
(4) 配偶者の方の年代



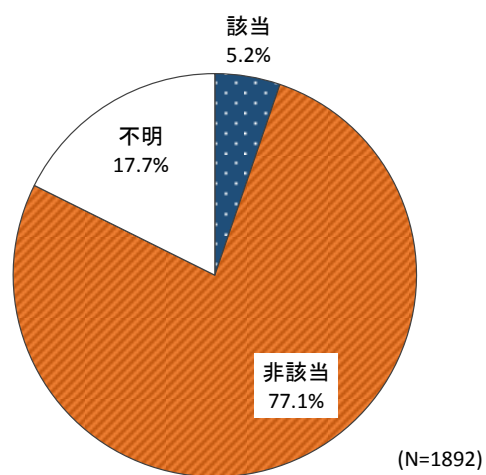
(8) 年収 (世帯のすべての手取り収入)



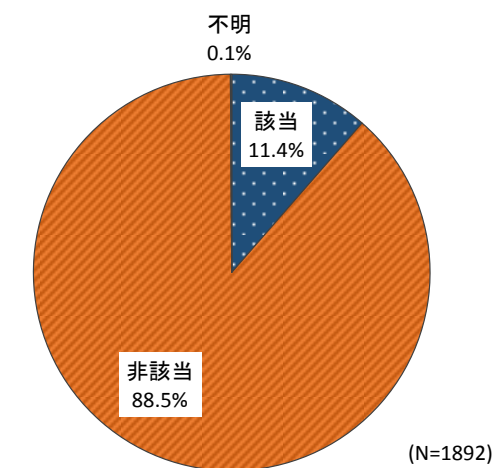
(5) 家族構成 (単身赴任の父親など、普段生活を共にしていなくても家計を同じくしている方を含む)



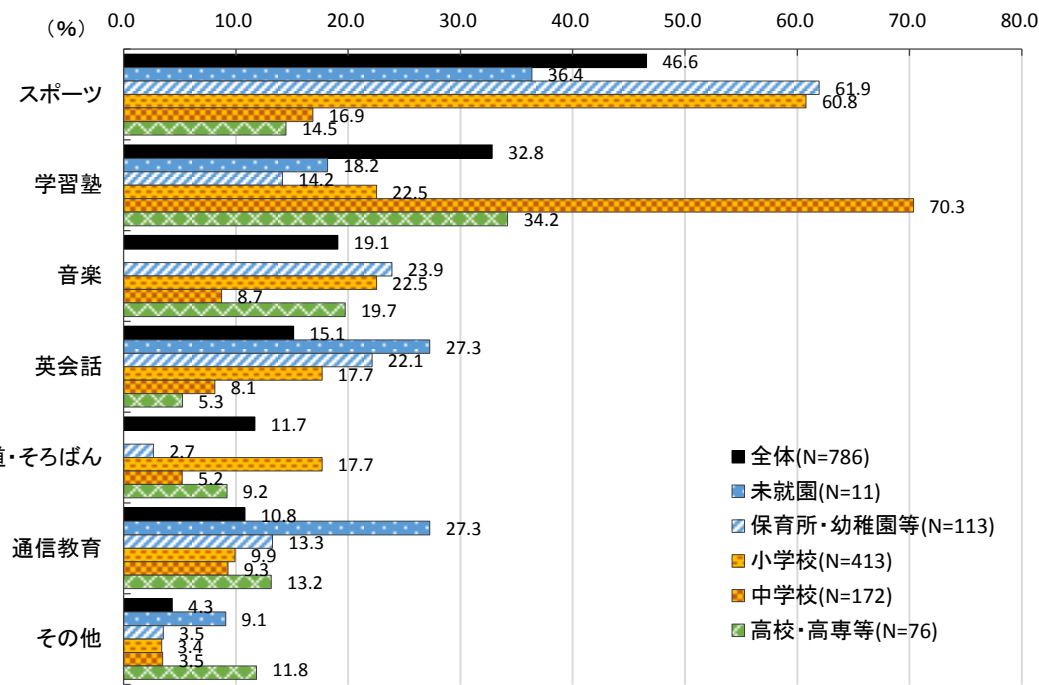
(9) 貧困線未満の世帯の該当 (等価可処分所得が、全国の貧困線 (平成 24 年 122 万円) を下回っている世帯を「該当」とする)



(6) ひとり親世帯の該当



(5) - 2 習い事等の内容を教えてください。(あてはまる記号すべてに○)



	スポーツ	学習塾	音楽	英会話	書道・そろばん	通信教育	その他	不明
全体(N=786)	46.6	32.8	19.1	15.1	11.7	10.8	4.3	0.3
未就園(N=11)	36.4	18.2		27.3		27.3	9.1	
保育所・幼稚園等(N=113)	61.9	14.2	23.9	22.1	2.7	13.3	3.5	
小学校(N=413)	60.8	22.5	22.5	17.7	17.7	9.9	3.4	0.2
中学校(N=172)	16.9	70.3	8.7	8.1	5.2	9.3	3.5	0.6
高校・高専等(N=76)	14.5	34.2	19.7	5.3	9.2	13.2	11.8	
大学・専門学校等(N=0)								
学校等はすでに卒業(N=0)								
その他(N=0)								
ひとり親世帯(N=79)	43.0	25.3	17.7	13.9	10.1	8.9	6.3	
ひとり親世帯以外(N=706)	47.0	33.6	19.3	15.3	11.9	11.0	4.1	0.3
年収100万円未満(N=0)								
年収100万円以上200万円未満(N=15)	33.3	46.7	26.7		20.0			
年収200万円以上400万円未満(N=141)	46.8	23.4	15.6	14.2	8.5	8.5	3.5	0.7
年収400万円以上600万円未満(N=233)	48.5	30.0	16.7	13.3	14.2	12.0	4.7	
年収600万円以上(N=244)	45.1	40.6	26.2	19.7	10.7	13.1	4.9	0.4
貧困線未満の世帯(N=25)	40.0	28.0	32.0	8.0	16.0	4.0		
貧困線未満の世帯以外(N=608)	46.7	33.2	19.9	16.0	11.5	11.7	4.6	0.3

子どもの「習い事の内容」については、「スポーツ」と回答した世帯の割合が46.6%で最も高く、次いで「学習塾」が32.8%となり、以下「音楽」19.1%、「英会話」15.1%、「書道・そろばん」11.7%、「通信教育」10.8%の順となっている。

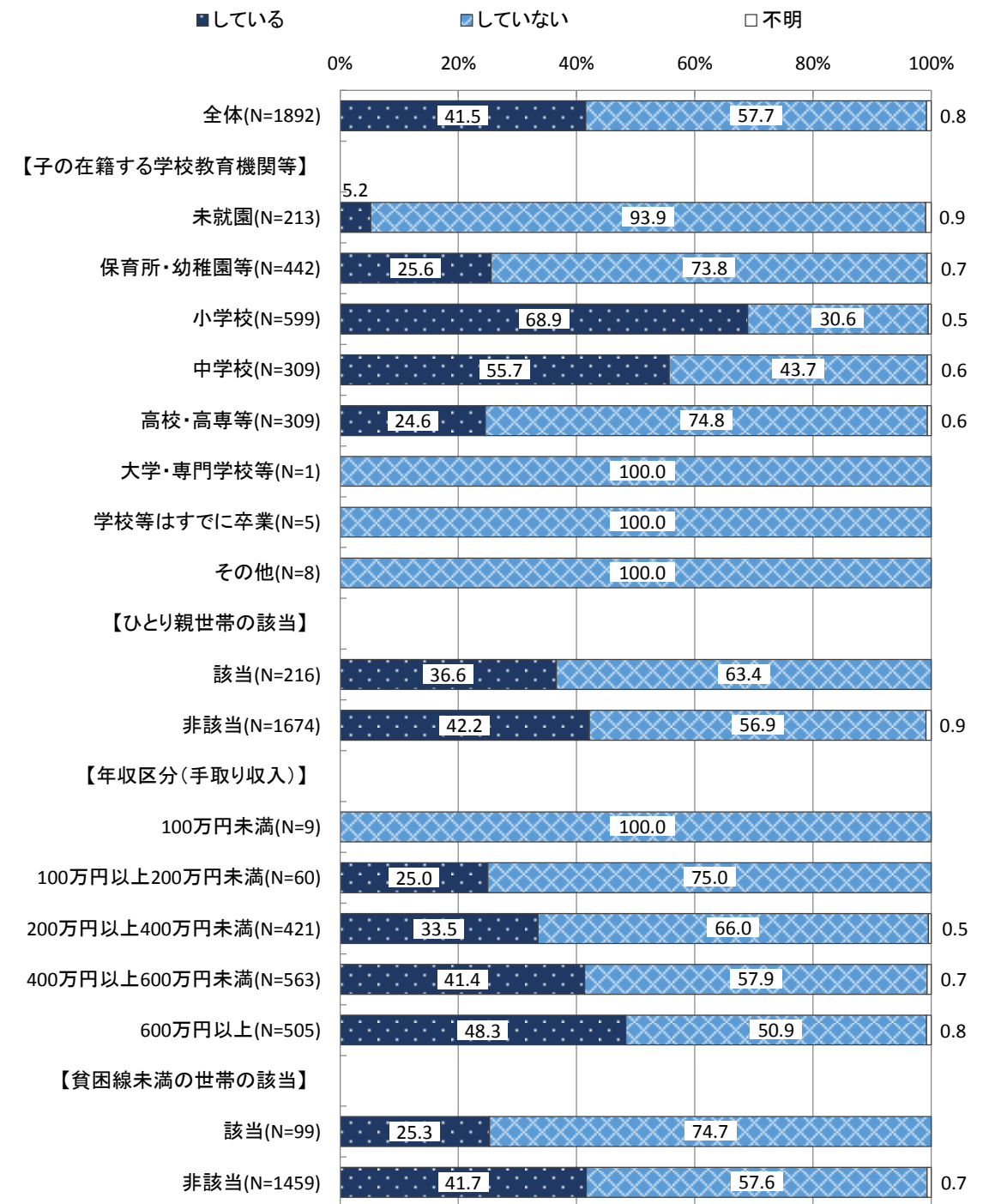
子どもが在籍する学校教育機関等別にみると、「保育所・幼稚園等」と「小学校」で「スポーツ」と回答した世帯の割合がそれぞれ61.9%と60.8%で他の習い事に比べて圧倒的に高い割合となっている。一方、「中学校」では「学習塾」と回答した世帯の割合は70.3%で、他の習い事に比べて突出して高い割合となっている。また、「英会話」と回答した世帯の割合は「未就園」が27.3%、「保育所・幼稚園等」が22.1%、「小学校」が17.7%、「中学校」が8.1%、「高校・高専等」が5.3%で、割合は「未就園」「保育所・幼稚園等」で高く、子どもの年齢が上昇するに従い割合が低下する傾向がみられる。

年収区別にみると、「年収200万円未満」を除いた「年収200万円以上」の世帯では、年収が上がるに従い「学習塾」と回答した世帯の割合が上昇する傾向がみられる。

2. 設問ごとの回答結果

問6 お子さんの普段の生活に関することについておたずねします。

(5) お子さんは習い事等をしていますか。

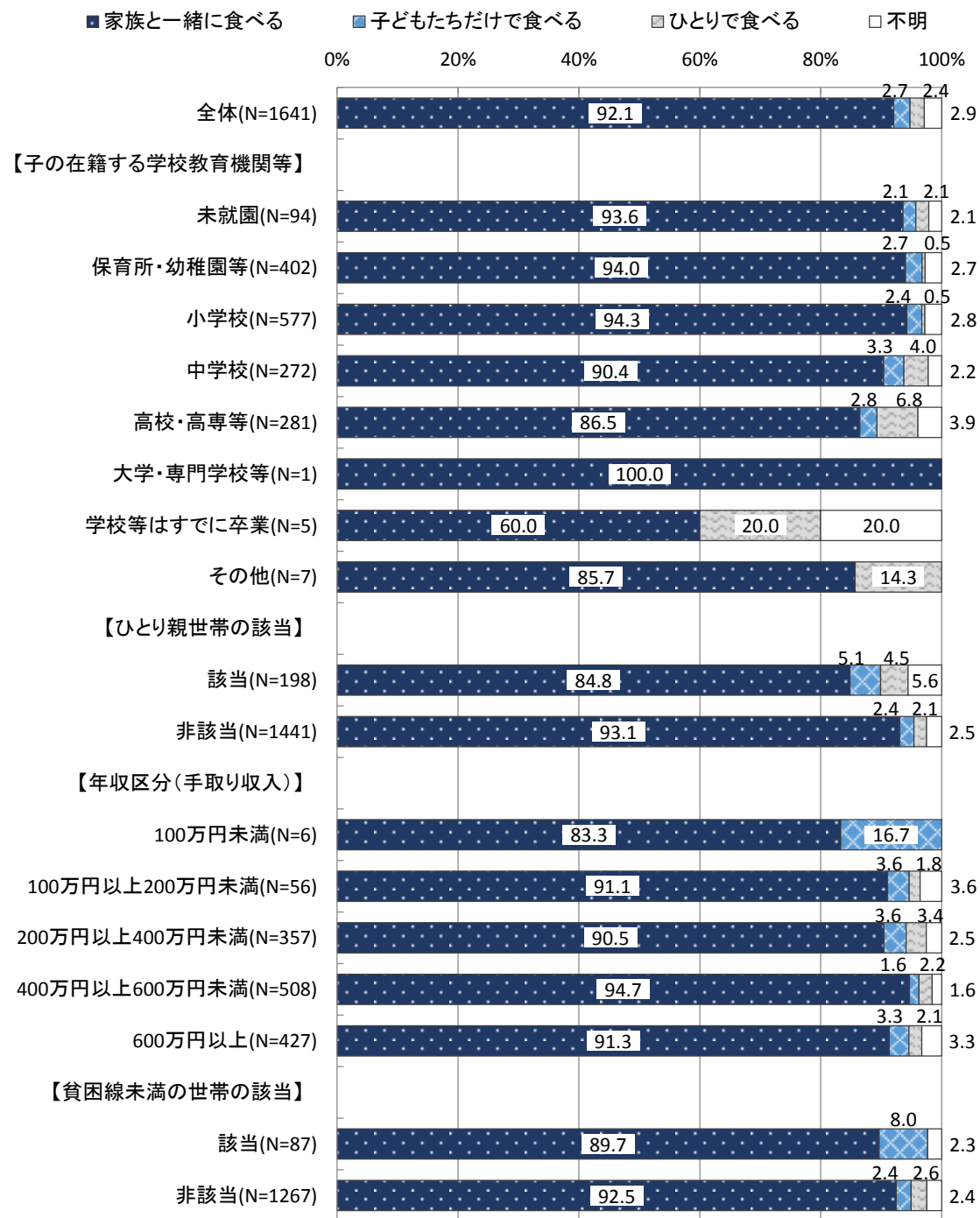


子どもが「習い事等をしているか」については、「している」と回答した世帯の割合は41.5%、「していない」と回答した世帯の割合は57.7%で、「していない」と回答した世帯の割合が上回っている。

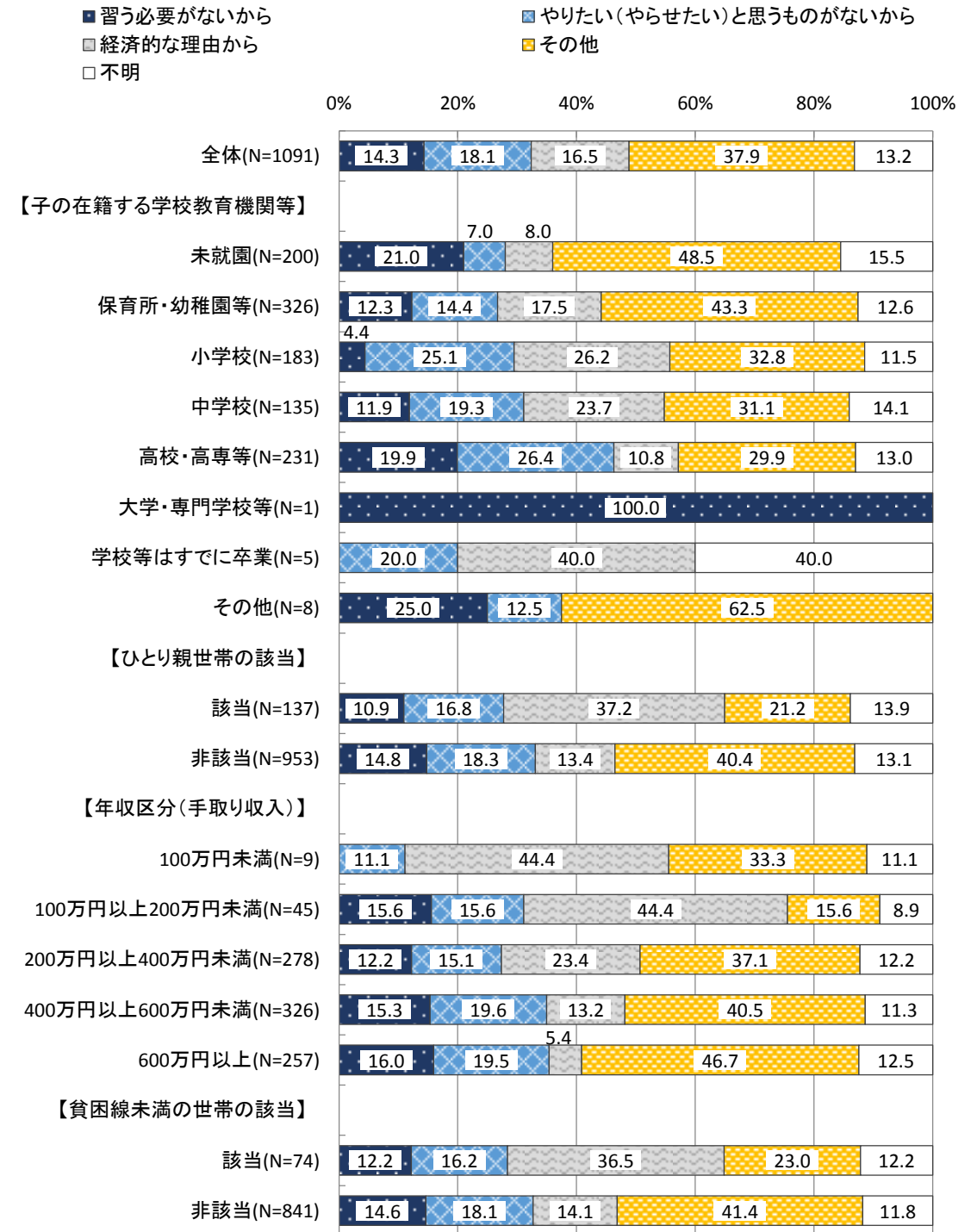
年収区別にみると、「している」と回答した世帯の割合が「年収100万円以上200万円未満」で25.0%、「年収200万円以上400万円未満」が33.5%、「年収400万円以上600万円未満」が41.4%、「年収600万円以上」が48.3%となり、年収が上がるに従い「している」と回答した世帯の割合が高くなり、逆に年収が低くなるに従い「していない」と回答した世帯の割合が高くなる傾向がみられる。

問7 お子さんの食事に関することについておたずねします。

(2) - 2 夕食を食べるお子さんの、夕食を食べる際の状況（0歳児を除く）



(5) - 3 習い事をしていない理由はなぜですか。



夕食を食べる子ども(0歳児を除く)の、「夕食を食べる際の状況」については、「家族と一緒に食べる」と回答した世帯の割合は92.1%で9割を超えている。

一方、「子どもたちだけで食べる」と回答した世帯の割合は2.7%、「ひとりで食べる」2.4%で、この2つを足した「子どもだけで食べる」とした回答割合は5.1%となっている。

ひとり親世帯への該当・非該当区分別に「子どもだけで食べる」の回答割合をみると、該当世帯では9.6%、非該当世帯では4.5%と、該当世帯の方がやや高い割合となっている。

子どもが「習い事をしていない理由はなぜか」については、「やりたい(やらせたい)と思うものがないから」と回答した世帯の割合が18.1%、「経済的な理由から」が16.5%、「習う必要がないから」が14.3%となっている。

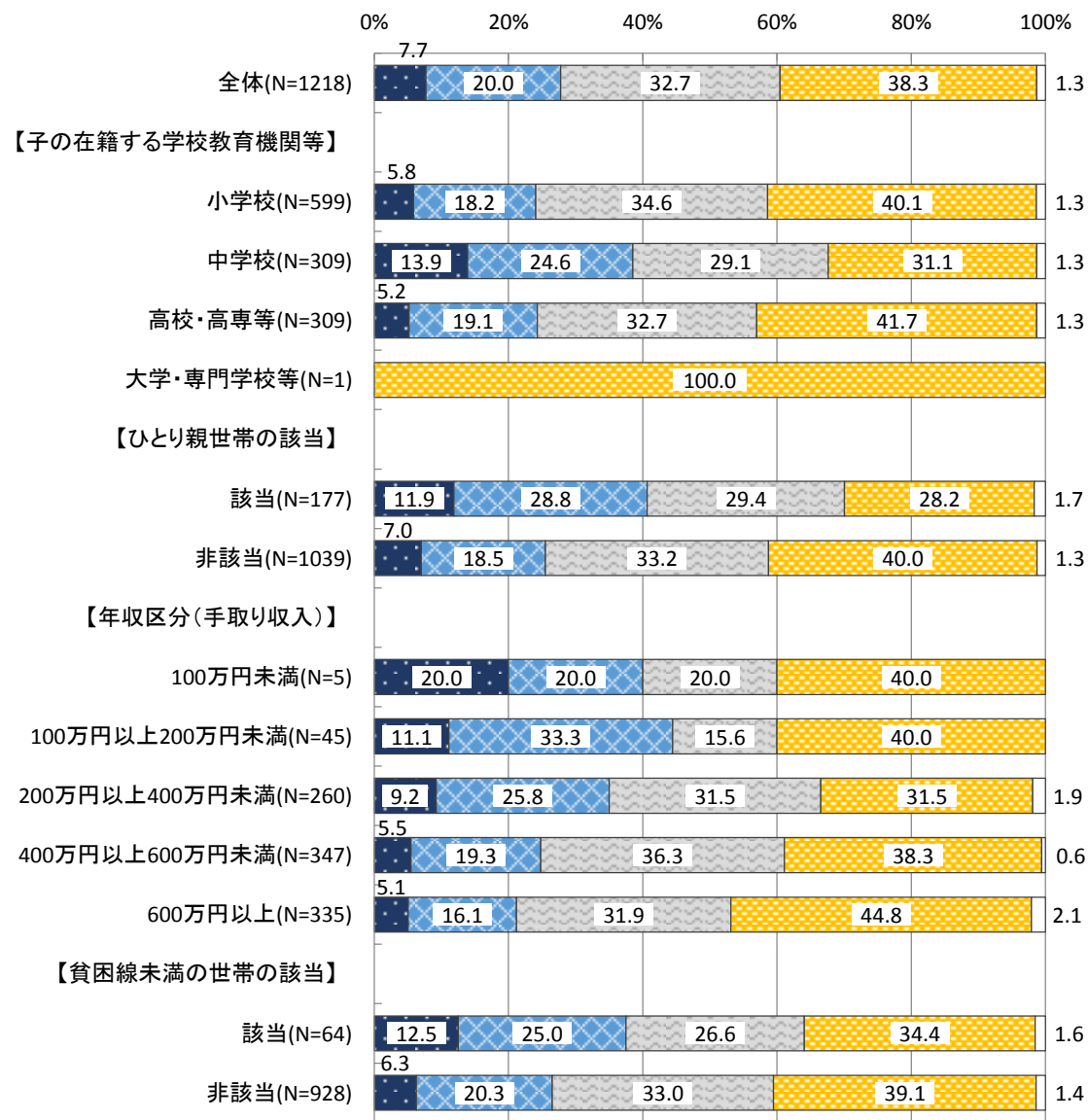
ひとり親世帯への該当・非該当別にみると、該当世帯では「経済的理由から」と回答した世帯の割合が37.2%で「非該当世帯」の13.4%に比べて高くなっている。

年収区分別にみると、「年収100万円以上200万円未満」で「経済的理由から」と回答した世帯の割合が44.4%で他の年収区分に比べて高い割合となっている。

(5) お子さんの学習や進学に関して、以下の項目についてどのように感じていますか。

① 同学年の子どもに比べて学力が低い

■心配している ■少し心配している ■あまり心配していない ■心配していない(該当なし) □不明



子どもの学習や進学に関して、「同学年の子どもに比べて学力が低いことをどのように感じているか」については、「心配していない(該当なし)」と回答した世帯の割合が 38.3%で最も高く、次いで「あまり心配していない」が 32.7%で、この2つを足した「心配していない」とする回答割合は 71.0%となり7割を超えている。

一方、「心配している」と回答した世帯の割合は 7.7%、「少し心配している」が 20.0%で、この2つを足した割合は 27.7%で3割近くに達している。

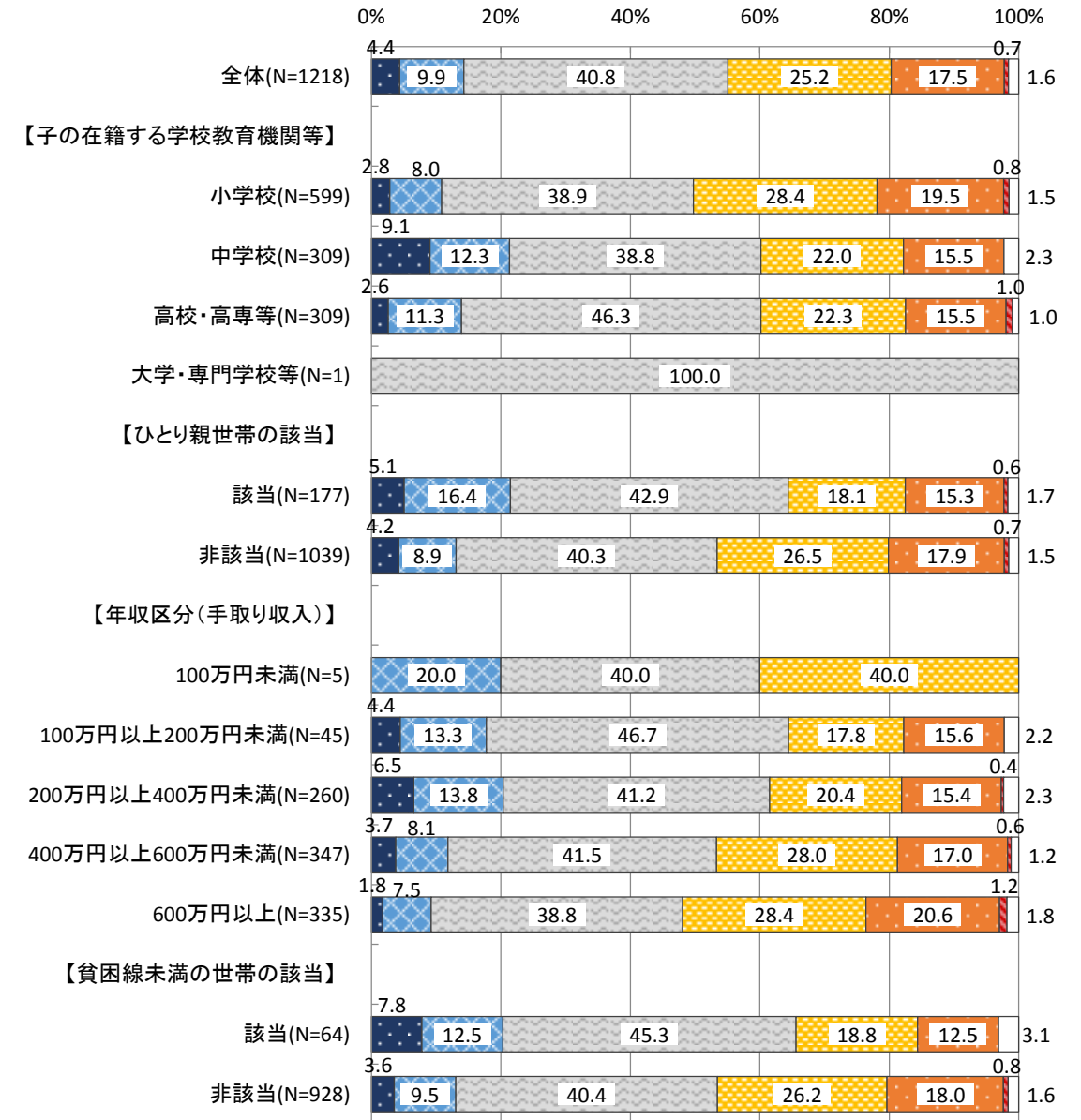
ひとり親世帯への該当・非該当別にみると、該当世帯で「心配している」と「少し心配している」を足した回答割合は 40.7%と約4割となっている。

年収区分別にみると、「年収100万円以上200万円未満」で「心配している」と「やや心配している」を足した回答割合は 44.4%で4割を超えている。

問9 お子さんが小学校・中学校・高校など教育機関に通学している方にうかがいます。お子さんの勉強や学校に関することについておたずねします。

(1) お子さんの勉強全般の成績を教えてください。

■かなり遅れている ■やや遅れている ■普通 ■まあ良好 ■良好 ■わからない □不明



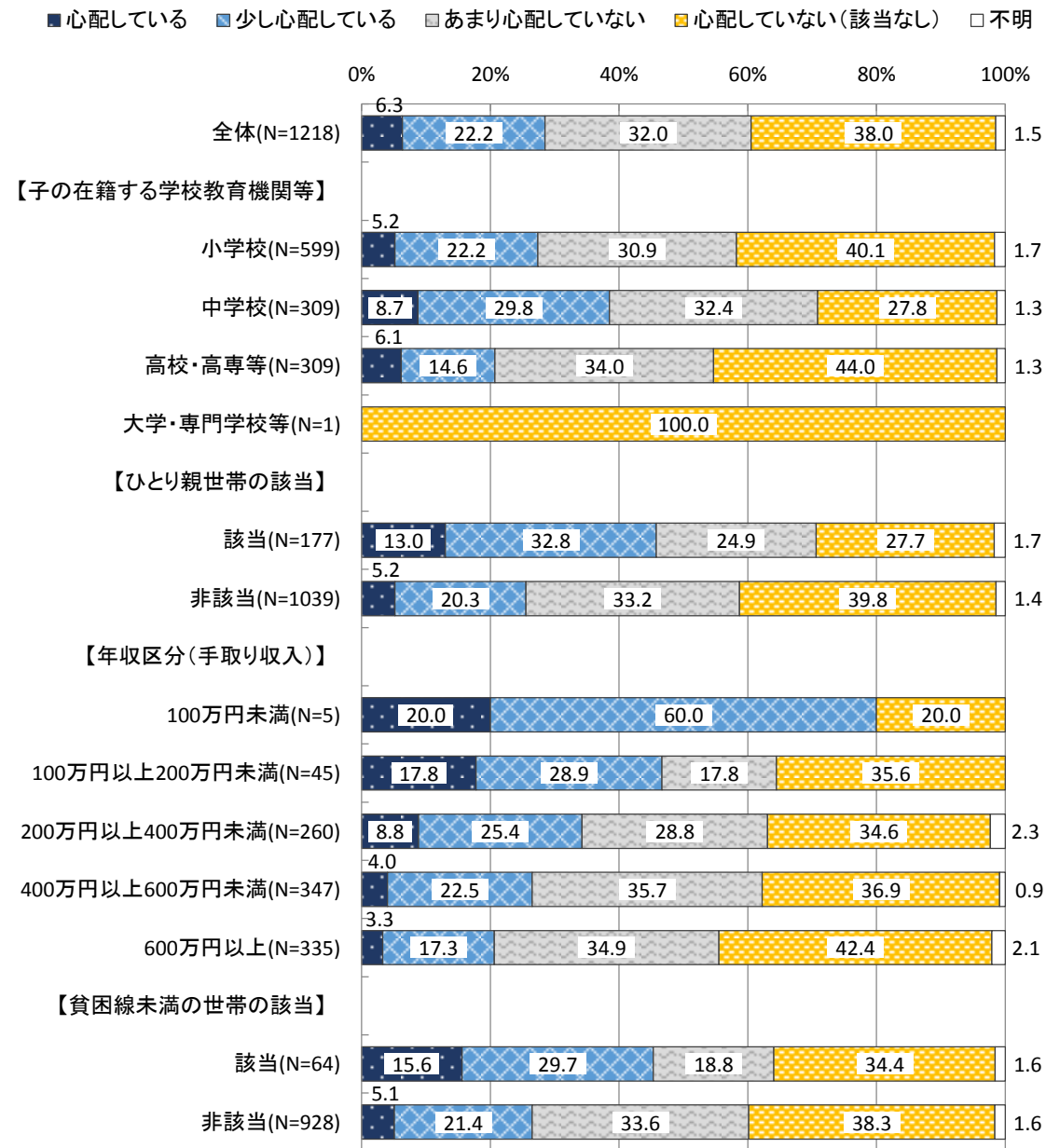
子どもの「勉強全般の成績」については、「普通」と回答した世帯の割合が 40.8%で最も高くなっている。また、「良好」と回答した世帯の割合が 17.5%、「まあ良好」が 25.2%でこの2つを足した「良好である」とする回答割合は 42.7%となっており、これに「普通」を足した割合は 83.5%となり8割を超えている。

一方、「かなり遅れている」と回答した世帯の割合は 4.4%、「やや遅れている」が 9.9%となり、この2つを足した「遅れている」とする回答割合は 14.3%となっている。

年収区分別にみると、年収が上昇するに従い「良好である」と回答した世帯の割合は上昇する傾向がみられる。

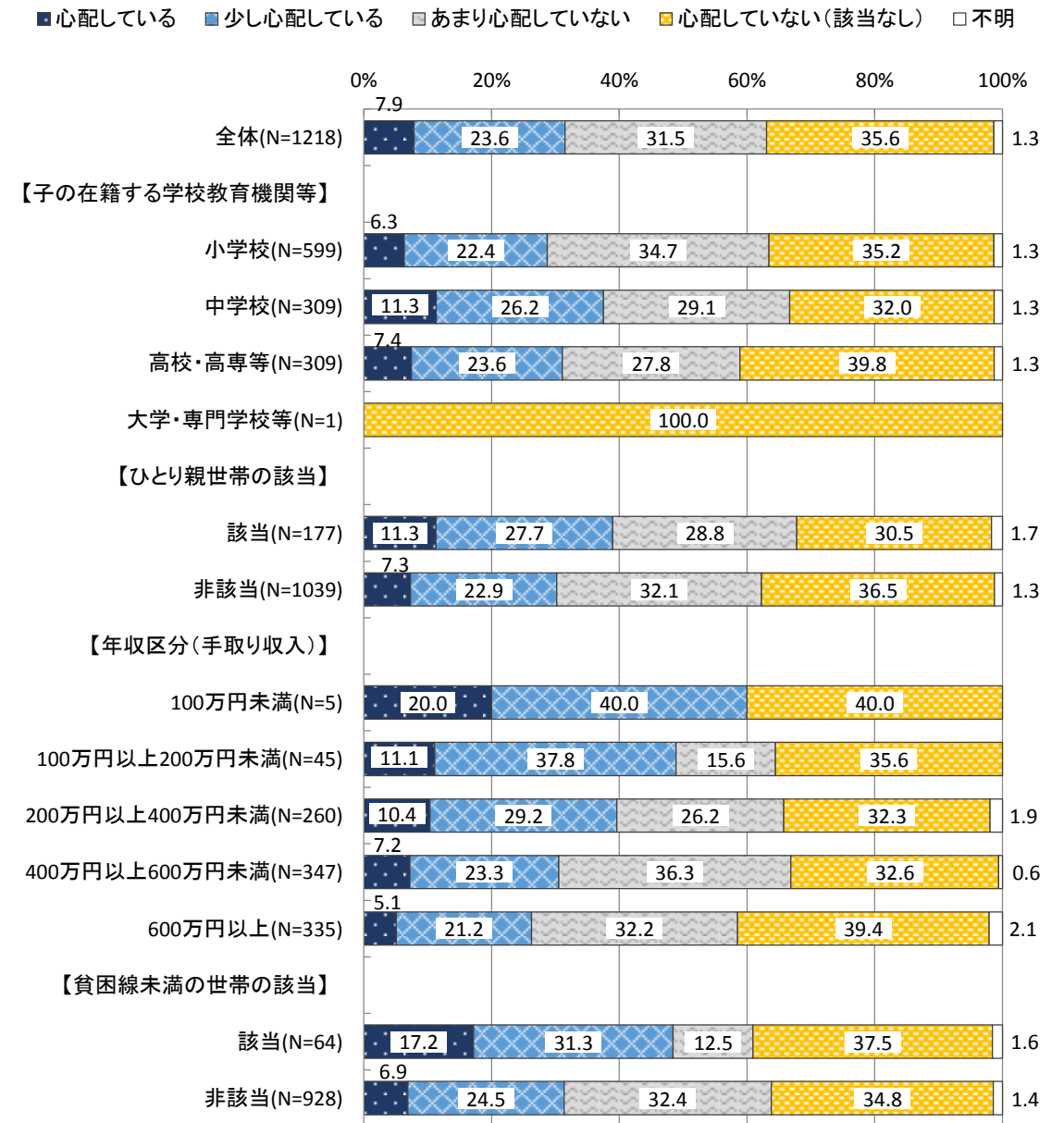
(5) お子さんの学習や進学に関して、以下の項目についてどのように感じていますか。

③ 勉強をみてあげることができない



(5) お子さんの学習や進学に関して、以下の項目についてどのように感じていますか。

② 勉強する習慣が身につけていない



子どもの学習や進学に関して、「勉強をみてあげることができないことをどのように感じているか」については、「心配していない(該当なし)」と回答した世帯の割合が 38.0%で最も高く、次いで「あまり心配していない」が 32.0%で、この2つを足した「心配していない」とする回答割合は 70.0%となっている。

一方、「心配している」と回答した世帯の割合は 6.3%、「少し心配している」が 22.2%で、この2つを足した割合は 28.5%となっている。

ひとり親世帯への該当・非該当別にみると、該当世帯で「心配している」と「少し心配している」を足した回答割合は 45.8%と4割をこえている。

年収区分別にみると、「年収 100 万円以上 200 万円未満」で「心配している」と「やや心配している」を足した回答割合は 46.7%で4割を超えている。

子どもの学習や進学に関して、「勉強する習慣が身につけていないことをどのように感じているか」については、「心配していない(該当なし)」と回答した世帯の割合が 35.6%で最も高く、次いで「あまり心配していない」が 31.5%で、この2つを足した「心配していない」とする回答割合は 67.1%となり7割近くとなっている。

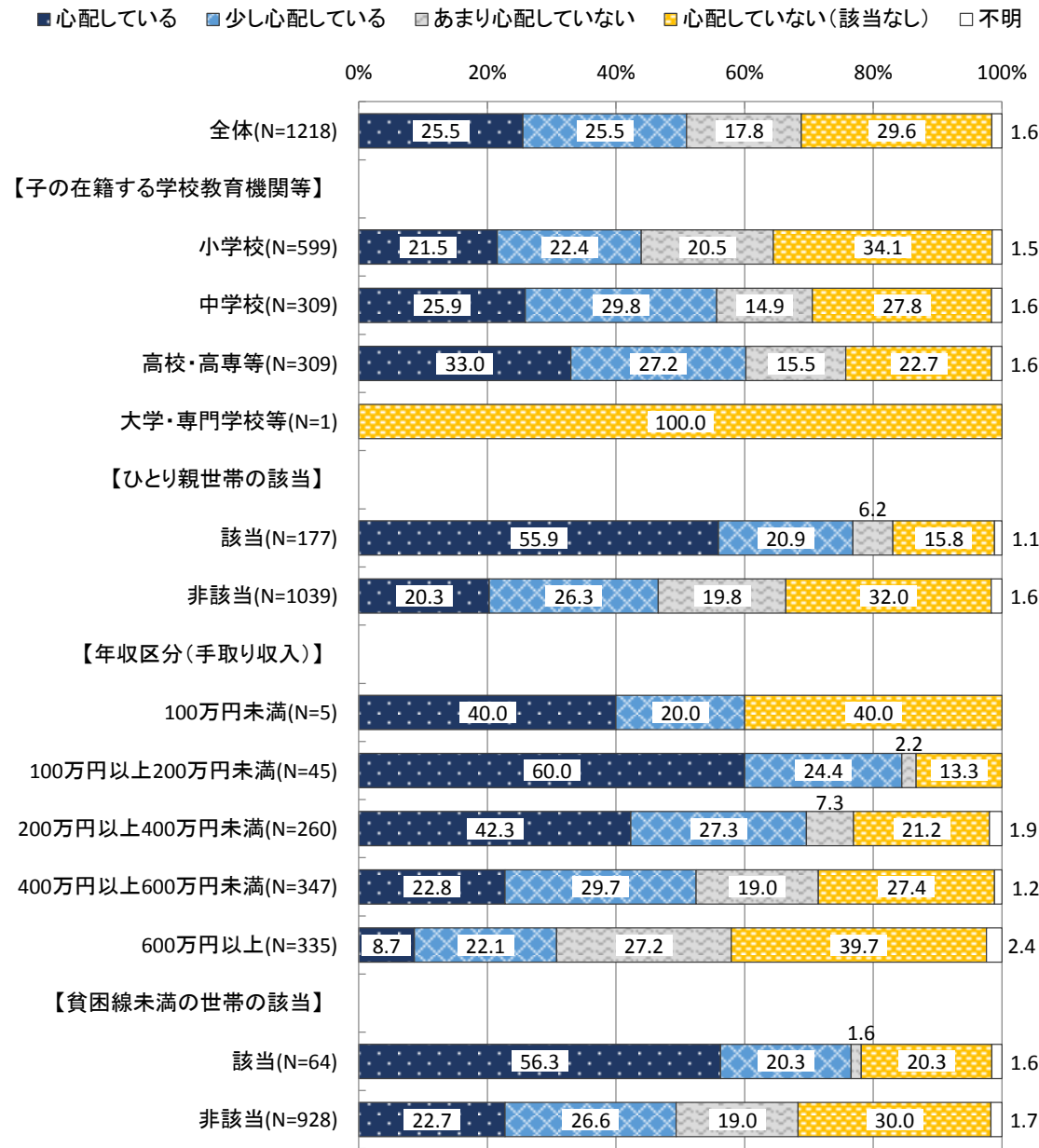
一方、「心配している」と回答した世帯の割合は 7.9%、「少し心配している」が 23.6%で、この2つを足した割合は 31.5%で3割を超えている。

ひとり親世帯への該当・非該当別にみると、該当世帯で「心配している」と「少し心配している」を足した回答割合は 39.0%と約4割となっている。

年収区分別にみると、「年収 100 万円以上 200 万円未満」で「心配している」と「やや心配している」を足した回答割合は 48.9%で約半数となっている。

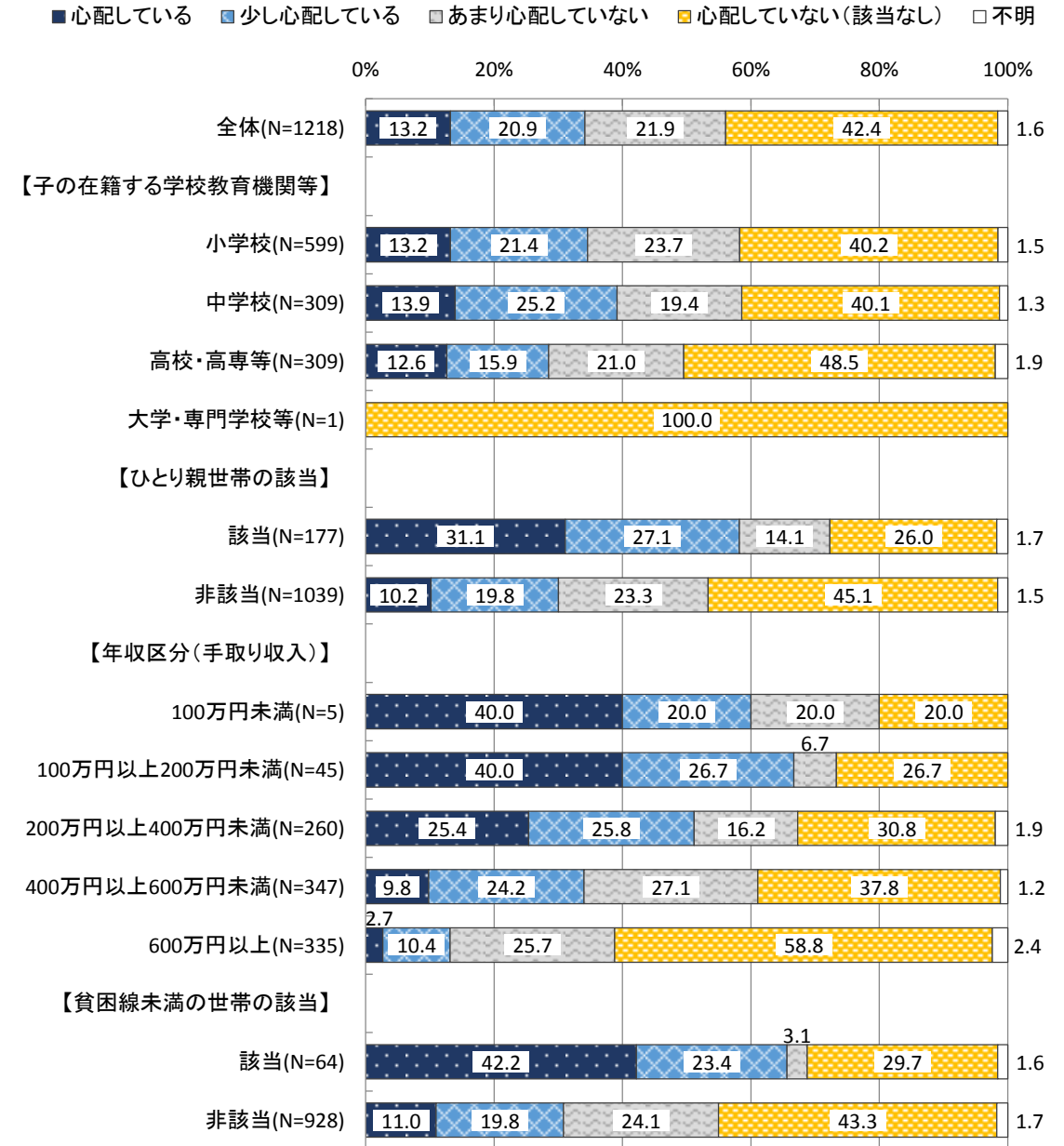
(5) お子さんの学習や進学に関して、以下の項目についてどのように感じていますか。

⑤ (進学にあたり)学費や交通費などにお金がかかる



(5) お子さんの学習や進学に関して、以下の項目についてどのように感じていますか。

④ 塾に通わせたいがお金がない



子どもの学習や進学に関して、「(進学にあたり)学費や交通費などにお金がかかることについてどのように感じているか」については、「心配していない(該当なし)」と回答した世帯の割合が 29.6%で最も高かったものの、次には「心配している」と「少し心配している」が同じ 25.5%で続いており、この2つを足した割合は 51.0%と半数を超えている。

一方、「あまり心配していない」と回答した世帯の割合は 17.8%で、「心配していない(該当なし)」の 29.6%を足した割合は 47.4%となっている。

ひとり親世帯への該当・非該当別にみると、該当世帯で「心配している」と「少し心配している」を足した回答割合は 76.8%となり 7割を超えている。

年収区分別にみると、「年収 100 万円以上 200 万円未満」で「心配している」と「やや心配している」を足した回答割合は 84.4%で 8割を超えている。

子どもの学習や進学に関して、「塾に通わせたいがお金がないことをどのように感じているか」については、「心配していない(該当なし)」と回答した世帯の割合が 42.4%で最も高く、次いで「あまり心配していない」が 21.9%で、この2つを足した「心配していない」とする回答割合は 64.3%となっている。

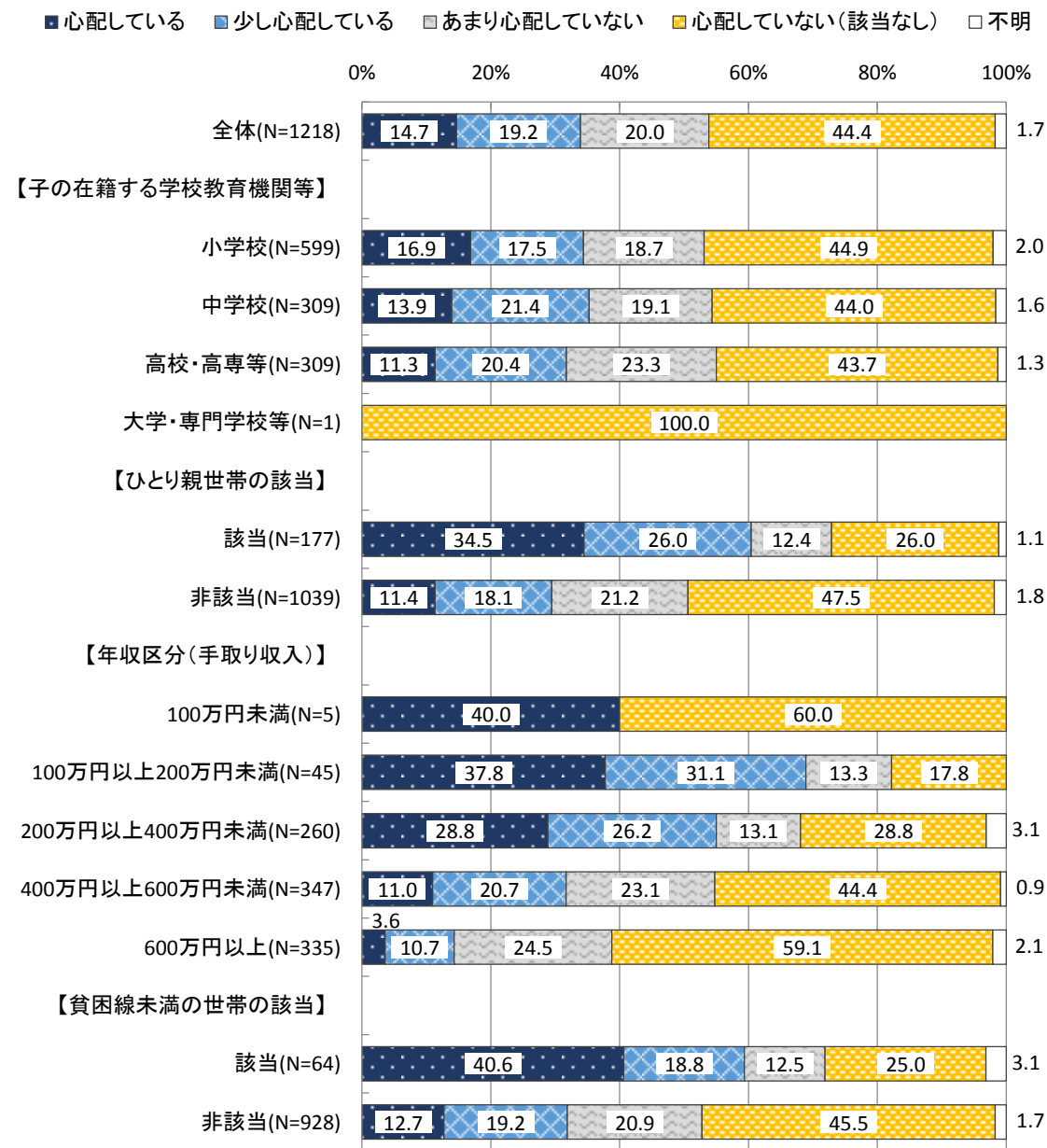
一方、「心配している」と回答した世帯の割合は 13.2%、「少し心配している」が 20.9%で、この2つを足した割合は 34.1%で約 3分の1となっている。

ひとり親世帯への該当・非該当別にみると、該当世帯で「心配している」と「少し心配している」を足した回答割合は 58.2%と 6割近くに達している。

年収区分別にみると、「年収 100 万円以上 200 万円未満」で「心配している」と「やや心配している」を足した回答割合は 66.7%で 6割を超えている。

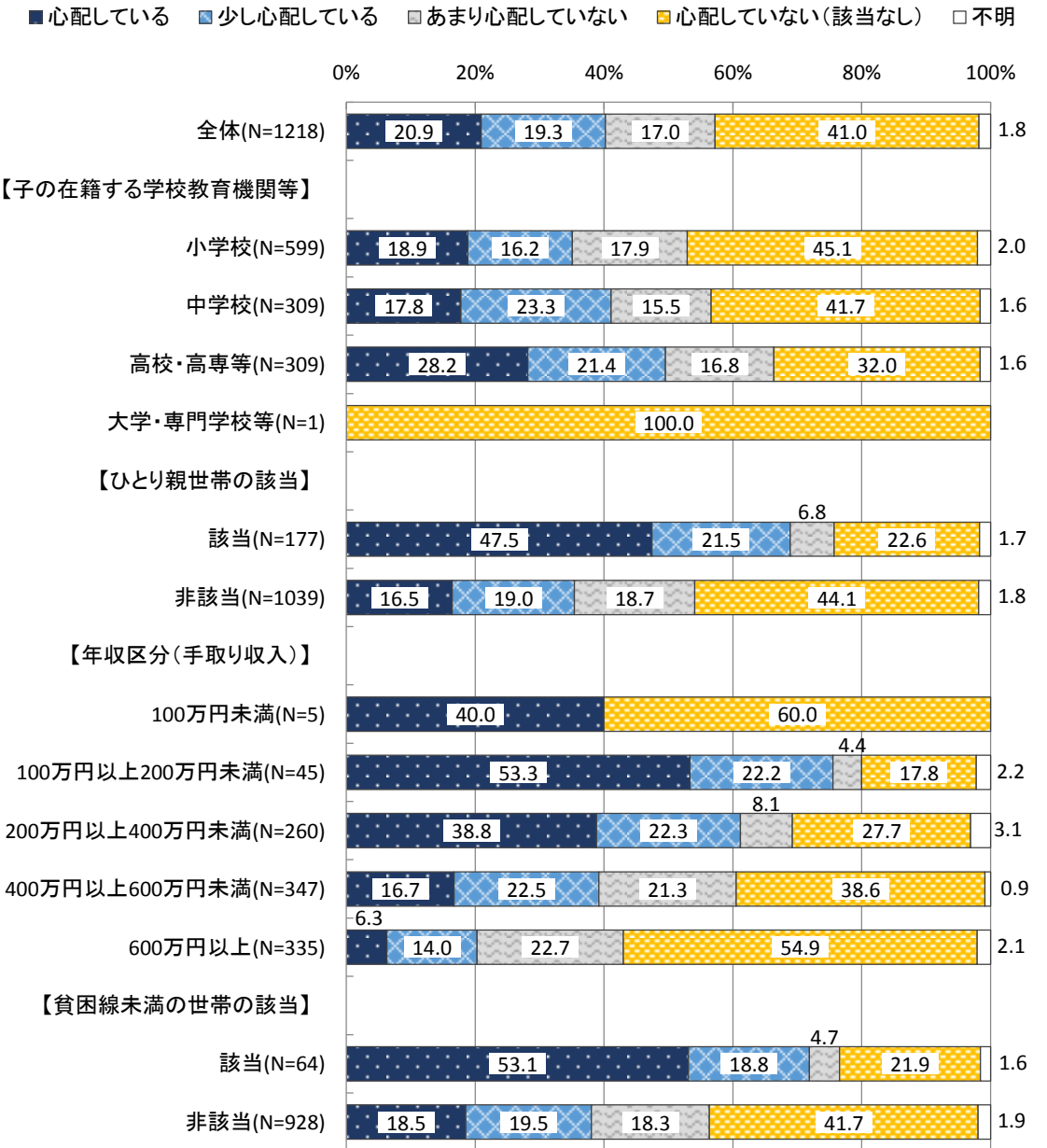
(5) お子さんの学習や進学に関して、以下の項目についてどのように感じていますか。

⑦ (進学にあたり)奨学金等の情報がない



(5) お子さんの学習や進学に関して、以下の項目についてどのように感じていますか。

⑥ (進学にあたり)奨学金を借りたいが返済が不安だ



子どもの学習や進学に関して、「(進学にあたり)奨学金等の情報がないことについてどのように感じているか」については、「心配していない(該当なし)」と回答した世帯の割合が 44.4%で最も高く、次いで「あまり心配していない」が 20.0%となり、この2つを足した割合は 64.4%となっている。

一方、「心配している」と回答した世帯の割合は 14.7%で、「少し心配している」の 19.2%を足した割合は 33.9%で3分の1となっている。

ひとり親世帯への該当・非該当別にみると、該当世帯で「心配している」と「少し心配している」を足した回答割合は 60.5%となり6割となっている。

年収区分別にみると、「年収 100 万円以上 200 万円未満」で「心配している」と「やや心配している」を足した回答割合は 68.9%で7割を超えている。

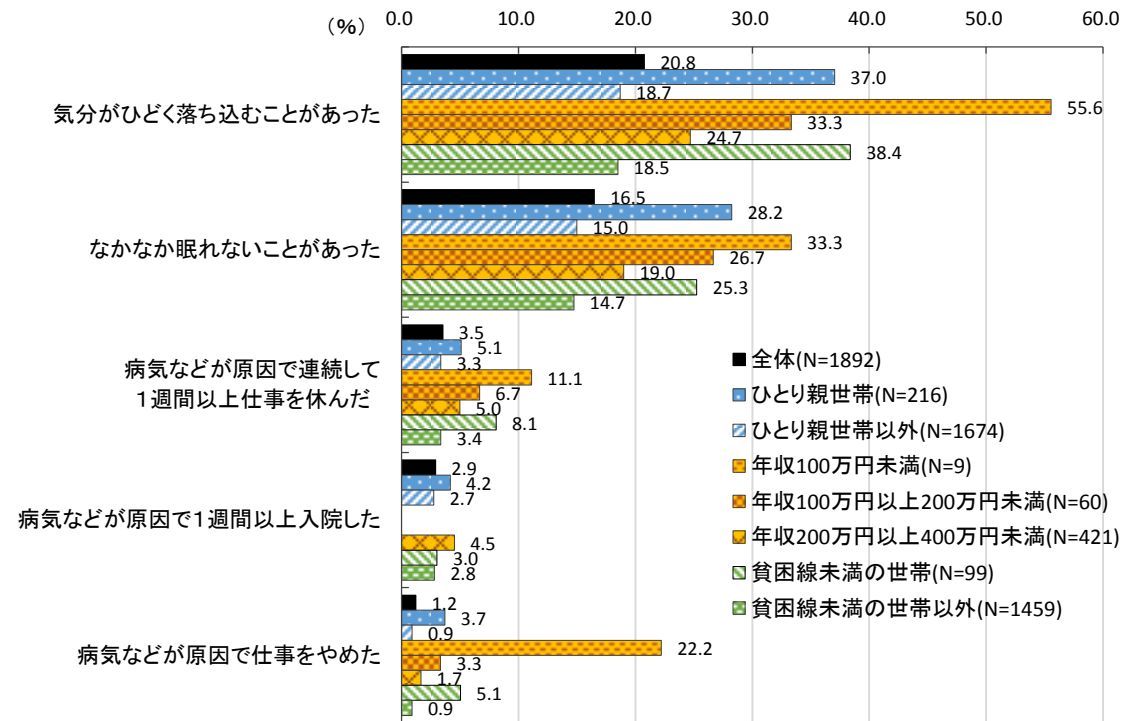
子どもの学習や進学に関して、「(進学にあたり)奨学金を借りたいが返済が不安なことについてどのように感じているか」については、「心配していない(該当なし)」と回答した世帯の割合が 41.0%で最も高かったものの、次には「心配している」が 20.9%、「少し心配している」が 19.3%で続き、この2つを足した割合は 40.2%と4割となっている。

一方、「あまり心配していない」と回答した世帯の割合は 17.0%で、「心配していない(該当なし)」の 41.0%を足した割合は 58.0%で6割近くとなっている。

ひとり親世帯への該当・非該当別にみると、該当世帯で「心配している」と「少し心配している」を足した回答割合は 69.0%となり約7割となっている。

年収区分別にみると、「年収 100 万円以上 200 万円未満」で「心配している」と「やや心配している」を足した回答割合は 75.5%で7割を超えている。

問15 あなたは、過去1年間に病気などに関する次のようなことがありましたか。(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

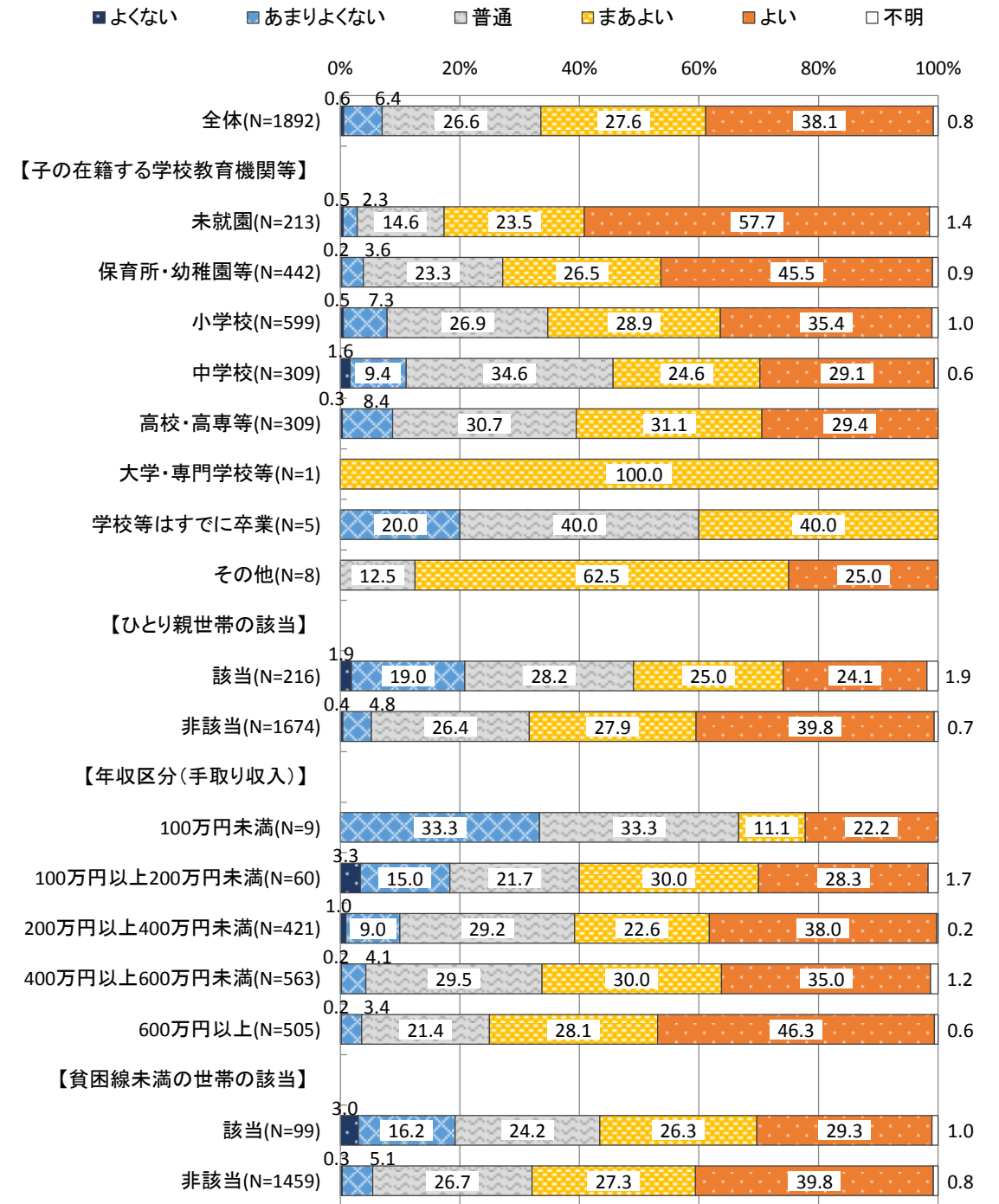


	気分がひどく落ち込むことがあった	なかなか眠れないことがあった	病気などが原因で連続して1週間以上仕事を休んだ	病気などが原因で1週間以上入院した	病気などが原因で仕事をやめた	いづれの経験もない	不明
全体(N=1892)	20.8	16.5	3.5	2.9	1.2	68.0	1.2
未就園(N=213)	14.6	13.1	2.8	6.1	0.5	72.3	2.3
保育所・幼稚園等(N=442)	17.6	13.6	5.7	2.9	1.6	71.3	1.1
小学校(N=599)	23.4	17.9	3.3	2.2	0.7	65.9	1.3
中学校(N=309)	23.3	18.1	2.9	2.9	1.9	65.0	1.3
高校・高専等(N=309)	21.4	18.4	2.3	1.9	1.6	67.6	0.3
大学・専門学校等(N=1)						100.0	
学校等はすでに卒業(N=5)	80.0	40.0				20.0	
その他(N=8)		12.5				87.5	
【ひとり親世帯の該当】							
該当(N=216)	37.0	28.2	5.1	4.2	3.7	49.1	2.3
非該当(N=1674)	18.7	15.0	3.3	2.7	0.9	70.4	1.1
【年収区分(手取り収入)】							
100万円未満(N=9)	55.6	33.3	11.1		22.2	44.4	
100万円以上200万円未満(N=60)	33.3	26.7	6.7		3.3	56.7	1.7
200万円以上400万円未満(N=421)	24.7	19.0	5.0	4.5	1.7	62.5	1.0
400万円以上600万円未満(N=563)	18.7	13.5	2.7	3.2	0.7	70.9	1.2
600万円以上(N=505)	14.7	12.9	3.2	1.4	0.6	75.2	0.8
【貧困線未満の世帯の該当】							
該当(N=99)	38.4	25.3	8.1	3.0	5.1	49.5	1.0
非該当(N=1459)	18.5	14.7	3.4	2.8	0.9	70.7	1.0

回答者が、過去1年間に「病気などの経験があったか」については、「気分がひどく落ち込むことがあった」と回答した人の割合は20.8%で2割となり、次いで「なかなか眠れないことがあった」16.5%、「病気などが原因で連続して1週間以上仕事を休んだ」3.5%、「病気などが原因で1週間以上入院した」2.9%、「病気などが原因で仕事をやめた」1.2%となっている。

一方、「いづれの経験もない」と回答した人の割合は68.0%となっている。

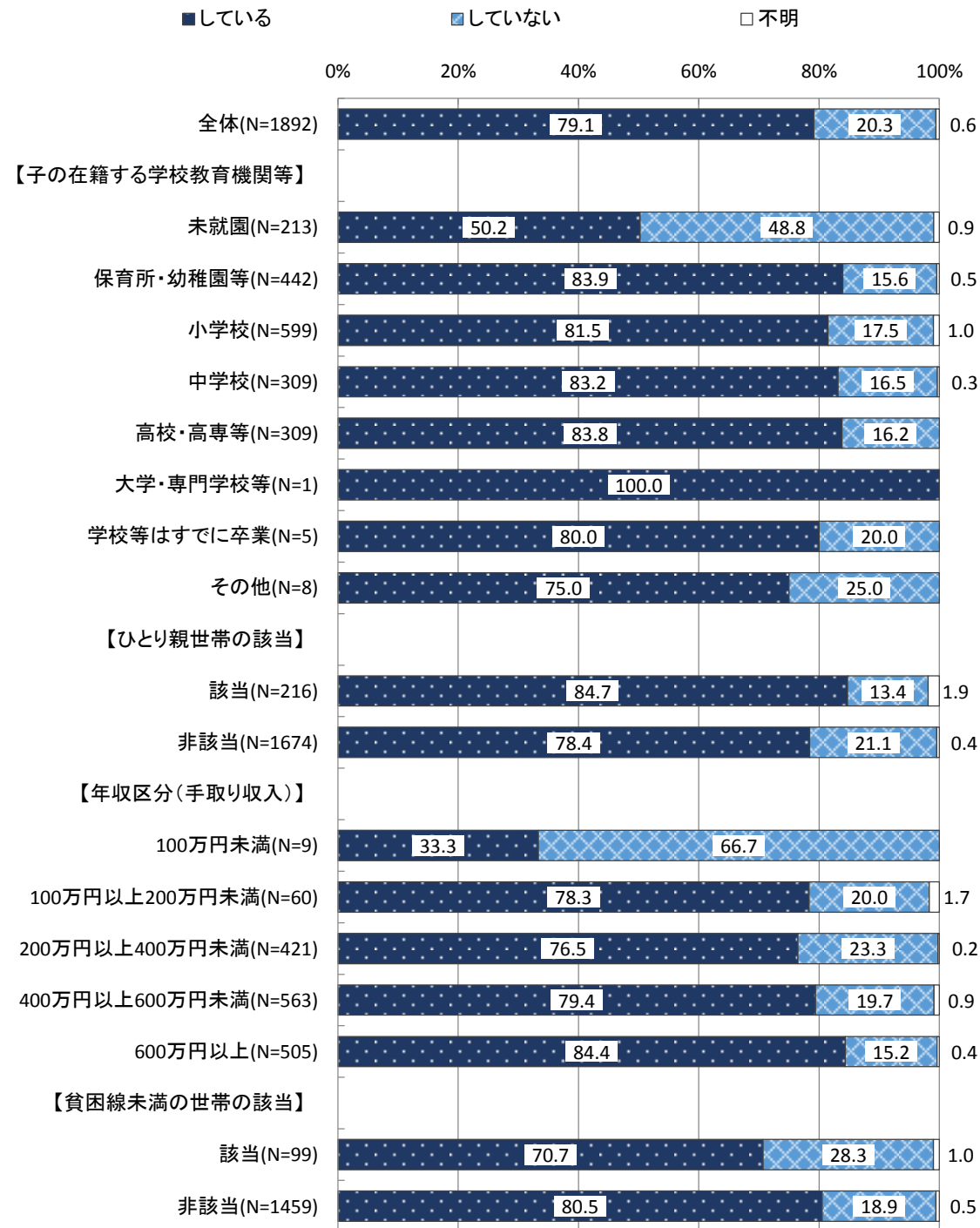
問13 あなたの現在の健康状態はいかがですか。



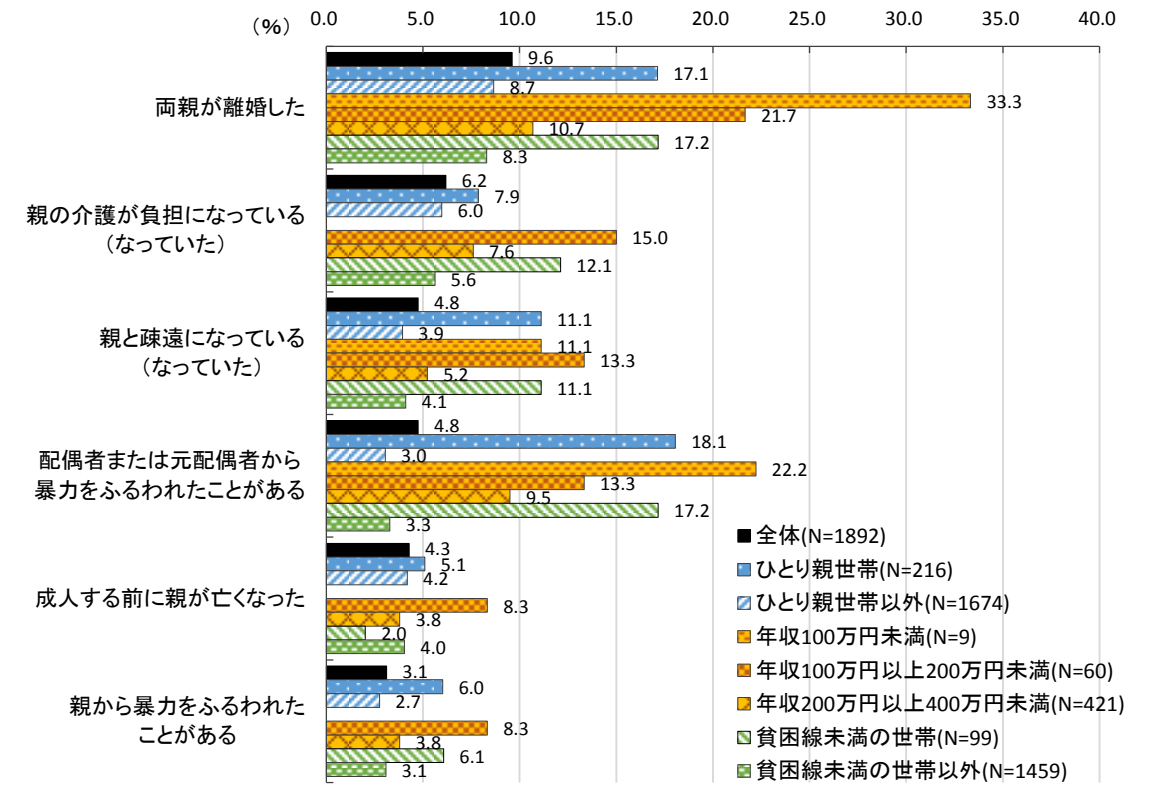
回答者の「現在の健康状態」については、「よい」と回答した人の割合が38.1%で最も高く、次いで「まあよい」が27.6%、「普通」が26.6%と続いており、この3つを足した割合は92.3%となり9割を超えている。一方、「良くない」と回答した人の割合は0.6%とごくわずかで、「あまり良くない」は6.4%となっている。ひとり親世帯への該当・非該当別にみると、該当世帯で「良くない」と「あまり良くない」を足した回答割合は20.9%と2割を超えている。

問18 あなたの現在の就労状況についてお答えください。

(1) 現在、収入をとまなう仕事をしていますか。



問16 あなたは次のような経験をしたことがありますか。(あてはまる番号すべてに○をつけてください)



	両親が離婚した	親の介護が負担になっている(なっていた)	親と疎遠になっている(なっていた)	配偶者または元配偶者から暴力をふるわれたことがある	成人する前に親が亡くなった	親から暴力をふるわれたことがある	た い づ れ も 経 験 し た こ と は な い	不明
全体(N=1892)	9.6	6.2	4.8	4.8	4.3	3.1	73.4	1.3
未就園(N=213)	12.7	1.9	4.7	1.9	2.3	2.8	78.9	0.9
保育所・幼稚園等(N=442)	12.4	3.4	4.5	3.2	5.4	2.7	75.1	1.1
小学校(N=599)	8.2	5.8	4.3	5.2	4.2	2.5	73.5	1.5
中学校(N=309)	7.1	9.1	5.2	6.5	4.9	2.9	71.5	2.3
高校・高専等(N=309)	7.8	11.0	5.2	5.5	3.6	5.5	68.9	0.6
大学・専門学校等(N=1)							100.0	
学校等はすでに卒業(N=5)	80.0		40.0	60.0	20.0		20.0	
その他(N=8)	12.5	12.5		12.5			75.0	
ひとり親世帯(N=216)	17.1	7.9	11.1	18.1	5.1	6.0	52.8	2.3
ひとり親世帯以外(N=1674)	8.7	6.0	3.9	3.0	4.2	2.7	76.0	1.1
年収100万円未満(N=9)	33.3		11.1	22.2			44.4	
年収100万円以上200万円未満(N=60)	21.7	15.0	13.3	13.3	8.3	8.3	48.3	1.7
年収200万円以上400万円未満(N=421)	10.7	7.6	5.2	9.5	3.8	3.8	67.7	1.2
年収400万円以上600万円未満(N=563)	9.1	5.2	4.8	1.6	4.1	3.2	76.4	1.4
年収600万円以上(N=505)	5.1	4.8	2.6	1.2	3.4	2.4	82.4	1.0
貧困線未満の世帯(N=99)	17.2	12.1	11.1	17.2	2.0	6.1	54.5	1.0
貧困線未満の世帯以外(N=1459)	8.3	5.6	4.1	3.3	4.0	3.1	76.1	1.2

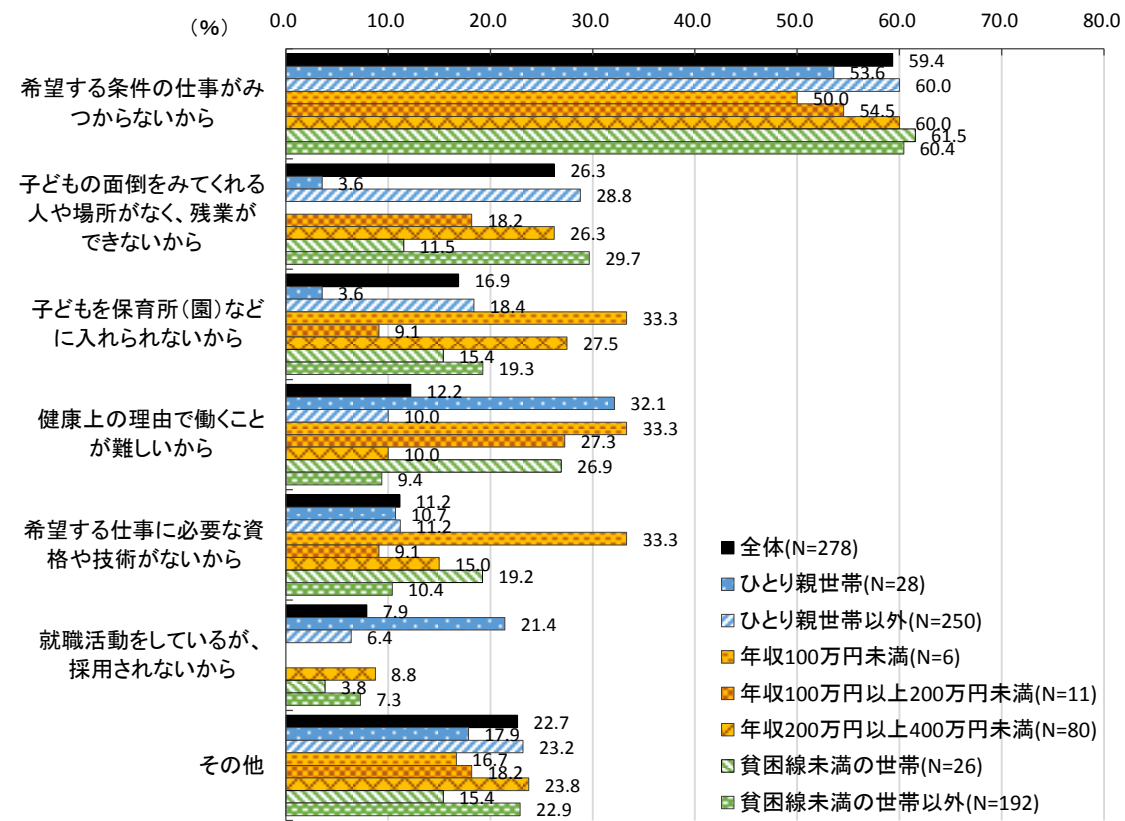
回答者が、「両親が離婚をした」「親の介護が負担になっている(なっていた)」「親と疎遠になっている(なっていた)」「配偶者または元配偶者から暴力をふるわれたことがある」「成人する前に親がなくなった」「親から暴力をふるわれたことがある」という経験があるかどうかについては、「両親が離婚した」と回答した人の割合が9.6%で、以下「親の介護が負担になっている(なっていた)」が6.2%、「親と疎遠になっている(なっていた)」と「配偶者または元配偶者から暴力をふるわれたことがある」が同じ4.8%、「成人する前に親がなくなった」が4.3%、「親から暴力をふるわれたことがある」が3.1%と続いている。

一方、「いずれも経験したことはない」と回答した人の割合は73.4%となっている。

回答者の就労状況について、「現在、収入をとまなう仕事をしていますか」については、「している」と回答した人の割合は79.1%で約8割に達しており、「していない」と回答した人の割合は20.3%と2割にとどまっている。

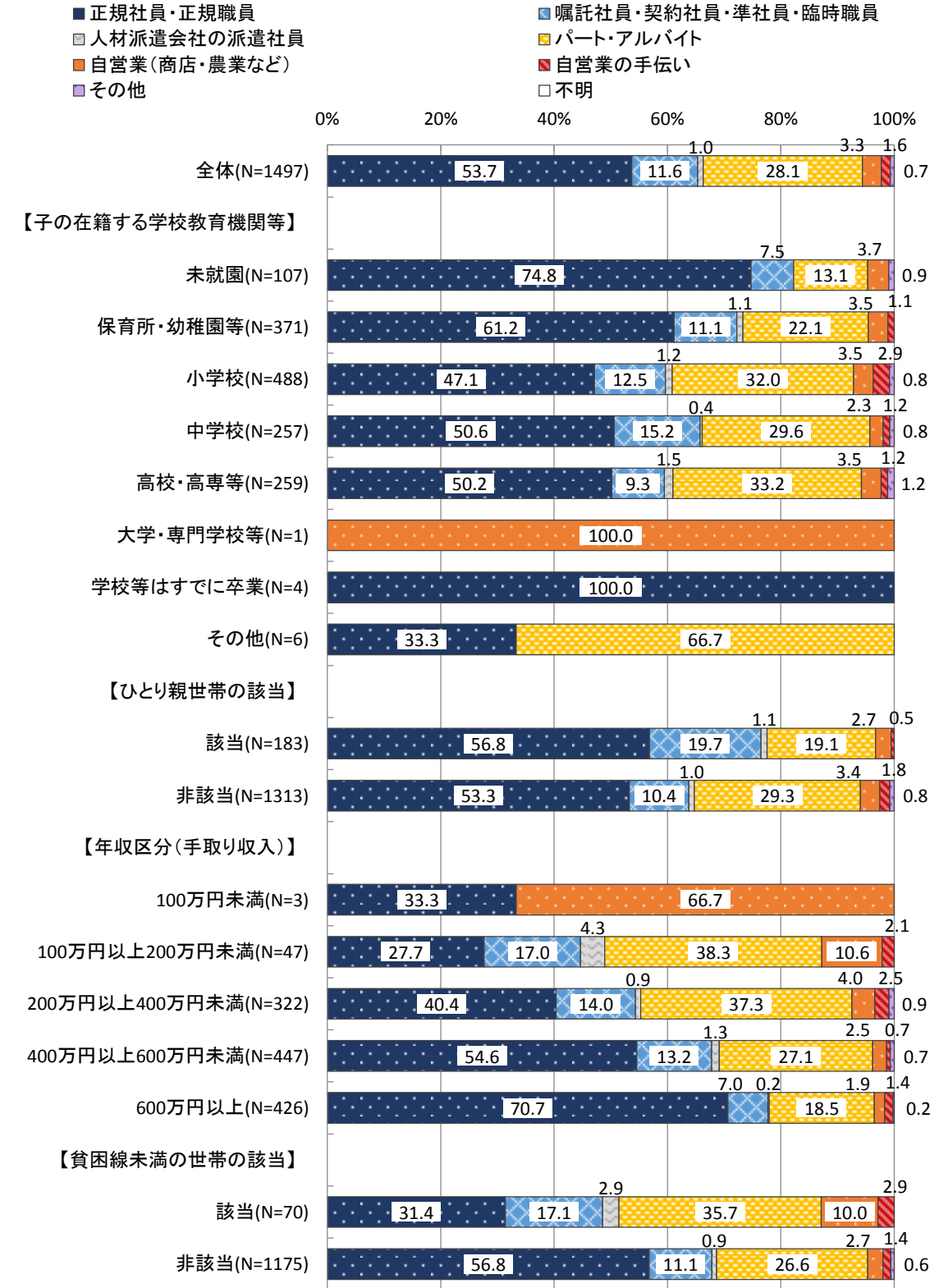
子どもの在籍する学校教育機関別にみると、「未就園」で「している」と回答した人の割合が50.2%、「していない」と回答した人の割合が48.8%で、相半ばする回答割合となっている。

(3) - 2 働きたいが働いていない場合、その理由を教えてください。(あてはまる記号すべてに○)



	希望する条件の仕事が見つからないから	子どもの面倒をみてくれる人や場所がなく、残業ができないから	子どもを保育所(園)などに入れられないから	健康上の理由で働くことが難しいから	希望する仕事に必要な資格や技術がないから	就職活動をしているが、採用されないから	その他	不明
全体(N=278)	59.4	26.3	16.9	12.2	11.2	7.9	22.7	0.4
未就園(N=69)	33.3	36.2	55.1	2.9	7.2	4.3	29.0	1.4
保育所・幼稚園等(N=50)	66.0	34.0	12.0	12.0	18.0	12.0	18.0	
小学校(N=80)	68.8	32.5	1.3	16.3	5.0	5.0	23.8	
中学校(N=40)	75.0	7.5		17.5	22.5	10.0	10.0	
高校・高専等(N=34)	61.8	2.9		14.7	8.8	14.7	29.4	
大学・専門学校等(N=0)								
学校等はすでに卒業(N=1)				100.0				
その他(N=2)	50.0				50.0		50.0	
ひとり親世帯(N=28)	53.6	3.6	3.6	32.1	10.7	21.4	17.9	
ひとり親世帯以外(N=250)	60.0	28.8	18.4	10.0	11.2	6.4	23.2	0.4
年収100万円未満(N=6)	50.0		33.3	33.3	33.3		16.7	
年収100万円以上200万円未満(N=11)	54.5	18.2	9.1	27.3	9.1		18.2	
年収200万円以上400万円未満(N=80)	60.0	26.3	27.5	10.0	15.0	8.8	23.8	
年収400万円以上600万円未満(N=76)	60.5	31.6	13.2	10.5	10.5	7.9	22.4	
年収600万円以上(N=45)	64.4	28.9	13.3	8.9	4.4	4.4	20.0	
貧困線未満の世帯(N=26)	61.5	11.5	15.4	26.9	19.2	3.8	15.4	
貧困線未満の世帯以外(N=192)	60.4	29.7	19.3	9.4	10.4	7.3	22.9	

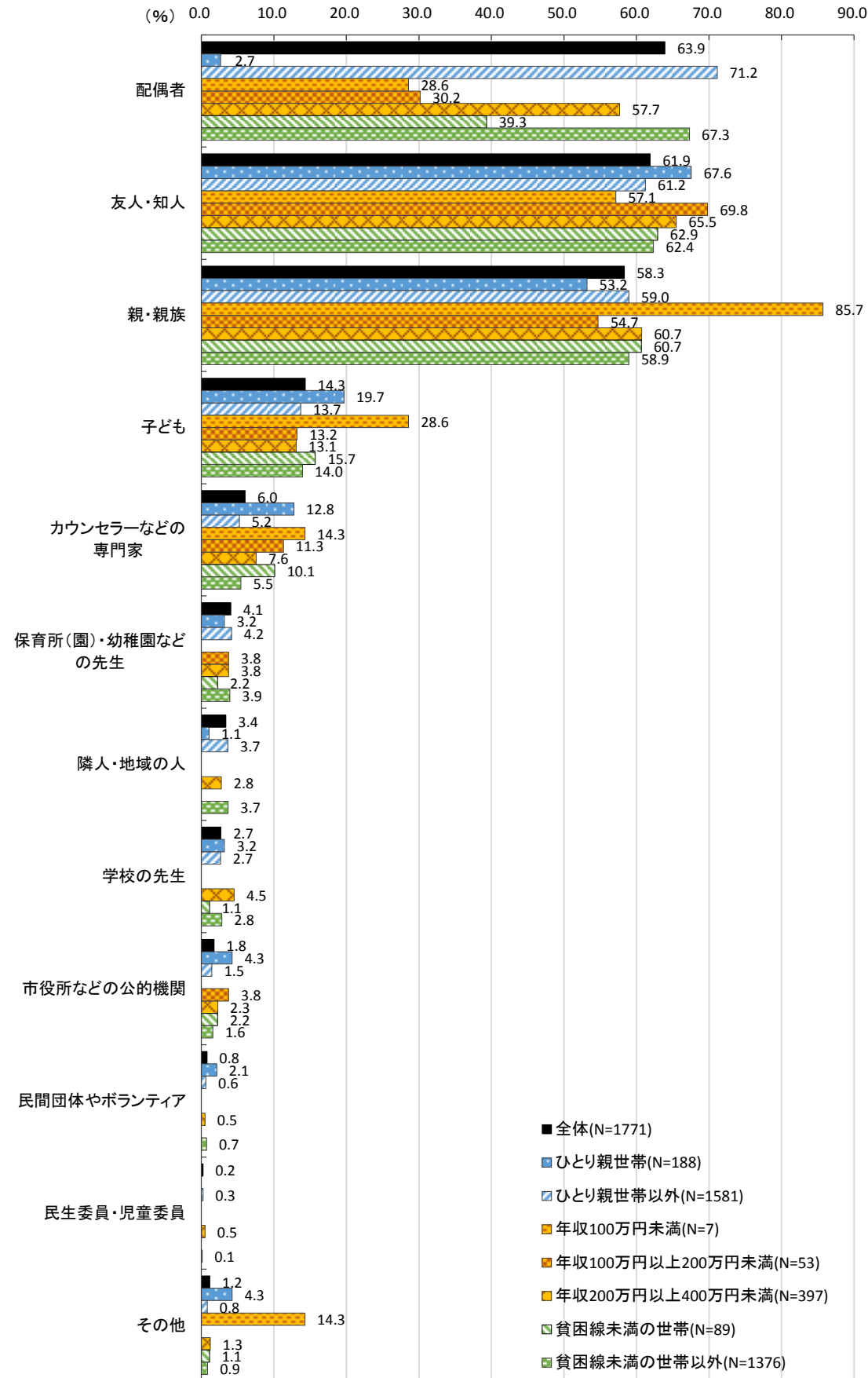
(2) 収入をともなう仕事をしている方、現在の仕事の就業形態を教えてください。



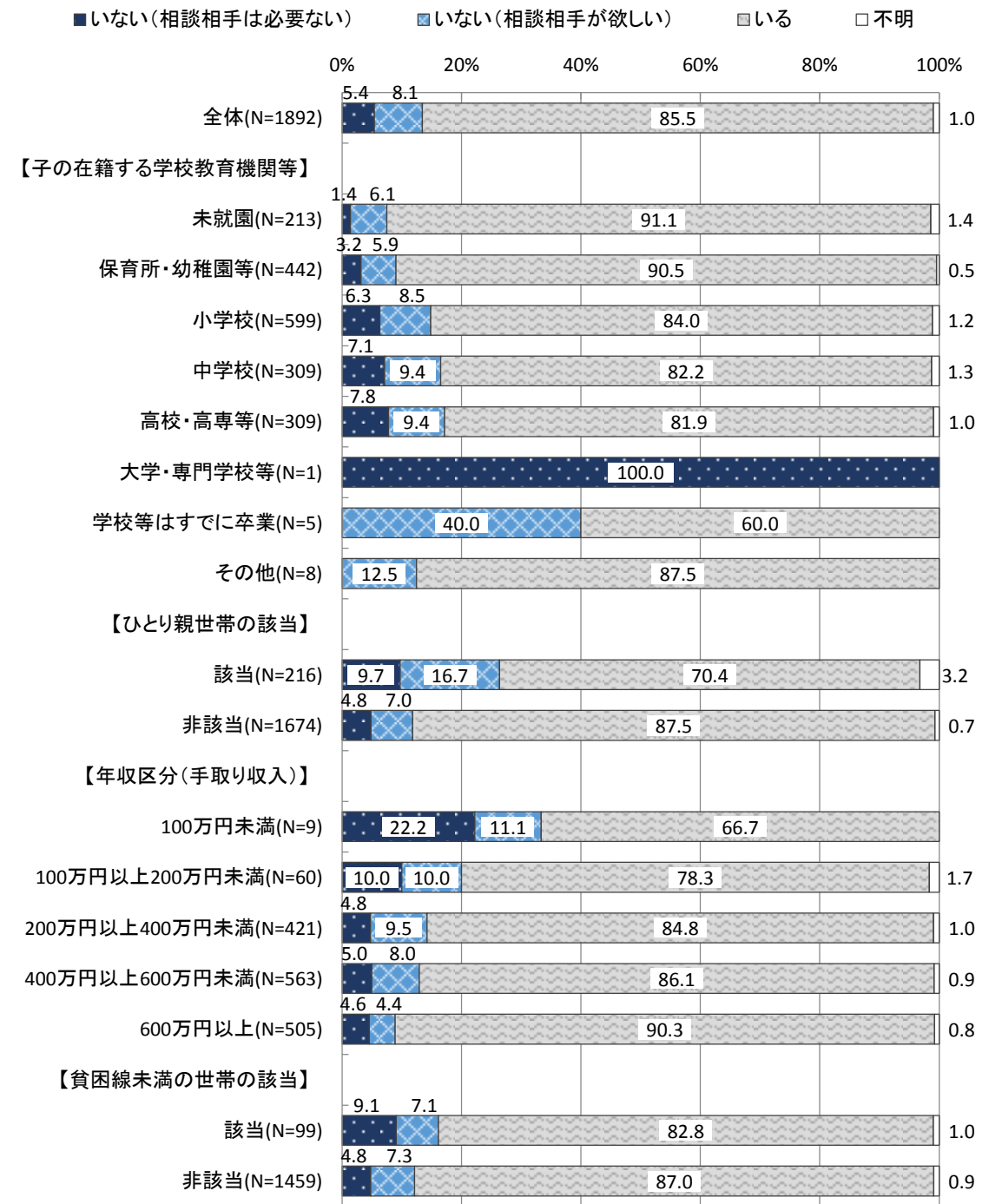
収入をともなう仕事をしている回答者の、現在の仕事の「就業形態」については、「正規社員・正規職員」と回答した人の割合が53.7%で最も高く、5割強となっている。

一方、「パート・アルバイト」が28.1%、「嘱託社員・契約社員・準社員・臨時職員」が11.6%で、この2つを足した割合は39.7%で約4割となっている。

問19-2 「1」、「2」の方にうかがいます。その相談相手は誰ですか。あるいは、どのような相手に相談したいと思いませんか。(あてはまる番号すべてに○をつけてください)



問19 あなたには、現在、心おきなく相談できる相手がありますか。



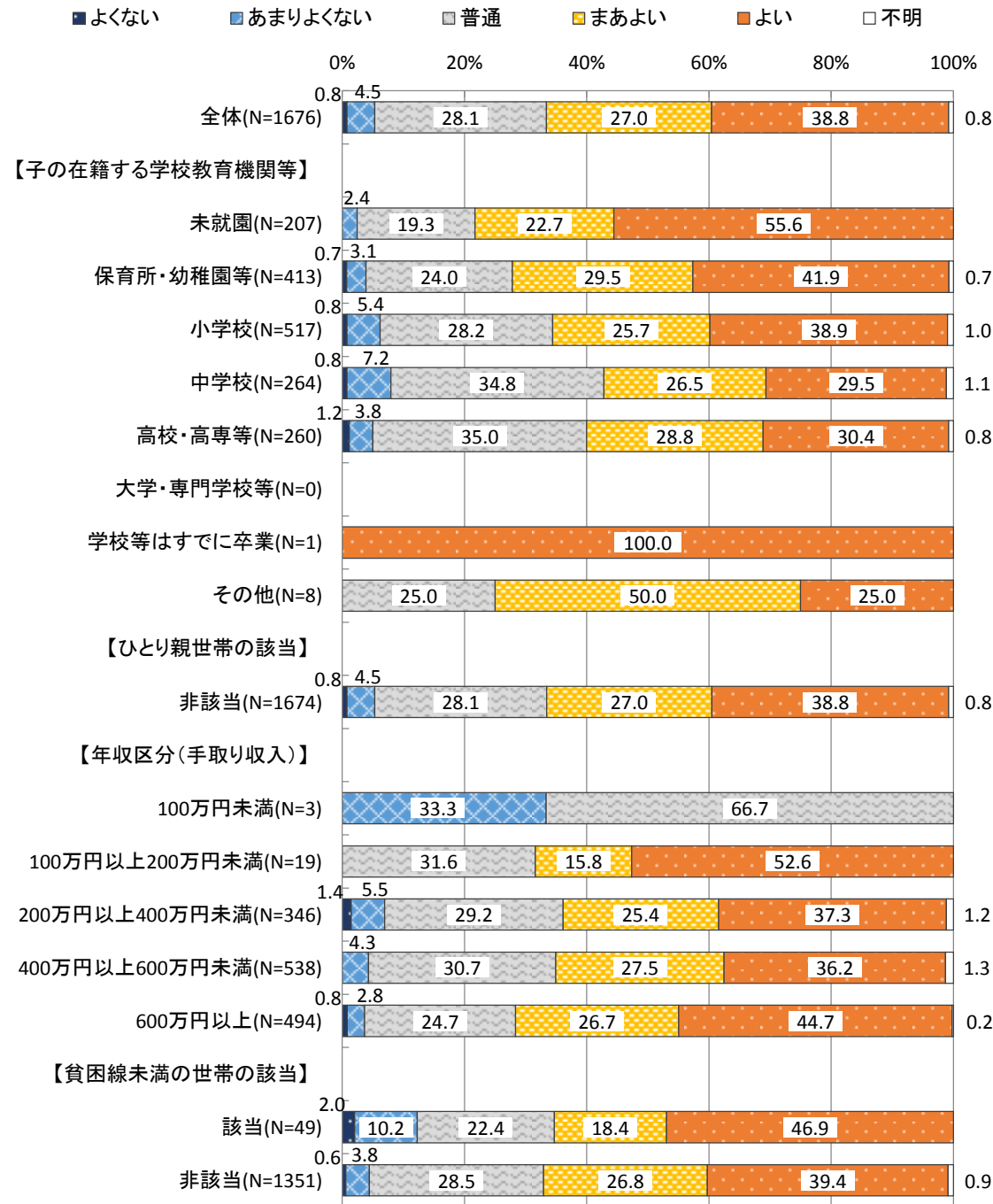
回答者に、現在、「心おきなく相談できる相手がいるか」については、「いる」と回答した人の割合が85.5%と8割を超えている。

一方、「いない(相談相手が欲しい)」と回答した人の割合は8.1%、「いない(相談相手は必要ない)」と回答した人の割合は5.4%となっている。

ひとり親世帯への該当・非該当別にみると、該当世帯では「いない(相談相手が欲しい)」と回答した人の割合は16.7%と、非該当世帯の7.0%に比べ高くなっている。

年収区分別にみると、年収が上昇するに従い「いる」と回答した人の割合が上昇する傾向がみられる。

問2-1 配偶者の方の現在の健康状態はいかがですか。



	配偶者	友人・知人	親・親族	子ども	の専門家	のカウンセラーなど	保育園などの先生	隣人・地域の人	学校の先生	機関役所などの公的	民間団体やボランティア	民生委員・児童委員	その他	不明
全体(N=1771)	63.9	61.9	58.3	14.3	6.0	4.1	3.4	2.7	1.8	0.8	0.2	1.2	5.3	
未就園(N=207)	77.8	66.7	73.9	1.9	7.7	5.8	1.4		3.4			1.0	0.5	2.9
保育所・幼稚園等(N=426)	69.5	66.2	67.1	5.4	3.5	12.9	4.0	0.7	1.2	0.5		1.2	6.3	
小学校(N=554)	60.6	59.4	55.2	13.9	6.9	0.9	4.9	4.3	1.1	0.9	0.2	0.7	6.0	
中学校(N=283)	58.7	62.5	53.0	23.3	5.7		2.5	3.2	2.5	0.7	0.4	1.8	4.6	
高校・高専等(N=282)	58.9	56.0	46.5	29.4	7.1		2.1	3.2	2.1	1.4		1.4	5.3	
大学・専門学校等(N=0)														
学校等はすでに卒業(N=5)		80.0			20.0						20.0			
その他(N=8)	50.0	62.5	50.0	12.5				37.5					12.5	
ひとり親世帯(N=188)	2.7	67.6	53.2	19.7	12.8	3.2	1.1	3.2	4.3	2.1		4.3	5.9	
ひとり親世帯以外(N=1581)	71.2	61.2	59.0	13.7	5.2	4.2	3.7	2.7	1.5	0.6	0.3	0.8	5.2	
年収100万円未満(N=7)	28.6	57.1	85.7	28.6	14.3								14.3	
年収100万円以上200万円未満(N=53)	30.2	69.8	54.7	13.2	11.3	3.8			3.8				5.7	
年収200万円以上400万円未満(N=397)	57.7	65.5	60.7	13.1	7.6	3.8	2.8	4.5	2.3	0.5	0.5	1.3	3.8	
年収400万円以上600万円未満(N=530)	68.1	63.2	60.6	13.2	6.0	4.7	4.3	2.5	1.7	0.9		0.2	4.3	
年収600万円以上(N=478)	73.8	58.2	56.1	15.7	3.1	2.9	3.6	1.9	0.8	0.6		1.3	7.5	
貧困線未満の世帯(N=89)	39.3	62.9	60.7	15.7	10.1	2.2		1.1	2.2			1.1	5.6	
貧困線未満の世帯以外(N=1376)	67.3	62.4	58.9	14.0	5.5	3.9	3.7	2.8	1.6	0.7	0.1	0.9	5.2	

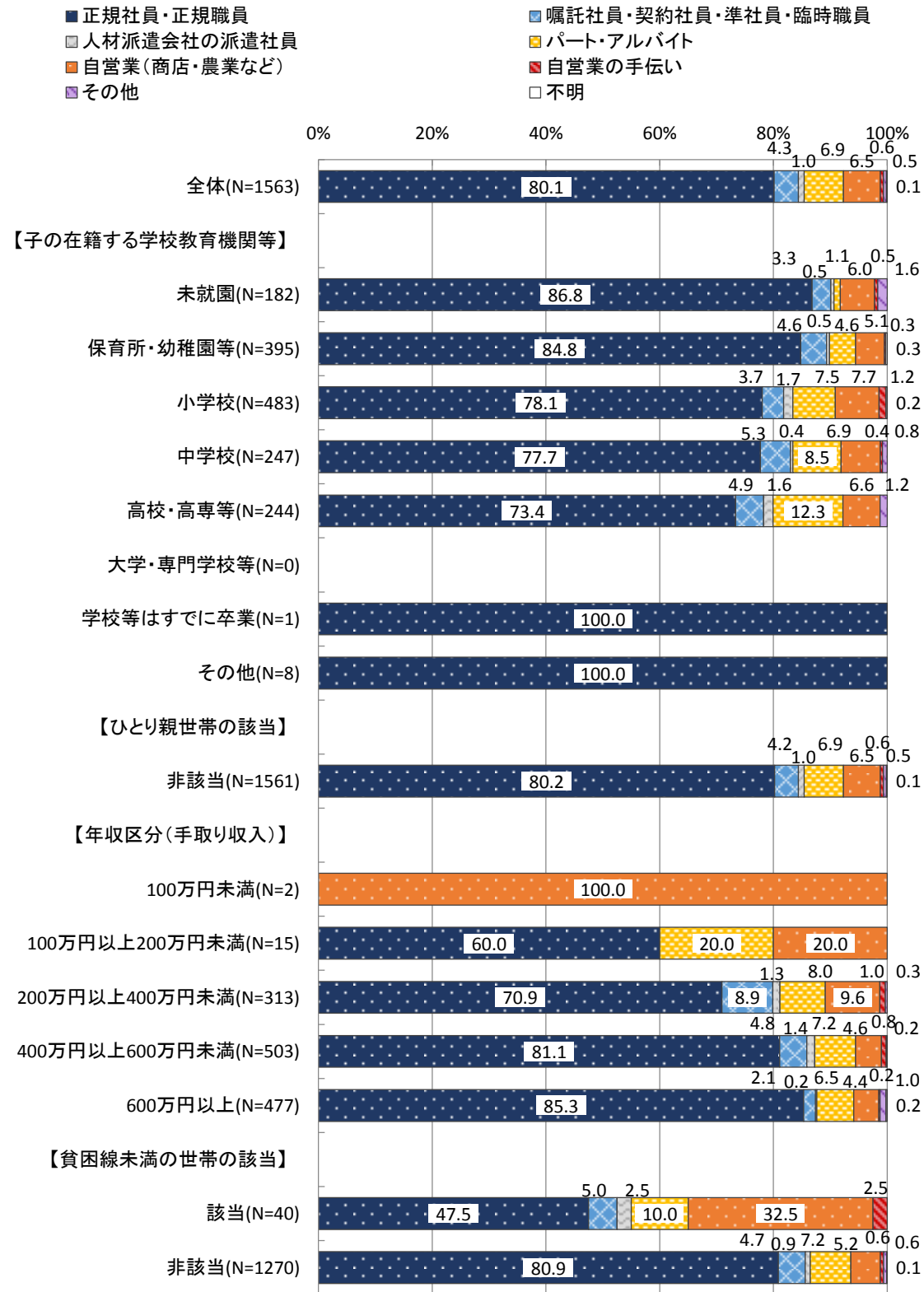
相談相手が「いる」と回答した人の「相談相手は誰か」、あるいは、「いない（相談相手が欲しい）」と回答した人の「どのような相談相手に相談したいと思うか」については、「配偶者」と回答した人の割合が63.9%と最も高く、次いで「友人・知人」が61.9%、「親・親族」が58.3%とほぼ同じ割合で続いている。

ひとり親世帯への該当・非該当別にみると、該当世帯では「友人・知人」と回答した人の割合が67.6%と最も高く、次いで「親・親族」が53.2%と続いている。一方、非該当世帯では「配偶者」と回答した人の割合が71.2%と最も高く、次いで「友人・知人」が61.2%、「親・親族」が59.0%とほぼ同じ割合で続いている。

年収区分別にみると、年収が上昇するに従い「配偶者」と回答する人の割合が上昇し、逆に「友人・知人」と回答する人の割合が低下する傾向がみられる。

回答者の配偶者の「健康状態」については、「よい」と回答した人の割合が38.8%で最も高く、次いで「まあよい」が27.0%、「普通」が28.1%と続いており、この3つを足した割合は93.9%となり9割を超えている。一方、「よくない」と回答した人の割合は0.8%とごくわずかで、「あまりよくない」は4.5%となっている。

(2) 収入をともなう仕事をしている場合、配偶者の方の現在の仕事の就業形態を教えてください。

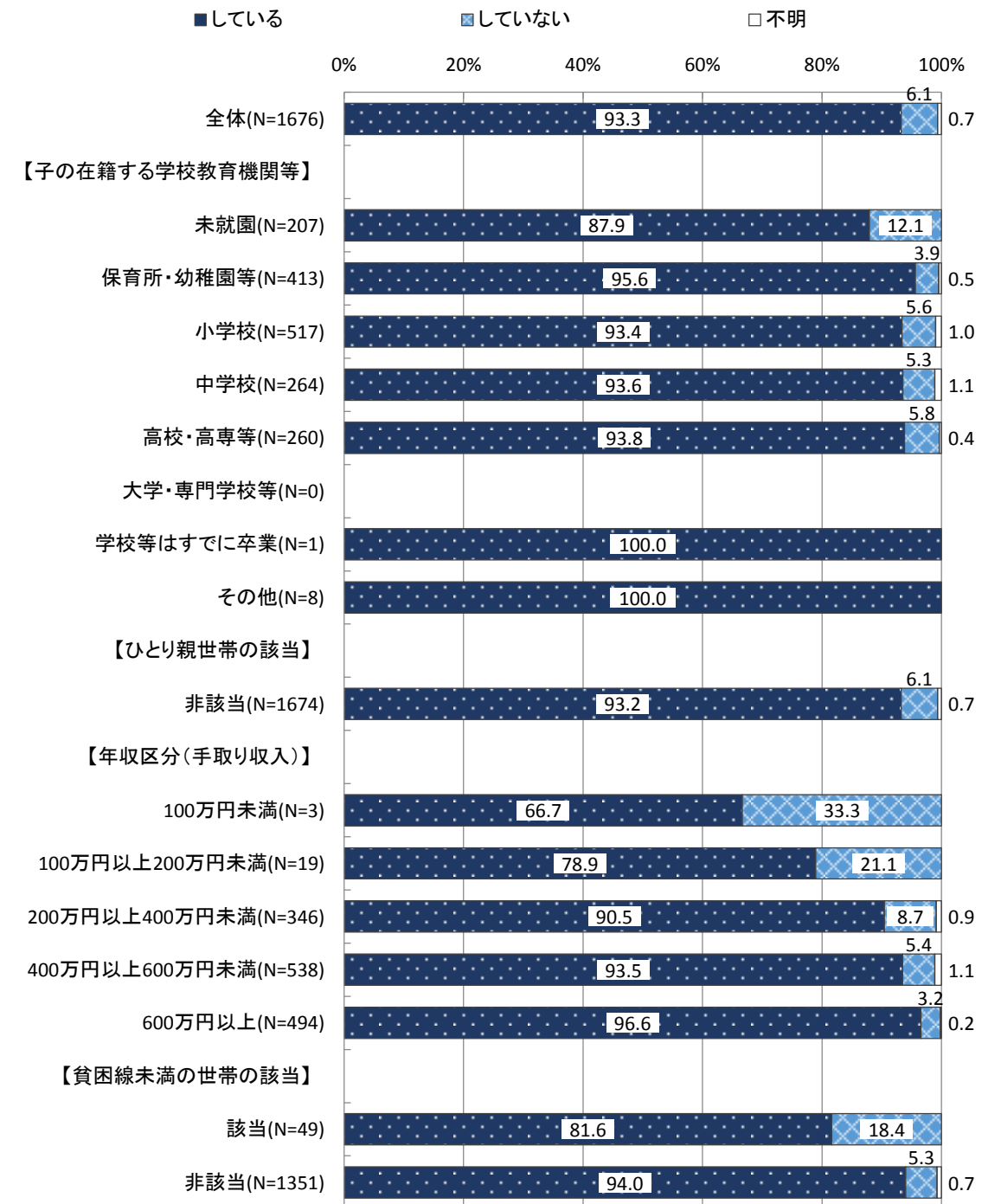


回答者の配偶者が、収入をともなう仕事をしている場合の配偶者の「仕事の就業形態」については、「正規社員・正規職員」と回答した人の割合が80.1%で8割となっている。

貧困線未満の世帯への該当・非該当別にみると、該当世帯では「正規社員・正規職員」と回答した人の割合が47.5%と、全体と比べ低くなっている。

問26 配偶者の方の現在の就労状況についてお答えください。

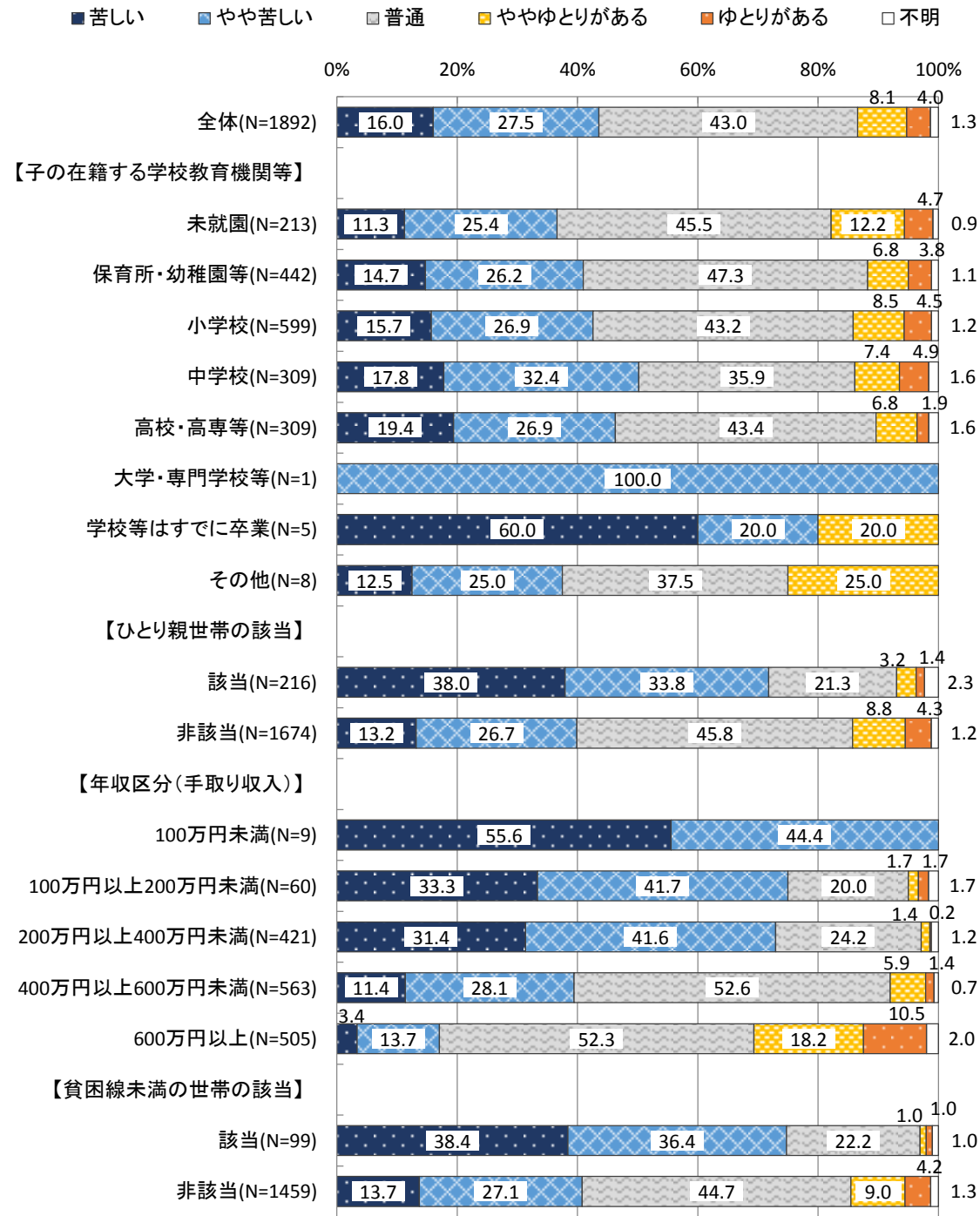
(1) 現在、収入をともなう仕事をしていますか。



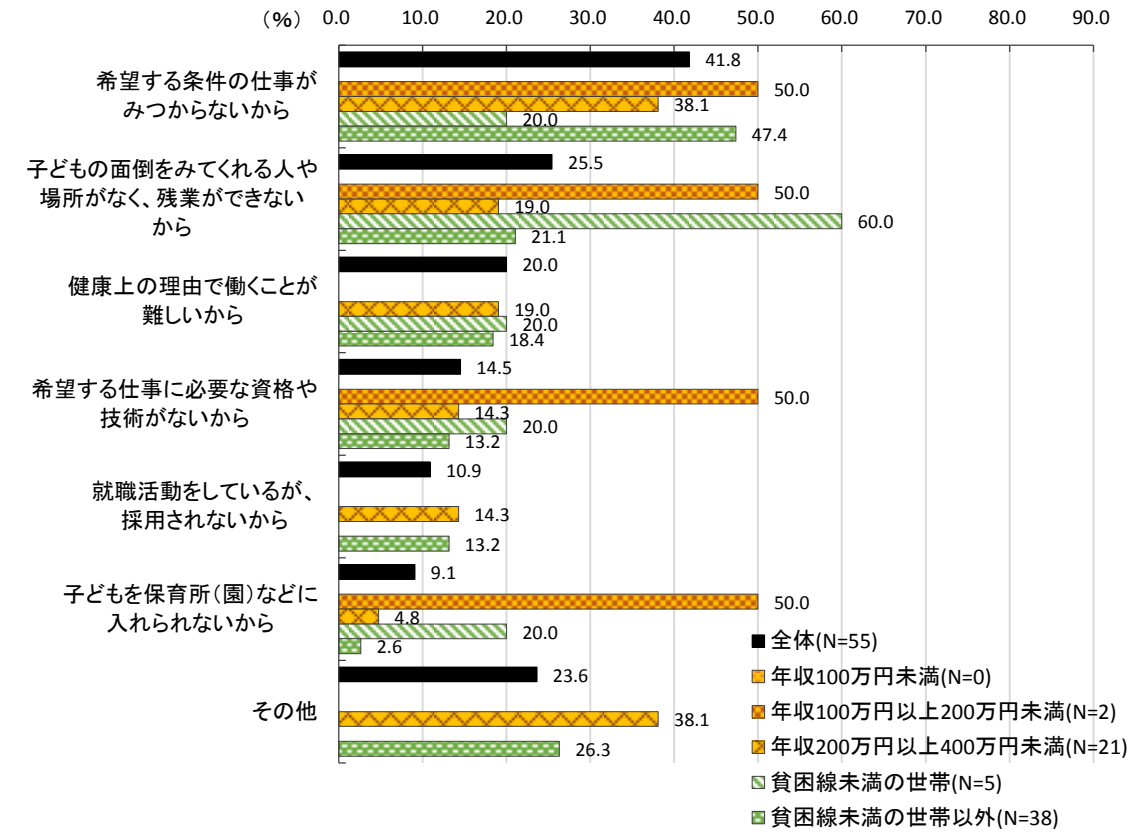
回答者の配偶者が、現在、「収入を伴う仕事をしているか」については、「している」と回答した人の割合が93.3%と9割を超え、「していない」と回答した人の割合は6.1%となっている。

年収区分別にみると、「年収100万円以上200万円未満」で「していない」と回答した人の割合が21.1%と2割を超えている。また、年収が低下するに従い「していない」と回答する人の割合が上昇する傾向がみられる。

問27 現在の生活状況について、どう感じていますか。



(3) - 2 働きたいが働いていない場合、その理由を教えてください。(あてはまる記号すべてに○)



	希望する条件の仕事が見つからないから	子どもの面倒をみってくれる人や場所がなく、残業ができないから	健康上の理由で働くことが難しいから	希望する仕事に必要な資格や技術がないから	就職活動をしているが、採用されないから	子どもを保育所(園)などに入れられないから	その他	不明
全体(N=55)	41.8	25.5	20.0	14.5	10.9	9.1	23.6	
未就園(N=13)	23.1	23.1		7.7	15.4	30.8	46.2	
保育所・幼稚園等(N=10)	10.0	50.0	10.0	20.0	10.0	10.0	20.0	
小学校(N=16)	62.5	31.3	18.8	12.5	18.8		12.5	
中学校(N=5)	60.0	20.0	40.0	20.0			20.0	
高校・高専等(N=8)	62.5		37.5	25.0			25.0	
大学・専門学校等(N=0)								
学校等はすでに卒業(N=0)								
その他(N=0)								
年収100万円未満(N=0)								
年収100万円以上200万円未満(N=2)	50.0	50.0		50.0		50.0		
年収200万円以上400万円未満(N=21)	38.1	19.0	19.0	14.3	14.3	4.8	38.1	
年収400万円以上600万円未満(N=13)	38.5	38.5	23.1	15.4	7.7		15.4	
年収600万円以上(N=7)	71.4	14.3	14.3		14.3			
貧困線未満の世帯(N=5)	20.0	60.0	20.0	20.0		20.0		
貧困線未満の世帯以外(N=38)	47.4	21.1	18.4	13.2	13.2	2.6	26.3	

現在の生活状況について、「どう感じているか」については、「ゆとりがある」と回答した世帯の割合は4.0%、「ややゆとりがある」が8.1%で、この2つを足した割合は12.1%で約1割にとどまっている。

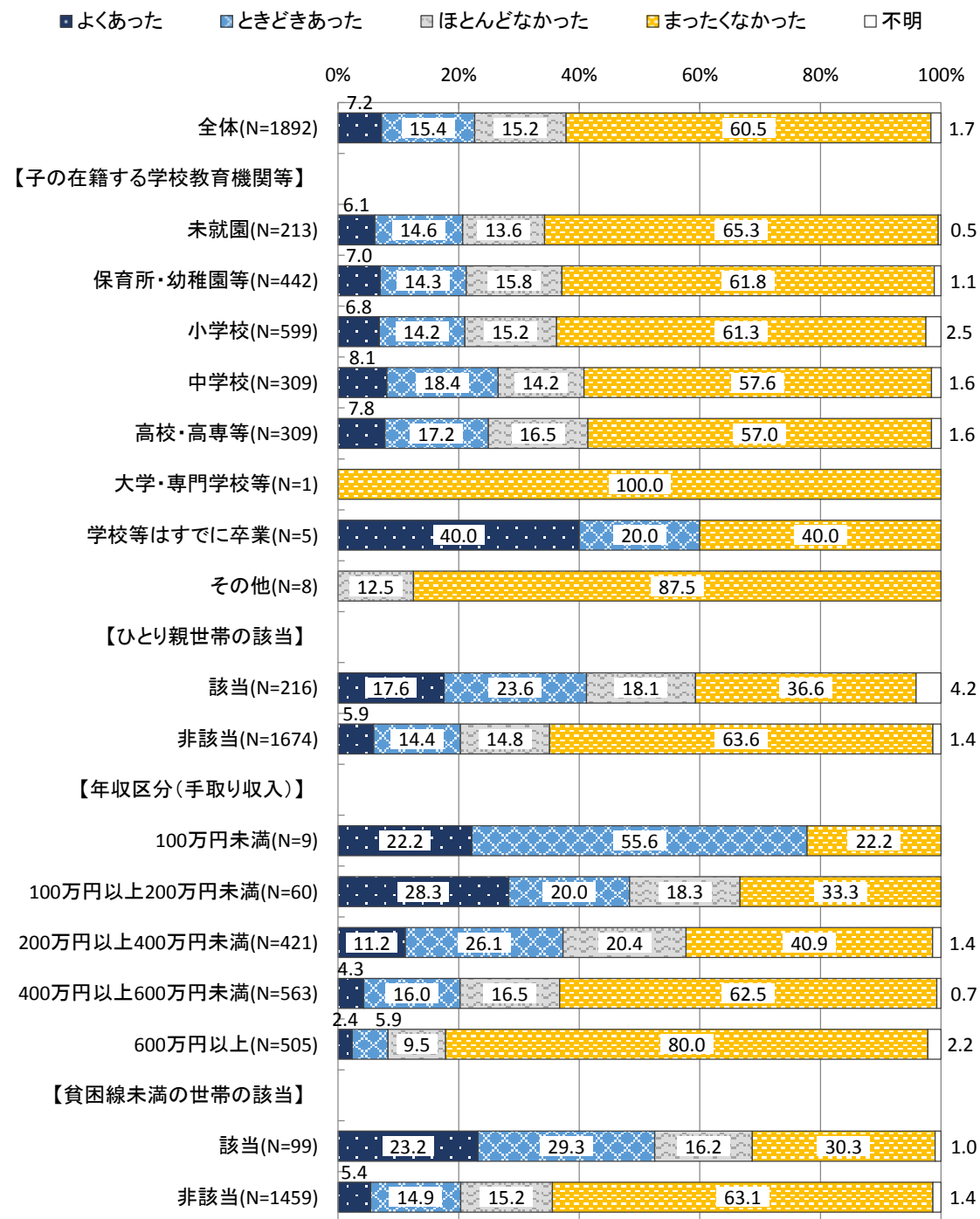
一方、「苦しい」と回答した世帯の割合は16.0%、「やや苦しい」が27.5%で、この2つを足した割合は43.5%で4割を超えている。

ひとり親世帯の該当・非該当別にみると、該当世帯では「苦しい」と回答した世帯の割合は38.0%、「やや苦しい」が33.8%で、この2つを足した割合は71.8%となり、ひとり親世帯の7割が苦しいと感じている。

収入をとまなう仕事をしていない回答者の配偶者で、現在働きたいと思っている人が「働いていない理由」については、「希望する条件の仕事が見つからないから」と回答した人の割合が41.8%と最も高く、次いで「子どもの面倒をみってくれる人や場所がなく、残業ができないから」が25.5%、「健康上の理由で働くことが難しいから」が20.0%、「希望する仕事に必要な資格や技術がないから」が14.5%で続いている。

(2) 必要だができなかったこと

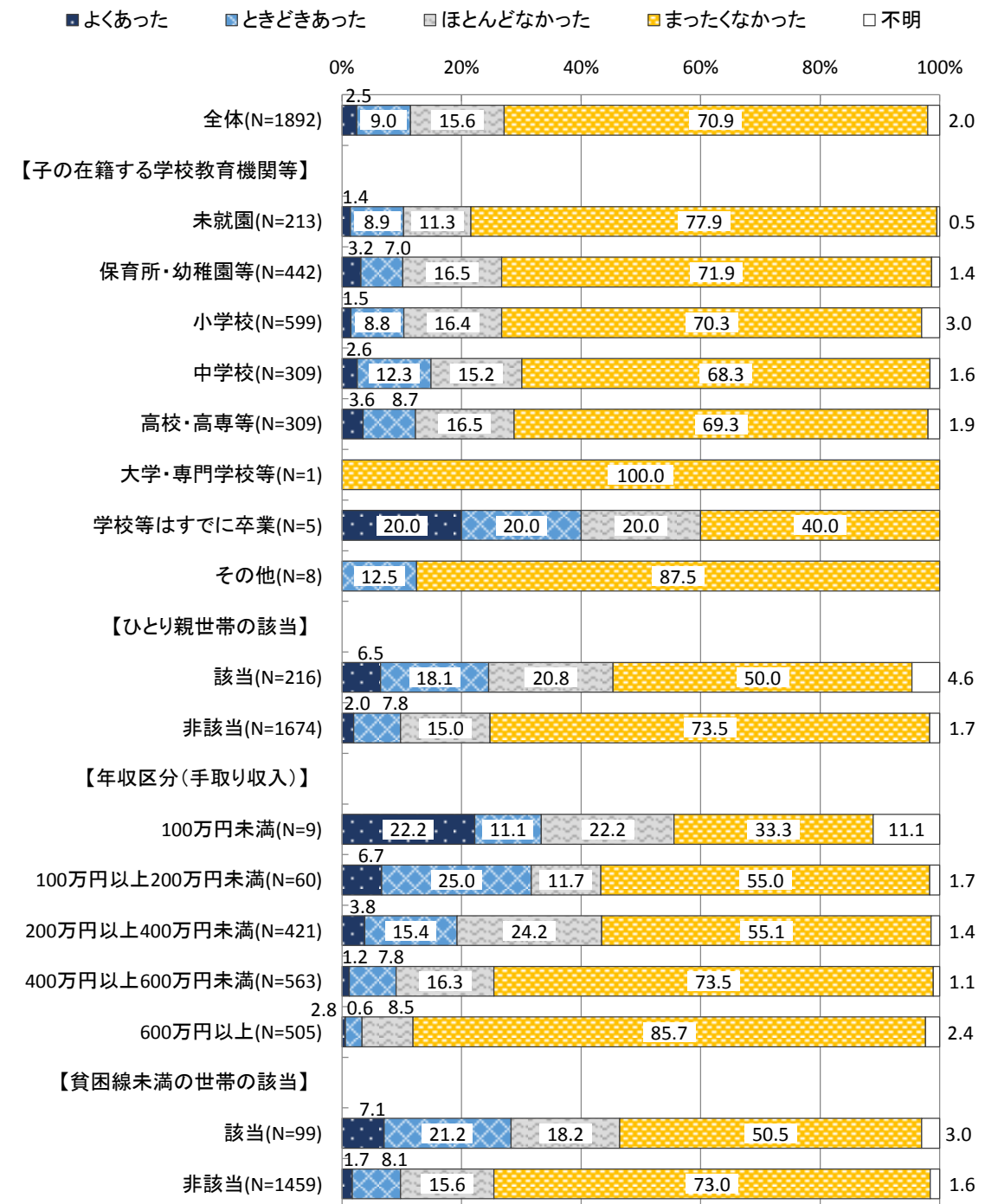
② 衣料品を買うこと



問28 あなたの世帯では、過去1年間に経済的な理由(お金が足りない)で次のようなことがありましたか。

(2) 必要だができなかったこと

① 食材(たばこやお酒を除く)を買うこと



過去1年間に、「必要だが衣料品を買うことができなかったことがあるか」については、「よくあった」と回答した世帯の割合が7.2%、「ときどきあった」15.4%で、この2つを足した割合は22.6%で2割強となっている。

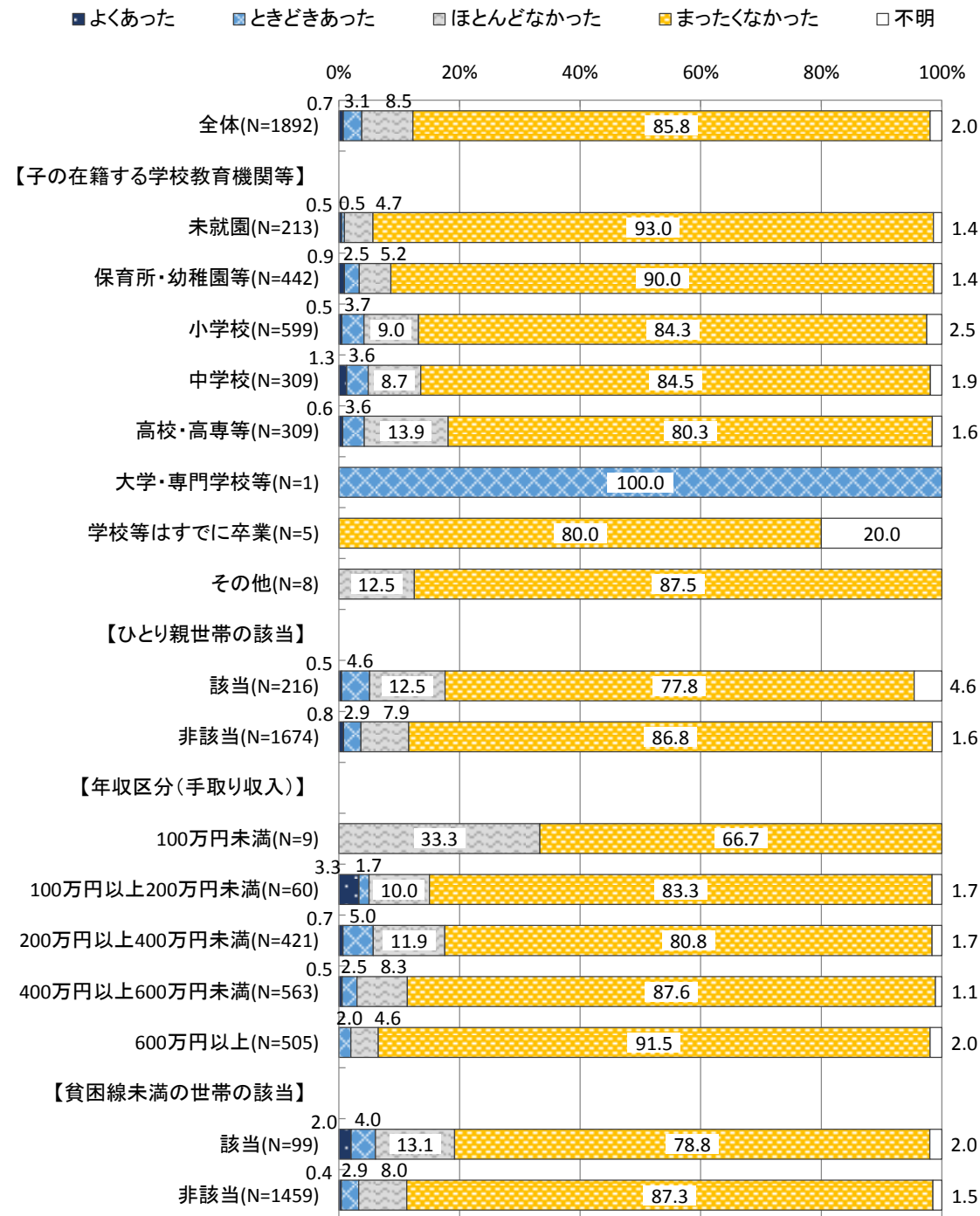
一方、「まったくなかった」と回答した世帯の割合は60.5%で、これに「ほとんどなかった」15.2%を足した割合は75.7%で4分の3となっている。

過去1年間に、「必要だが食材(たばこやお酒を除く)を買うことができなかったことがあるか」については、「よくあった」と回答した世帯の割合が2.5%、「ときどきあった」9.0%で、この2つを足した割合は11.5%で約1割強となっている。

一方、「まったくなかった」と回答した世帯の割合は70.9%で、これに「ほとんどなかった」15.6%を足した割合は86.5%と8割を超えている。

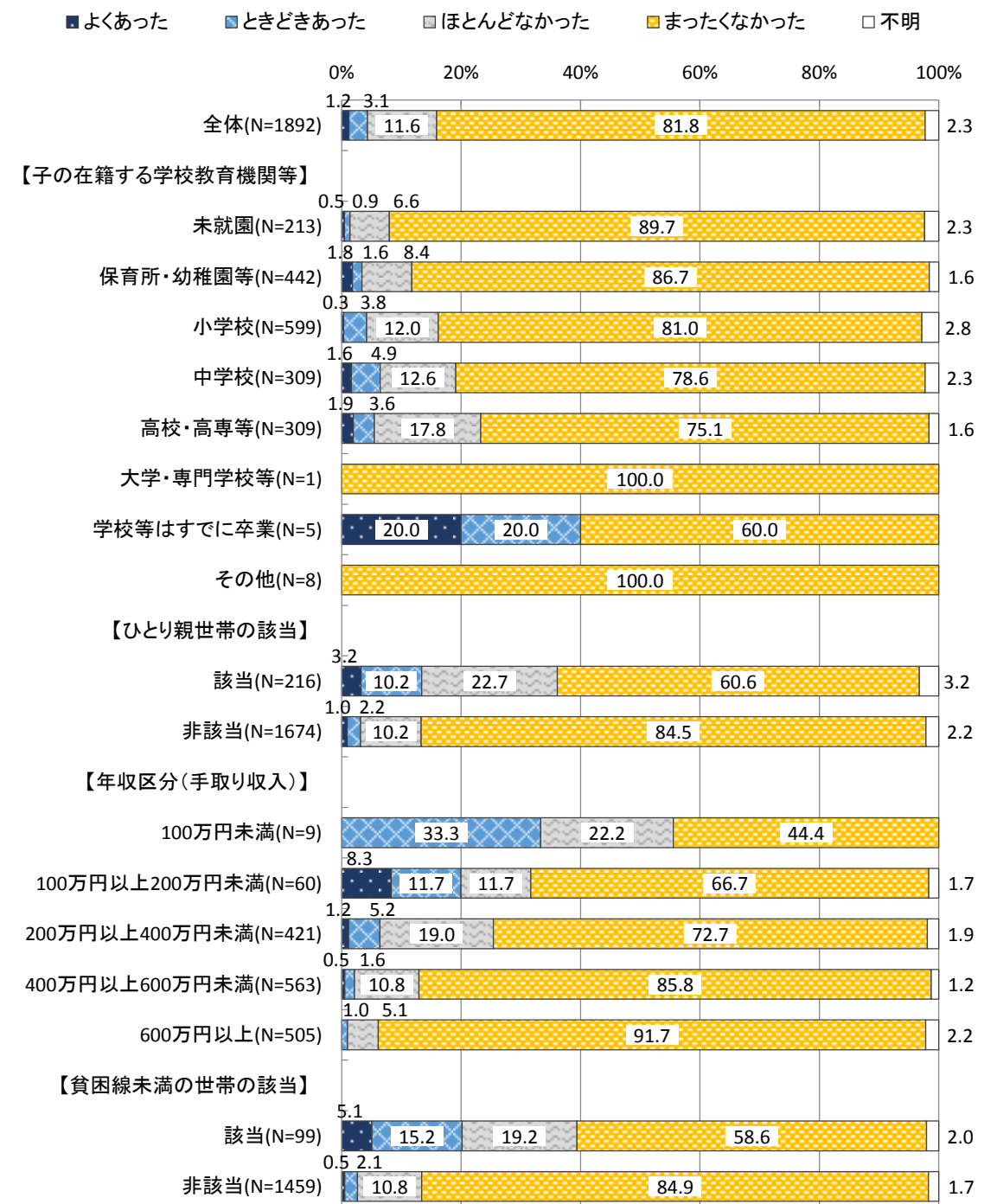
(2) 必要だができなかったこと

④ お子さんが病気やけがのとき病院を受診すること



(2) 必要だができなかったこと

③ 学校で使う文具や教材を買うこと



過去1年間に、「子どもが病気やけがのとき、必要だが病院を受診することができなかったことがあるか」については、「よくあった」と回答した世帯の割合は0.7%とごくわずかであり、これに「ときどきあった」3.1%を足した割合も3.8%にとどまっている。

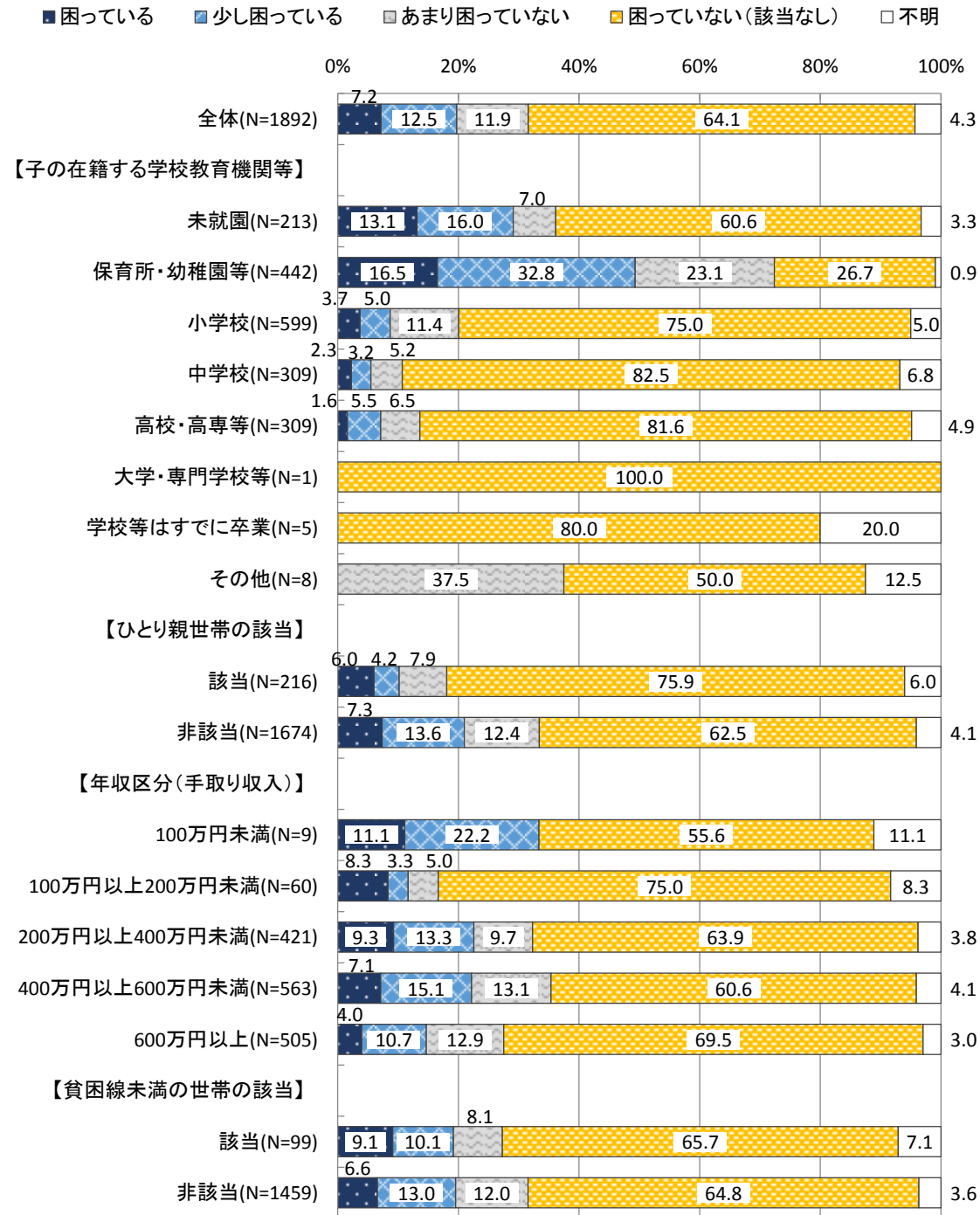
一方、「まったくなかった」と回答した世帯の割合は85.8%で、これに「ほとんどなかった」8.5%を足した割合は94.3%で9割を超えている。

過去1年間に、「必要だが学校で使う文具や教材を買うことができなかったことがあるか」については、「よくあった」と回答した世帯の割合は1.2%とごくわずかであり、これに「ときどきあった」3.1%を足した割合も4.3%にとどまっている。

一方、「まったくなかった」と回答した世帯の割合は81.8%で、これに「ほとんどなかった」11.6%を足した割合は93.4%で9割を超えている。

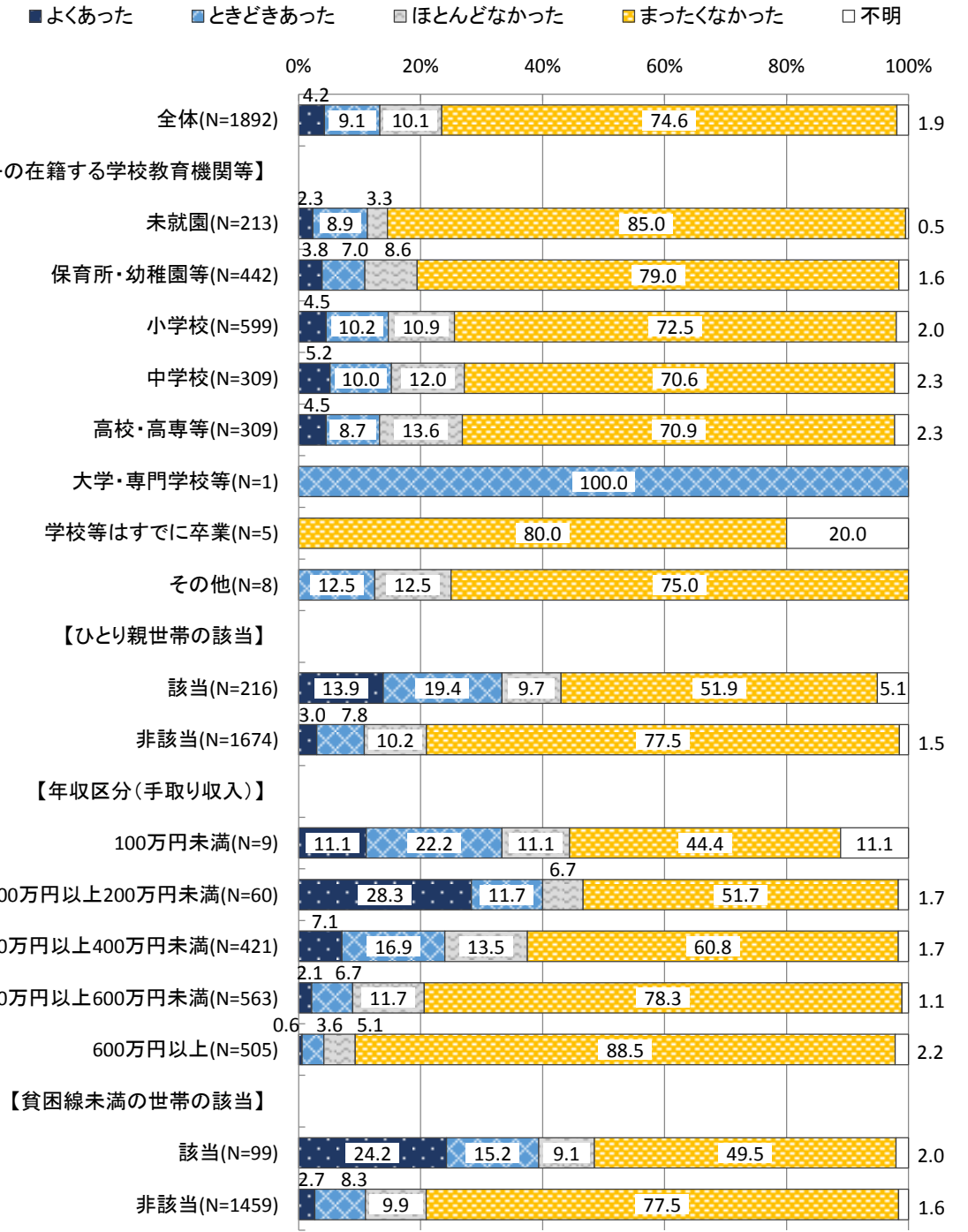
問29 お子さんにかかるお金に関して、以下の項目でお困りですか。

① 保育所（園）や幼稚園などにかかる費用が高い



(2) 必要だができなかったこと

⑤ あなたや配偶者の方が病気やけがのとき病院を受診すること



子どもにかかるお金に関して、「保育所（園）や幼稚園などにかかる費用が高くて困っているか」については、「困っている」と回答した世帯の割合は7.2%で、これに「少し困っている」12.5%を足した割合は19.7%で約2割となっている。

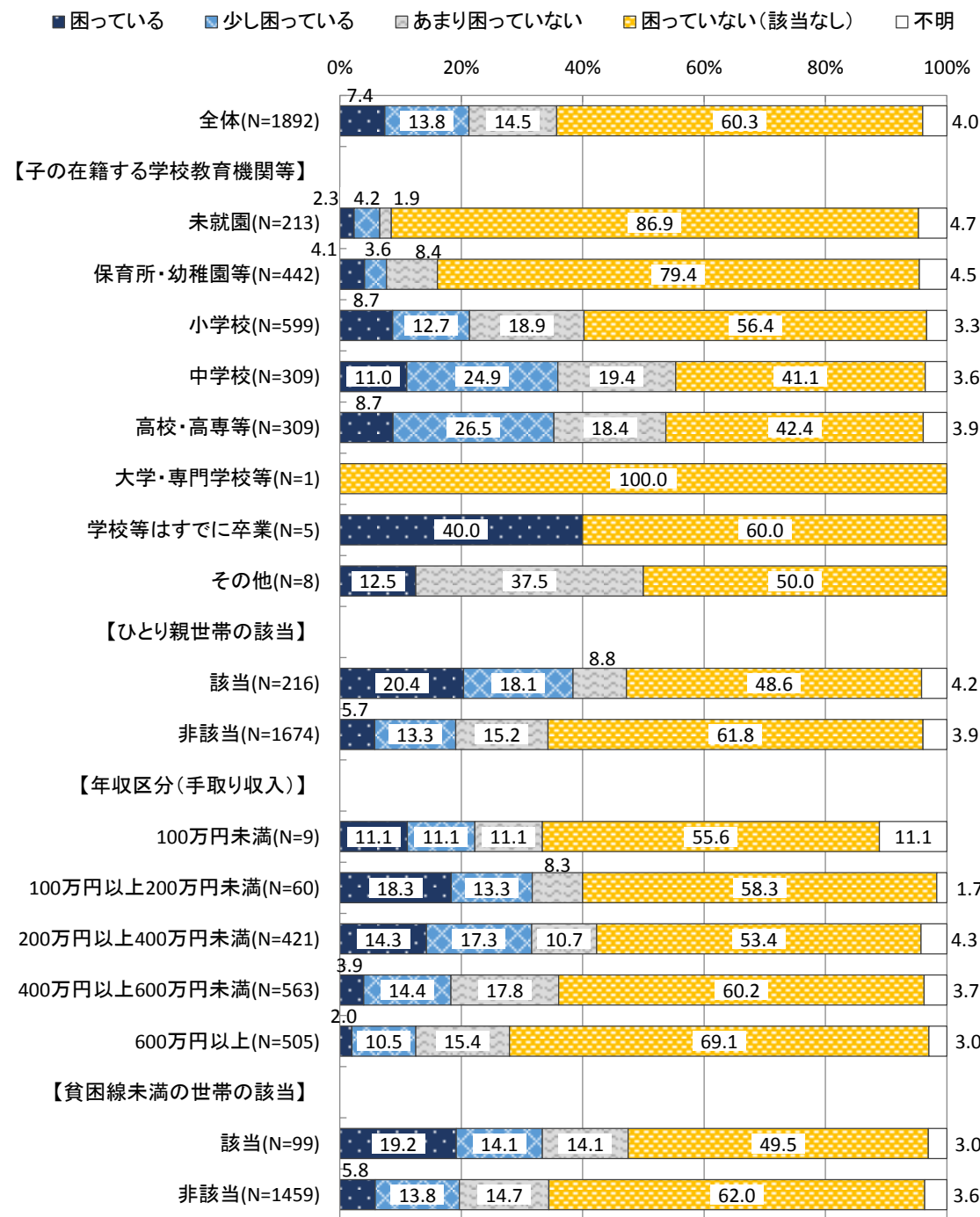
子どもの在籍する学校教育機関等別にみると、「保育所・幼稚園等」で「困っている」と回答した世帯の割合は16.5%、「少し困っている」は32.8%で、この2つを足した割合は49.3%となり、約半数となっている。

過去1年間に、「回答者や回答者の配偶者が病気やけがのとき、必要だが病院を受診することができなかったことがあるか」については、「よくあった」と回答した世帯の割合は4.2%で、これに「ときどきあった」9.1%を足した割合は13.3%と1割強となっている。

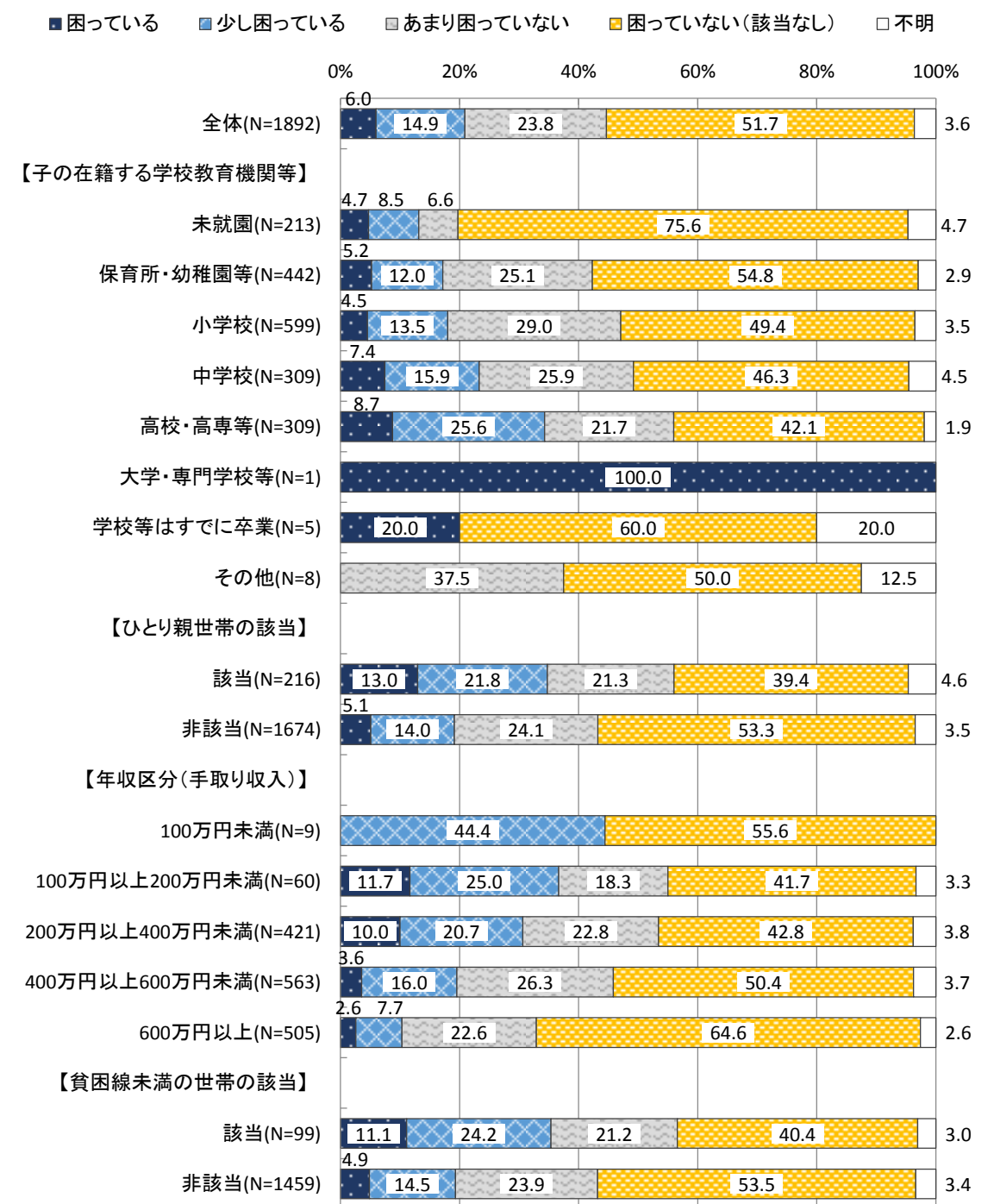
一方、「まったくなかった」と回答した世帯の割合は74.6%で、これに「ほとんどなかった」10.1%を足した割合は84.7%となっている。

各区分別にみると、「よくあった」と「ときどきあった」を足した割合は、ひとり親世帯の該当世帯で33.3%、「年収100万円以上200万円未満」の世帯で40.0%と高くなっている。

③ 修学旅行にかかる費用が高い



② 教育費が高い(教科書・文具・教材など)



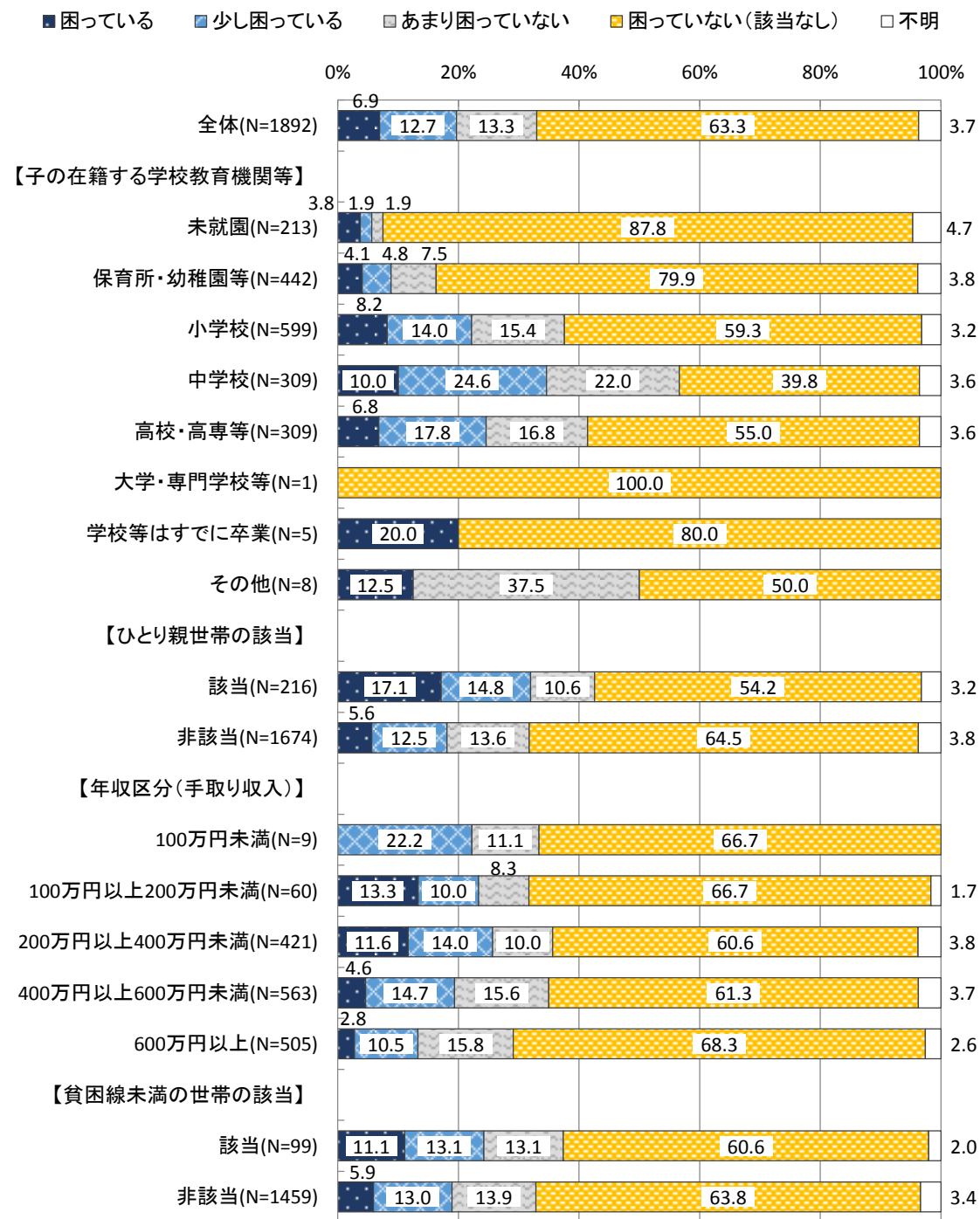
子どもにかかるお金に関して、「就学旅行にかかる費用が高くて困っているか」については、「困っている」と回答した世帯の割合は7.4%で、これに「少し困っている」13.8%を足した割合は21.2%で約2割となっている。

子どもの在籍する学校教育機関等別にみると、子どもの学年が上がるに従い「困っている」と「少し困っている」を足した回答割合は上昇する傾向がみられ、「中学校」では35.9%、「高校・高専等」では35.2%となり、3分の1を上回っている。

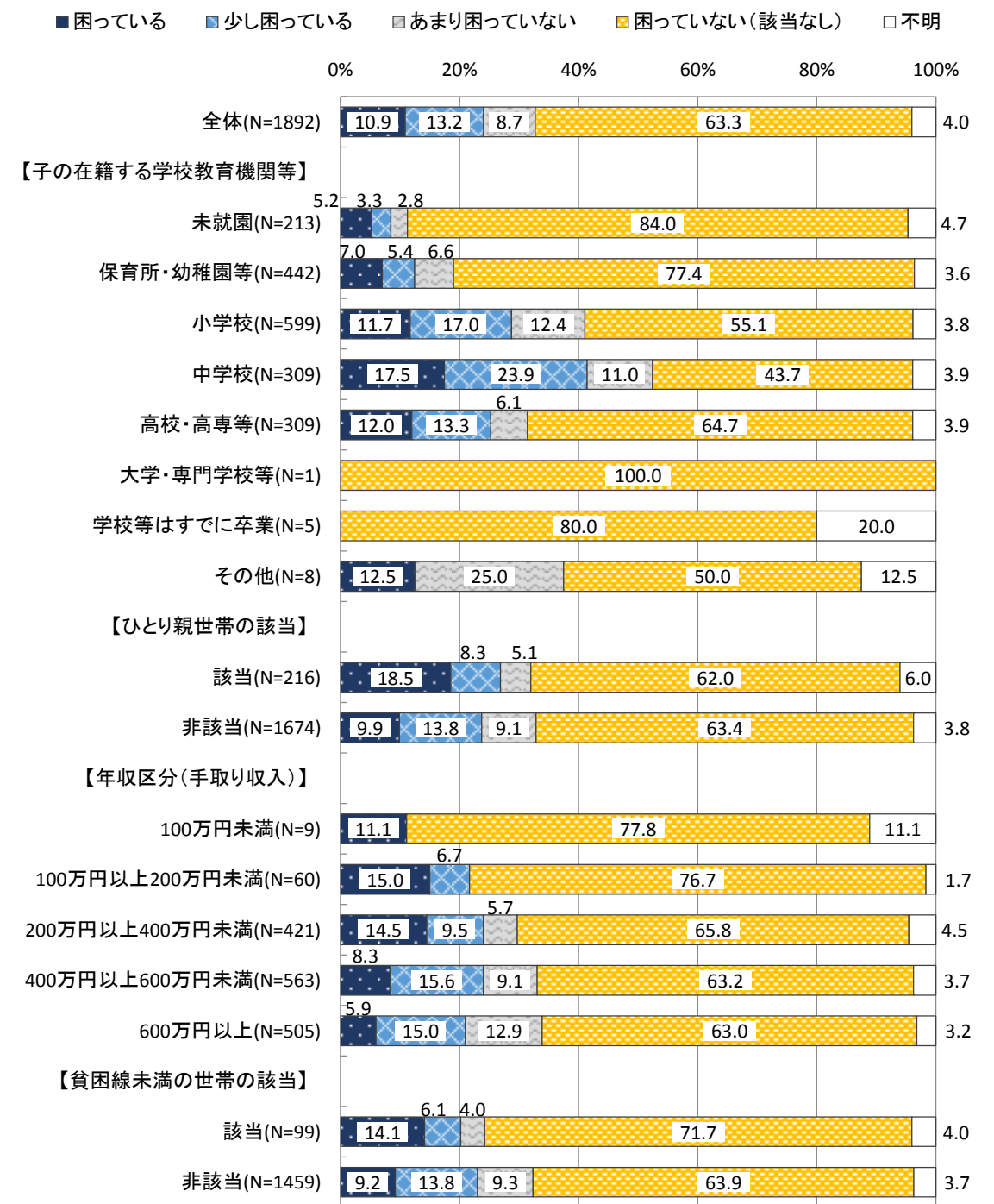
子どもにかかるお金に関して、「教育費(教科書・文具・教材など)が高くて困っているか」については、「困っている」と回答した世帯の割合は6.0%で、これに「少し困っている」14.9%を足した割合は20.9%で約2割となっている。

子どもの在籍する学校教育機関等別にみると、子どもの学年が上がるに従い「困っている」と「少し困っている」を足した回答割合は上昇する傾向がみられ、「高校・高専等」では34.3%と、3分の1を上回っている。

⑤ 部活やスポーツ少年団にかかる費用が高い



④ 塾にかかる費用が高い



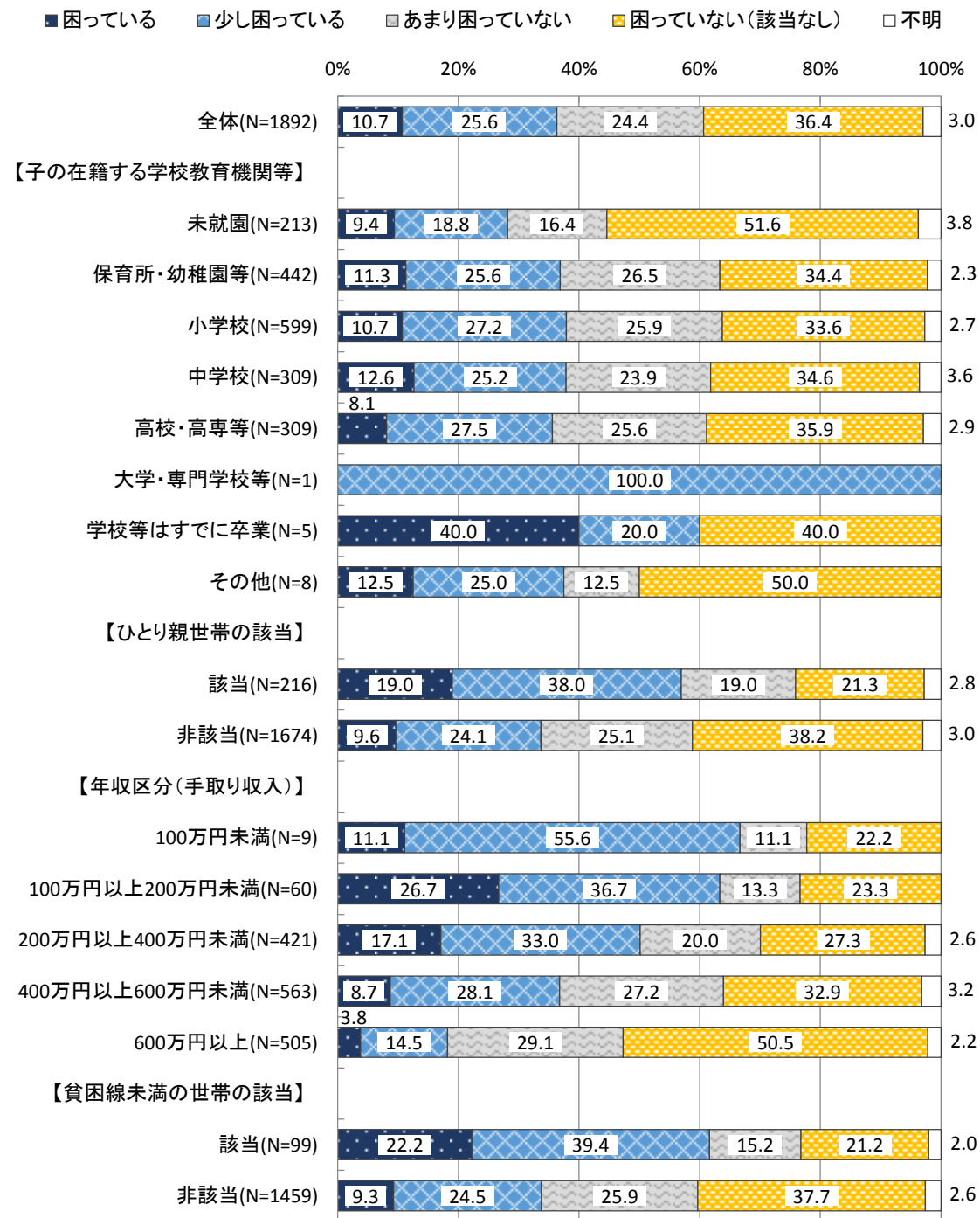
子どもにかかるお金に関して、「部活やスポーツ少年団にかかる費用が高くて困っているか」については、「困っている」と回答した世帯の割合は6.9%で、これに「少し困っている」12.7%を足した割合は19.6%で約2割となっている。

子どもの在籍する学校教育機関等別にみると、「困っている」と「少し困っている」を足した回答割合は、「中学校」で34.6%となり3分の1を超えている。また、「高校・高専」では24.6%で約4分の1となり、「小学校」では22.2%で2割を超えている。

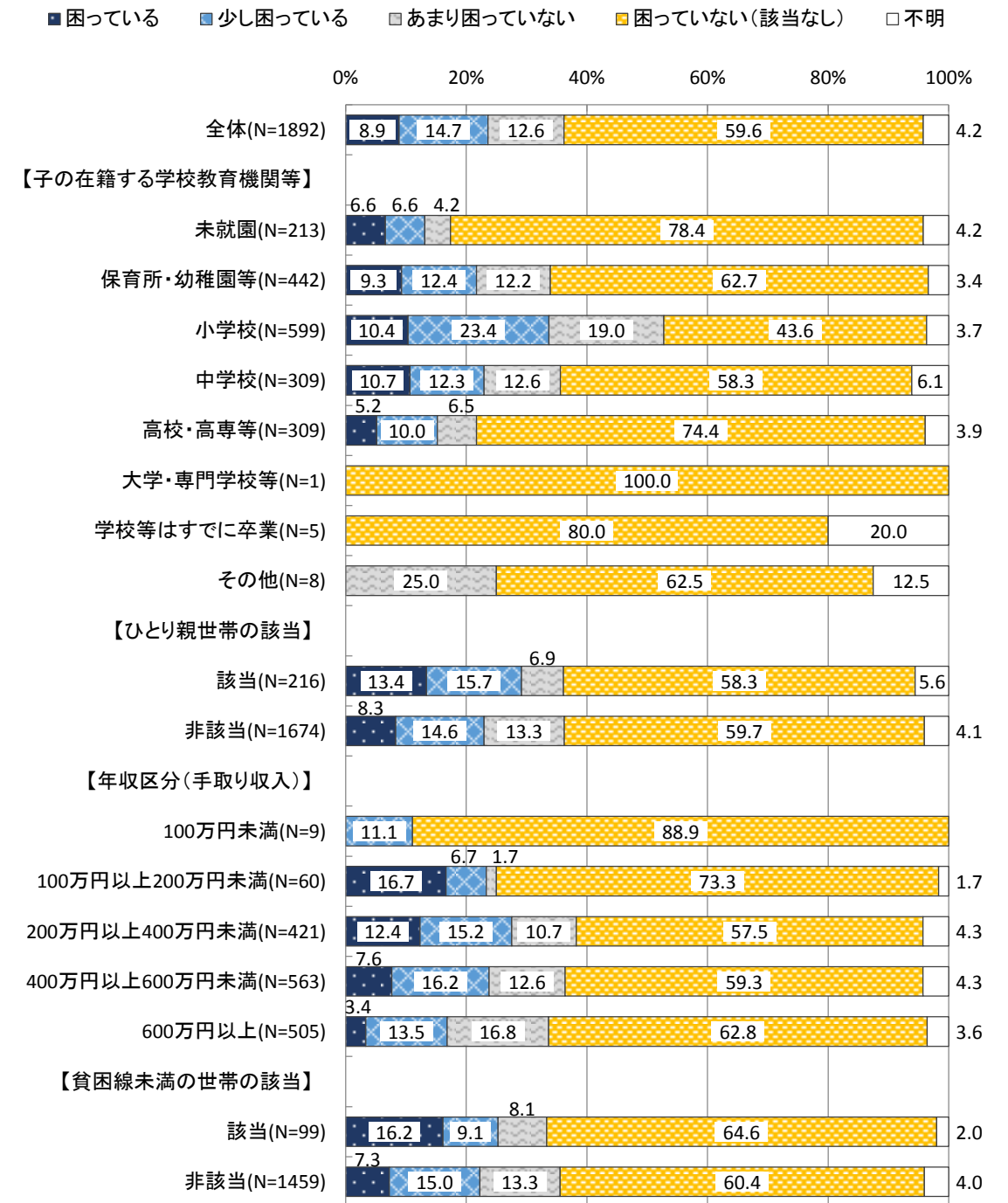
子どもにかかるお金に関して、「塾にかかる費用が高くて困っているか」については、「困っている」と回答した世帯の割合は10.9%で、これに「少し困っている」13.2%を足した割合は24.1%で約4分の1近くとなっている。

子どもの在籍する学校教育機関等別にみると、「困っている」と「少し困っている」を足した回答割合は「中学校」が最も高く、41.4%となり4割を超えている。また、「小学校」では28.7%、「高校・高専」では25.3%となっている。

⑦ 衣食住にかかる費用が高い



⑥ 習いごとにかかる費用が高い



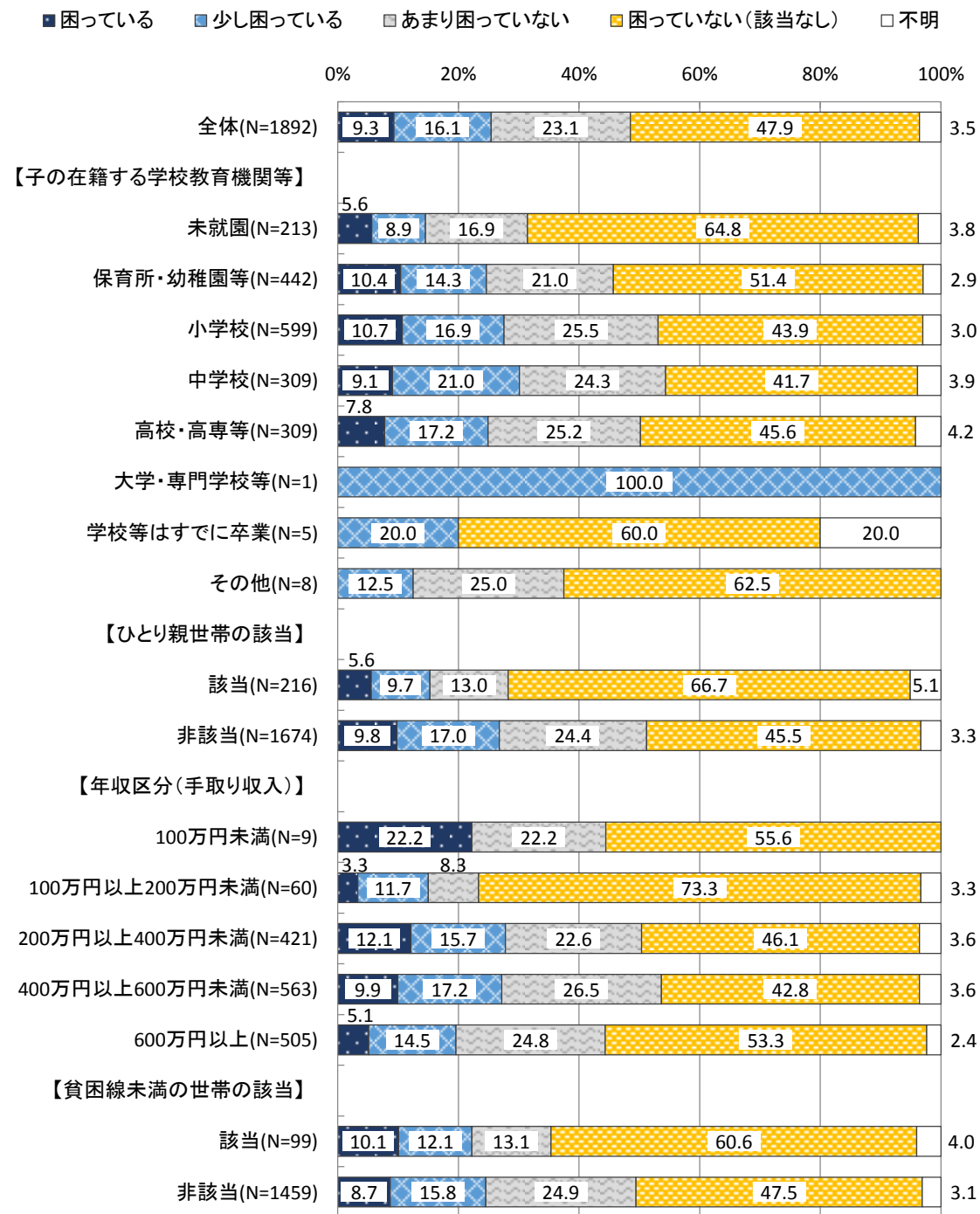
子どもにかかるお金に関して、「衣食住にかかる費用が高くて困っているか」については、「困っている」と回答した世帯の割合は10.7%で、これに「少し困っている」25.6%を足した割合は36.3%で3分の1を超えている。

ひとり親世帯への該当・非該当別にみると、該当世帯では「困っている」と回答した世帯の割合は19.0%、「少し困っている」38.0%で、この2つを足した割合は57.0%で6割近くとなっている。

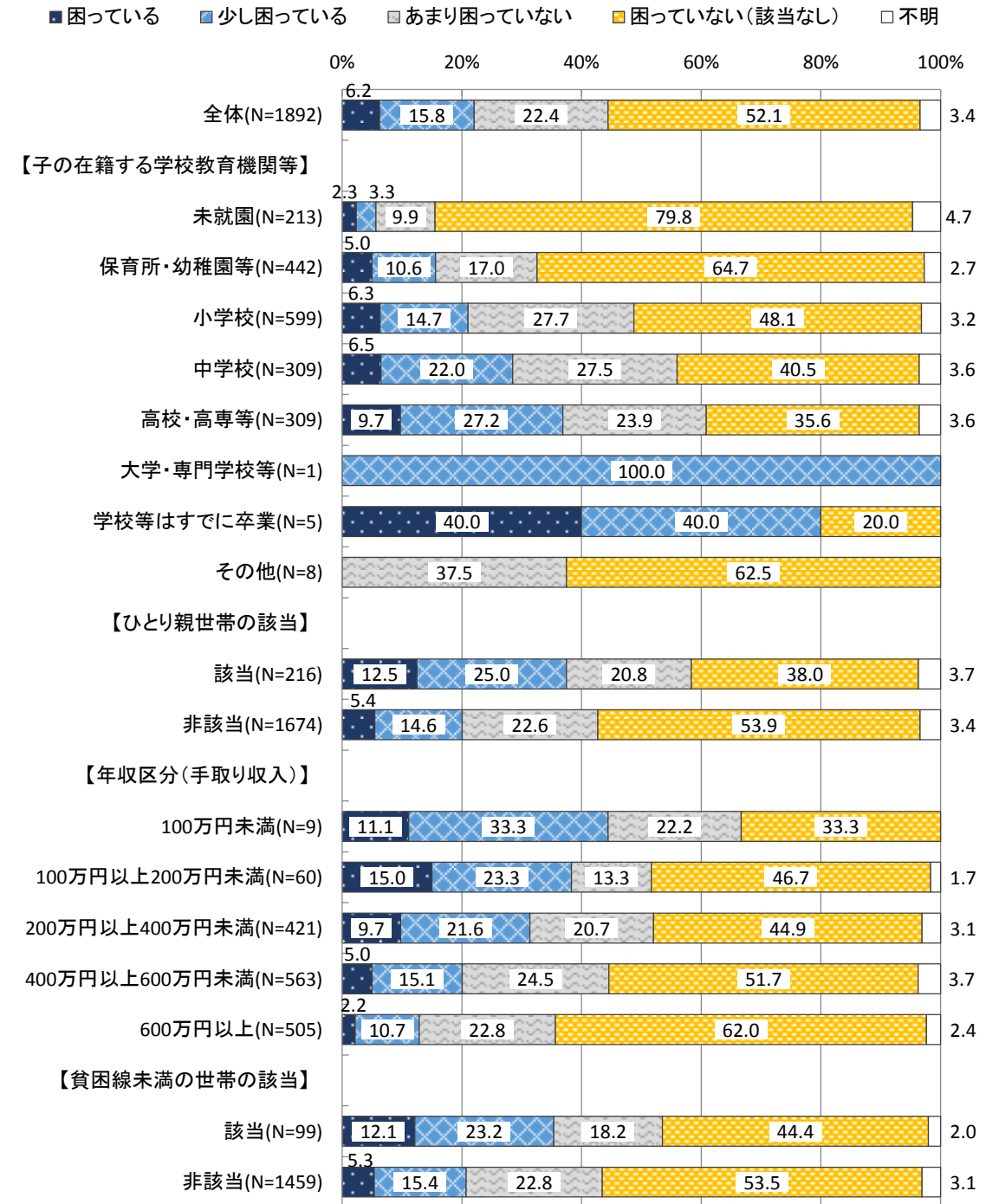
子どもにかかるお金に関して、「習い事にかかる費用が高くて困っているか」については、「困っている」と回答した世帯の割合は8.9%で、これに「少し困っている」14.7%を足した割合は23.6%で4分の1近くとなっている。

子どもの在籍する学校教育機関等別にみると、「困っている」と「少し困っている」を足した回答割合は「小学校」で33.8%と3分の1となっている。また、「中学校」では23.0%、「保育所・幼稚園等」では21.7%と、ともに2割を超えている。

⑨ 医療費が高い



⑧ こづかいやゲーム機、携帯電話にかかる費用が高い



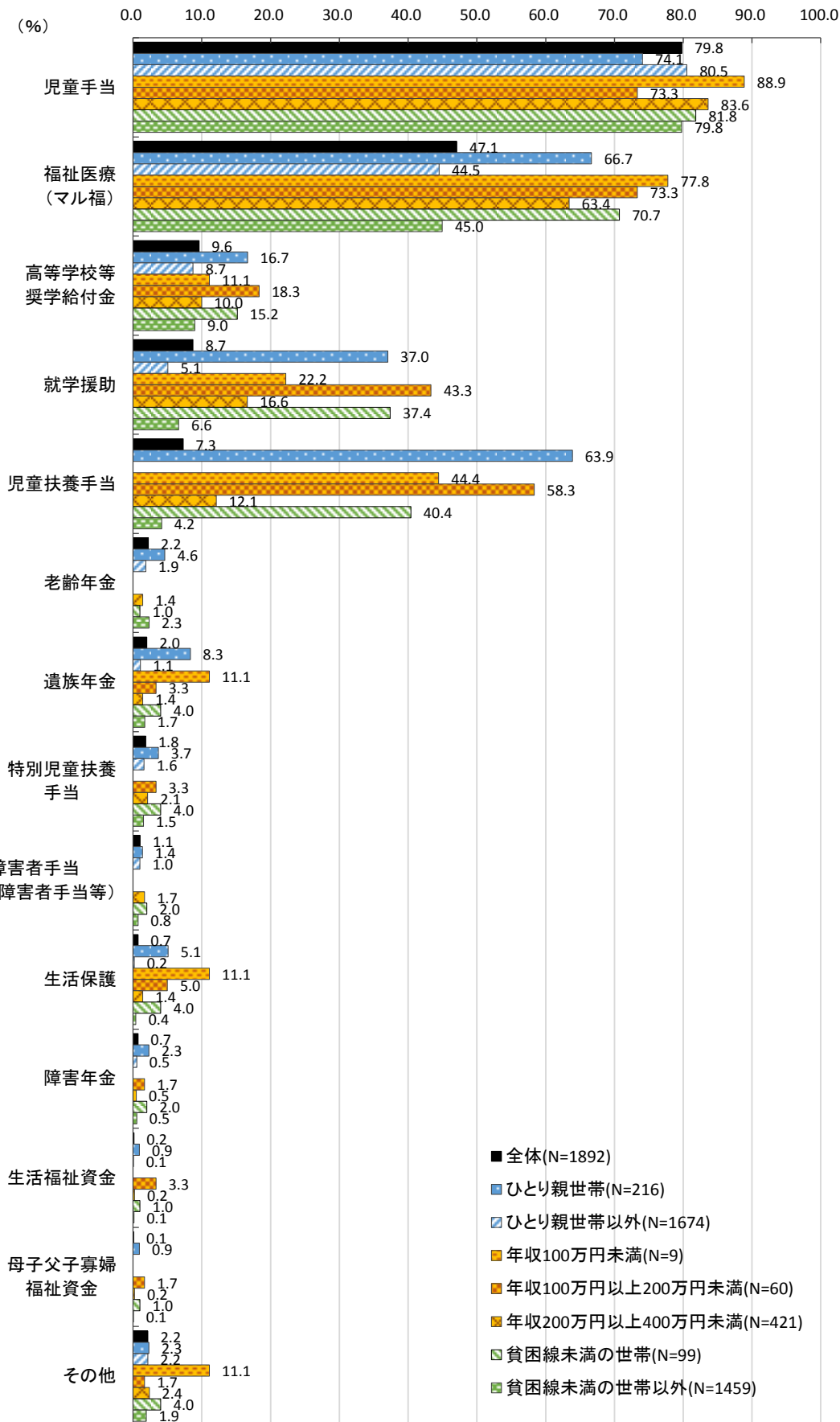
子どもにかかるお金に関して、「医療費が高くて困っているか」については、「困っている」と回答した世帯の割合は9.3%で、これに「少し困っている」16.1%を足した割合は25.4%で4分の1となっている。

年収区分別にみると、「困っている」と「少し困っている」を足した回答割合は、「年収200万円以上400万円未満」で27.8%、「年収400万円以上600万円未満」27.1%で、他の年収区分に比べて高くなっている。

子どもにかかるお金に関して、「こづかいやゲーム機、携帯電話にかかる費用が高くて困っているか」については、「困っている」と回答した世帯の割合は6.2%で、これに「少し困っている」15.8%を足した割合は22.0%となっている。

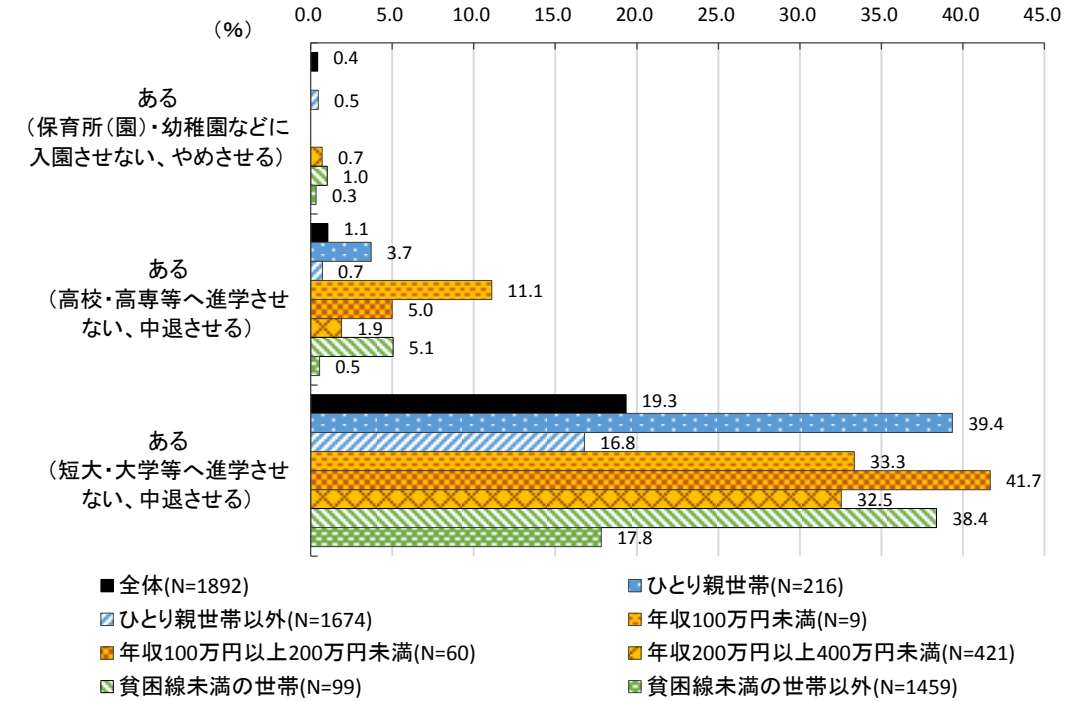
ひとり親世帯への該当・非該当別にみると、該当世帯では「困っている」と回答した世帯の割合は12.5%、「少し困っている」25.0%で、この2つを足した割合は37.5%で4割近くとなっている。

問3 1 現在あなたの世帯で受けている手当や援助等について教えてください。(あてはまる番号すべてに○をつけてください)



問3 0 経済的な事情が、お子さんの進学等に影響したことがあるかについてうかがいます。(各設問について、それぞれあてはまる番号すべてに○をつけてください)

(2) 今後、お子さんに進学をあきらめさせたり学校を中退させたりする可能性はありますか。



	せさ幼(あるせ稚保るな園育せな所い、やに(園)め入さ園・)	退進(あるさ学高るせさ校せなせ・高専い、等中へ)	退進(あるさ学大るせさ大・大学等中へ)	(ない可能性は低い)	不明
全体(N=1892)	0.4	1.1	19.3	77.7	2.2
未就園(N=213)	1.9	0.5	14.1	83.1	1.9
保育所・幼稚園等(N=442)	0.9	0.5	18.1	78.3	2.5
小学校(N=599)		1.8	22.5	74.5	2.3
中学校(N=309)		1.3	21.7	76.1	1.6
高校・高専等(N=309)		0.6	16.8	81.6	1.3
大学・専門学校等(N=1)				100.0	
学校等はすでに卒業(N=5)				80.0	20.0
その他(N=8)				87.5	12.5
ひとり親世帯(N=216)		3.7	39.4	56.5	2.8
ひとり親世帯以外(N=1674)	0.5	0.7	16.8	80.5	2.1
年収100万円未満(N=9)		11.1	33.3	55.6	
年収100万円以上200万円未満(N=60)		5.0	41.7	53.3	1.7
年収200万円以上400万円未満(N=421)	0.7	1.9	32.5	64.1	1.9
年収400万円以上600万円未満(N=563)	0.5	0.2	17.2	80.6	1.6
年収600万円以上(N=505)			7.1	90.9	2.0
貧困線未満の世帯(N=99)	1.0	5.1	38.4	56.6	2.0
貧困線未満の世帯以外(N=1459)	0.3	0.5	17.8	79.8	1.8

今後、経済的事情で「子どもに進学をあきらめさせたり学校を中退させたりする可能性があるか」については、「ある(保育所・幼稚園などに入園させない、やめさせる)」と回答した世帯の割合は0.4%、「ある(高校・高専等へ進学させない、中退させる)」と回答した世帯の割合は0.1%で、いずれもごく少数となっている。

一方、「ある(短大・大学等へ進学させない、中退させる)」と回答した世帯の割合は19.3%と2割近くとなっており、ひとり親世帯や年収区分別にみた「年収100万円以上200万円未満」の世帯、貧困線未満の世帯などで回答割合は4割前後となっている。

	児童手当	福祉医療（マル福）	高等学校等奨学給付金	就学援助	児童扶養手当	老齢年金	遺族年金	特別児童扶養手当	障害者手当 （特別障害者手当等）	生活保護	障害年金	生活福祉資金	母子父子寡婦福祉資金	その他	不明
全体(N=1892)	79.8	47.1	9.6	8.7	7.3	2.2	2.0	1.8	1.1	0.7	0.7	0.2	0.1	2.2	10.3
未就園(N=213)	96.7	72.3		0.9	0.9	1.4	0.5	2.3	0.9			0.5		1.4	1.9
保育所・幼稚園等(N=442)	93.7	73.3	0.2	2.3	4.5	1.6	1.1	0.5	1.4	0.5	0.7			1.8	2.9
小学校(N=599)	92.0	43.1	6.2	12.2	8.7	1.7	1.7	2.3	1.2	1.3	0.8	0.2		1.2	5.2
中学校(N=309)	87.4	34.3	8.7	13.6	11.7	4.2	2.6	1.0	1.0	0.6	0.6	0.3	0.3	2.3	8.7
高校・高専等(N=309)	18.4	12.6	37.5	11.7	8.4	2.6	4.2	1.9	0.6	0.3	1.3		0.3	4.5	37.5
大学・専門学校等(N=1)				100.0											
学校等はすでに卒業(N=5)	40.0	20.0	20.0		40.0			20.0		20.0					20.0
その他(N=8)	62.5	62.5						50.0						25.0	12.5
ひとり親世帯(N=216)	74.1	66.7	16.7	37.0	63.9	4.6	8.3	3.7	1.4	5.1	2.3	0.9	0.9	2.3	4.6
ひとり親世帯以外(N=1674)	80.5	44.5	8.7	5.1		1.9	1.1	1.6	1.0	0.2	0.5	0.1		2.2	11.0
年収100万円未満(N=9)	88.9	77.8	11.1	22.2	44.4		11.1			11.1					11.1
年収100万円以上 200万円未満(N=60)	73.3	73.3	18.3	43.3	58.3		3.3	3.3		5.0	1.7	3.3	1.7	1.7	3.3
年収200万円以上 400万円未満(N=421)	83.6	63.4	10.0	16.6	12.1	1.4	1.4	2.1	1.7	1.4	0.5	0.2	0.2	2.4	5.5
年収400万円以上 600万円未満(N=563)	82.2	49.0	10.7	4.4	1.6	2.7	1.8	1.6	0.5		0.7			2.1	8.5
年収600万円以上(N=505)	74.9	26.1	6.3	2.2	0.4	2.8	2.0	1.2	0.6		0.6			1.6	16.8
貧困線未満の世帯(N=99)	81.8	70.7	15.2	37.4	40.4	1.0	4.0	4.0	2.0	4.0	2.0	1.0	1.0	4.0	3.0
貧困線未満の世帯以外 (N=1459)	79.8	45.0	9.0	6.6	4.2	2.3	1.7	1.5	0.8	0.4	0.5	0.1	0.1	1.9	10.6

「現在受けている手当てや援助等」については、「児童手当」と回答した世帯の割合が 79.8%で最も高く 8割となっている。次いで、「福祉医療(マル福)」が 47.1%と続き、以下、「高等学校等奨学給付金」9.6%、「就学援助」8.7%、「児童扶養手当」7.3%などとなっている。

ひとり親世帯への該当・非該当別にみると、該当世帯では「児童扶養手当」と回答した世帯の割合が 63.9%、「就学援助」が 37.0%となっている。

年収区別にみると、「年収 100 万円以上 200 万円未満」で「児童扶養手当」と回答した世帯の割合が 58.3%、「就学援助」が 43.3%となっており、他の年収区分に比べて高い割合となっている。

また、貧困線未満の世帯への該当世帯でも「児童扶養手当」と回答した世帯の割合が 40.4%、「就学援助」が 37.4%で、それぞれ 4割前後となっている。

子どものいる世帯の生活状況に関する実態調査

秋田市

問4 現在の住居の状況について教えてください。(あてはまる番号1つに○をつけてください)

1. 持ち家	2. 賃貸	3. 市営・県営住宅
4. 社宅	5. 親類の家	6. その他 ()

お子さんのことについておたずねします。 ※宛名のお子さんのことについてお答えください。

問5 お子さんの年齢および学校教育機関等への在籍状況を教えてください。(年齢は太枠内に数字で、在籍する学校教育機関等については当てはまる番号1つに○をつけてお答えください)

年齢	在籍する学校教育機関等		
歳	1. 未就園	2. 保育所(園)	3. 認定こども園
	4. 幼稚園	5. 小学校	6. 中学校
	7. 高校・高専等	8. 大学・専門学校等	9. 学校等はすでに卒業している
	10. その他 ()		

問6 お子さんの普段の生活に関することについておたずねします。(各質問のそれぞれの項目について、あてはまる番号1つに○をつけてください)

(1) お子さんの平日の起床・就寝時間はだいたい決まっていますか。

	決まっている	決まっていない	どちらともいえない	わからない
① 平日の起床時間	1	2	3	4
② 平日の就寝時間	1	2	3	4

(2) お子さんの平日の平均睡眠時間はどのくらいですか。

1. 9時間以上	2. 8時間～9時間程度	3. 7時間～8時間程度
4. 6時間～7時間	5. 6時間未満	6. 日によってバラツキがある
7. わからない		

(3) お子さんは1週間のうちどのくらいお風呂(シャワーのみの場合も含む)に入りますか。

1. 毎日	2. 週に5日以上	3. 週に3、4日
4. 週に1、2日	5. ほとんど入らない	6. わからない

(4) お子さんは平日にテレビやDVD、インターネット上の動画をどのくらい見ていますか。

1. 1時間未満	2. 1時間～2時間程度	3. 2時間～3時間程度
4. 3時間～4時間程度	5. 4時間～5時間程度	6. 5時間以上
7. わからない		

《アンケート調査票記入上の注意》

- 本調査は無記名で行い、個人を特定することはありません。また、ご回答いただいた内容は統計的に処理し、調査の目的以外に使用することは一切ございません。
- 回答は、選択肢の数字を「○」で1つ、または複数囲むものや、回答欄に数字等を直接記入するものがあります。それぞれの設問の指示に沿ってご記入ください。
- 本調査には、お子さんの普段の様子が分かる保護者の方がお答えください。
- お子さんに関する質問については、封筒宛名のお子さんに関する状況についてご記入ください。
- 平成28年9月1日現在の状況をご記入ください。

あなたの世帯の状況についておたずねします。

問1 この調査をご回答いただいている方(あなた)の、宛名のお子さんからみた続柄について教えてください。(あてはまる番号1つに○をつけてください)

1. 父親	2. 母親	3. 祖父	4. 祖母
5. その他 ()			

問2 あなたの世帯の人数についてうかがいます。(太枠内に数字でお答えください)

(1) ふだん一緒にお住まいで、生計を共にしている人(世帯員)は、あなたを含めて何人ですか。

人	※ 旅行や入院などで一時的に自宅を離れている人は含みません。 ※ 単身赴任や学業で家を離れている方、社会福祉施設に入所している方など、家計を同じくしていても普段生活を共にしていない方は除きます。
---	--

(2) 世帯員の年齢区分別の就学・就業状況別人数(内訳)を教えてください。

※ (1)の人数と(2)の合計人数が一致するように記入してください。

17歳以下						18歳以上
未就学児	小学生	中学生	高校生 高専生等	就業	その他	
人	人	人	人	人	人	人

問3 家族構成について、宛名のお子さんからみた続柄で教えてください。(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

※ ここでは、単身赴任や学業で家を離れている方、社会福祉施設に入所している方など、普段生活を共にしていても家計を同じくしている方を含めた、家族全体の構成についてお書きください。

1. 宛名のお子さん本人	2. 父親	3. 母親	4. 兄弟姉妹
5. 祖父	6. 祖母	7. その他 ()	

(2) お子さんは、1週間に夕食をどのくらい食べていますか。

- | | | |
|---------------|---------------|-------------|
| 1. 毎日食べる | 2. 週に5日以上は食べる | 5. ほとんど食べない |
| 3. 週に3、4日は食べる | 4. 週に1、2日は食べる | |

「1」～「4」の方は、夕食を食べる際の状況を教えてください。

- | | | |
|--------------|----------------|------------|
| 1. 家族と一緒に食べる | 2. 子どもたちだけで食べる | 3. ひとりで食べる |
|--------------|----------------|------------|

(3) お子さんは、手作りの食事（家庭で調理して作った食事）をどのくらい食べていますか。

- | | | |
|---------------|-------------------|---------------|
| 1. 毎日食べる | 2. 週に5日以上は食べる | 3. 週に3、4日は食べる |
| 4. 週に1、2日は食べる | 5. 月に数日（休日など）は食べる | 6. ほとんど食べていない |

(4) お子さんの食生活で、以下の項目についてどのように感じていますか。

	心配している	少し心配している	あまり心配していない	心配していない (該当なし)
① 夕食にインスタントや出来合いのものが多い	1	2	3	4
② 一緒に夕食を食べる日が少ない	1	2	3	4
③ お金を渡し、子どもだけで夕食を買って食べる人が多い	1	2	3	4

問8 お子さんの健康に関することについておたずねします。(各質問について、あてはまる番号1つに○をつけてください)

(1) お子さんの健康状態について教えてください。

- | | | |
|------------|---------|----------|
| 1. よい | 2. まあよい | 3. 普通 |
| 4. あまりよくない | 5. よくない | 6. わからない |

(2) お子さんの障がいの有無について教えてください。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------------|
| 1. 特になし | 2. 身体障がいがある | 3. 知的障がい・知的な遅れがある |
| 4. 発達障がいがある | 5. その他 | 6. わからない |

問9 お子さんが小学校・中学校・高校など教育機関に通学している方（問5で「5」～「8」を選択した方）にうかがいます。(お子さんが教育機関に通学していない場合は、**問10**へお進みください)

お子さんの勉強や学校に関することについておたずねします。(各質問のそれぞれの項目について、あてはまる番号1つに○をつけてください)

(1) お子さんの勉強全般の成績を教えてください。

- | | | |
|------------|-------------|----------|
| 1. 良好 | 2. まあ良好 | 3. 普通 |
| 4. やや遅れている | 5. かなり遅れている | 6. わからない |

(5) お子さんは習い事等をしていますか。

※ 部活やスポーツ少年団は除きます。

- | |
|---|
| 1. している → 習い事等の内容を教えてください。(あてはまる記号すべてに○) |
| a. 学習塾 b. 通信教育 c. 英会話 d. 書道・そろばん |
| e. スポーツ f. 音楽 g. その他 () |
| 2. していない → 習い事等をしていない理由はなぜですか。(あてはまる記号1つに○) |
| a. 習う必要がないから b. やりたい(やらせたい)と思うものがないから |
| c. 経済的な理由から d. その他 () |

(6) お子さんが家族と旅行(日帰り旅行を含む)に行くことはありますか。その頻度を教えてください。

- | | | |
|-----------|------------|------------|
| 1. 年2回以上 | 2. 年1回程度 | 3. 数年に1回程度 |
| 4. ほとんどない | 5. 行った事がない | 6. その他 () |

(7) お子さんが小学生以下(問5で「1」～「5」を選択した方)の方におたずねします。(お子さんが中学生以上の場合は、(8)へお進みください)

お子さんだけで2時間以上留守番をすることは、1週間にどのくらいありますか。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. ほぼ毎日 | 2. 週に4、5日 | 3. 週に2、3日 |
| 4. 週に1、2日 | 5. まったくない | |

(8) お子さんの人付き合いで、以下の項目についてどのように感じていますか。

	心配している	少し心配している	あまり心配していない	心配していない (該当なし)
① ゲーム機がないため友達と話が合わない	1	2	3	4
② 携帯電話やスマートフォンがないため仲間に入れない	1	2	3	4
③ 他人とのコミュニケーションが得意でない	1	2	3	4
④ 学校(保育所(園)・幼稚園など含む)に居心地の悪さを感じている	1	2	3	4
⑤ 学校(保育所(園)・幼稚園など含む)を休みがちである	1	2	3	4

問7 お子さんの食事に関することについておたずねします。(各質問のそれぞれの項目について、あてはまる番号1つに○をつけてください)

(1) お子さんは、1週間に朝食をどのくらい食べていますか。

- | | | |
|---------------|---------------|-------------|
| 1. 毎日食べる | 2. 週に5日以上は食べる | 5. ほとんど食べない |
| 3. 週に3、4日は食べる | 4. 週に1、2日は食べる | |

「1」～「4」の方は、朝食を食べる際の状況を教えてください。

- | | | |
|--------------|----------------|------------|
| 1. 家族と一緒に食べる | 2. 子どもたちだけで食べる | 3. ひとりで食べる |
|--------------|----------------|------------|

問11 お子さんを育てる上で、現在または将来的に、どのような支援があればよいと思いますか。(あてはまる番号3つまでに○をつけてください)

1. 保護者が留守のときに子どもを預けられる場所やサービスの提供 (一時預かりなど)
2. 地域の中で安心できる子どもの居場所の提供
3. 子どもが手作りの夕食を食べることができる場所の提供
4. 子どもが自然体験や集団での遊びなどに参加する機会の提供
5. 読み書きや計算など、基礎的な学習の支援
6. 生活や子どもの進路など様々なことについて相談できる場所
7. 生活や子どもの就学のための経済的支援
8. 特になし
9. その他 ()

あなた(本調査の回答者)のことについておたずねします。

問12 あなたの年代を教えてください。(あてはまる番号1つに○をつけてください)

- | | | | |
|--------|--------|----------|--------|
| 1. 10代 | 2. 20代 | 3. 30代 | 4. 40代 |
| 5. 50代 | 6. 60代 | 7. 70代以上 | |

問13 あなたの現在の健康状態はいかがですか。(あてはまる番号1つに○をつけてください)

- | | | |
|------------|---------|-------|
| 1. よい | 2. まあよい | 3. 普通 |
| 4. あまりよくない | 5. よくない | |

問14 あなたは、過去1年間に次のようなことがありましたか。(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

- | | | | |
|-------|-------|--------------|-------------|
| 1. 転居 | 2. 離婚 | 3. 配偶者との死別 | 4. 親・兄弟との死別 |
| 5. 離職 | 6. 転職 | 7. いずれも該当しない | |

問15 あなたは、過去1年間に病気などに関する次のようなことがありましたか。(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| 1. 病気などが原因で1週間以上入院した | 2. 病気などが原因で連続して1週間以上仕事を休んだ |
| 3. 病気などが原因で仕事をやめた | 4. 気分がひどく落ち込むことがあった |
| 5. なかなか眠れないことがあった | 6. いずれの経験もない |

(2) あなたやご家族の方が、お子さんの勉強をみてあげることはありますか。

- | | | | |
|---------|-----------|----------|-------|
| 1. よくある | 2. ときどきある | 3. あまりない | 4. ない |
|---------|-----------|----------|-------|

(3) あなたやご家族の方が、お子さんの学校や進路の悩みを聞いてあげることはありますか。

- | | | | |
|---------|-----------|----------|-------|
| 1. よくある | 2. ときどきある | 3. あまりない | 4. ない |
|---------|-----------|----------|-------|

(4) 学生ボランティアなどによる無料の学習支援(勉強の手助けなど)の利用について、現状と今後について、どのように考えていますか。

	利用している (利用したい)	利用していない (利用しない)	わからない
① 現在の利用状況	1	2	
② 今後の希望	1	2	3

(5) お子さんの学習や進学に関して、以下の項目についてどのように感じていますか。

	心配している	少し心配している	あまり心配していない	心配していない (該当なし)
① 同学年の子どもに比べて学力が低い	1	2	3	4
② 勉強する習慣が身につけていない	1	2	3	4
③ 勉強をみてあげることができない	1	2	3	4
④ 塾に通わせたいがお金がない	1	2	3	4
⑤ (進学にあたり)学費や交通費などにお金がかかる	1	2	3	4
⑥ (")奨学金を借りたいが返済が不安だ	1	2	3	4
⑦ (")奨学金等の情報がない	1	2	3	4

問10 お子さんが大人になるうえで、次のことはどの程度重要だと思いますか。(それぞれの項目について、あてはまる番号1つに○をつけてください)

	非常に重要	重要	少しは重要	重要でない
① 就職するために必要な学力を身につけること	1	2	3	4
② 健康で体力があること	1	2	3	4
③ 人との関係性を円滑に築けること	1	2	3	4
④ 生活するために十分な収入が得られる仕事に就くこと	1	2	3	4
⑤ 他人に迷惑をかけないこと	1	2	3	4
⑥ 結婚して温かい家庭を築くこと	1	2	3	4

問19 あなたには、現在、心おきなく相談できる相手がありますか。(あてはまる番号1つに○をつけてください)

- | | | |
|-------|-------------------|--------------------|
| 1. いる | 2. いない (相談相手が欲しい) | 3. いない (相談相手は必要ない) |
|-------|-------------------|--------------------|

「1」、「2」の方にかがいます。その相談相手は誰ですか。あるいは、どのような相手に相談したいと思いませんか。(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1. 配偶者 | 2. 親・親族 |
| 3. 子ども | 4. 友人・知人 |
| 5. 隣人・地域の人 | 6. 保育所(園)・幼稚園などの先生 |
| 7. 学校の先生 | 8. カウンセラーなどの専門家 |
| 9. 民生委員・児童委員 | 10. 市役所などの公的機関 |
| 11. 民間団体やボランティア | 12. その他() |

あなたの配偶者(事実婚含む)の方のことについておたずねします。

※配偶者(事実婚含む)がいない方は、ここでの回答は不要です。問27へお進みください。

問20 配偶者の方の年代を教えてください。(あてはまる番号1つに○をつけてください)

- | | | | |
|--------|--------|----------|--------|
| 1. 10代 | 2. 20代 | 3. 30代 | 4. 40代 |
| 5. 50代 | 6. 60代 | 7. 70代以上 | |

問21 配偶者の方の現在の健康状態はいかがですか。(あてはまる番号1つに○をつけてください)

- | | | |
|------------|---------|-------|
| 1. よい | 2. まあよい | 3. 普通 |
| 4. あまりよくない | 5. よくない | |

問22 配偶者の方は、過去1年間に次のようなことがありましたか。(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

- | | | | |
|-------|-------|--------------|-------------|
| 1. 転居 | 2. 離婚 | 3. 配偶者との死別 | 4. 親・兄弟との死別 |
| 5. 離職 | 6. 転職 | 7. いずれも該当しない | 8. わからない |

問23 配偶者の方は、過去1年間に病気などに関する次のようなことがありましたか。(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| 1. 病気などが原因で1週間以上入院した | 2. 病気などが原因で連続して1週間以上仕事を休んだ |
| 3. 病気などが原因で仕事をやめた | 4. 気分がひどく落ち込むことがあった |
| 5. なかなか眠れないことがあった | 6. いずれの経験もない |
| 7. わからない | |

問16 あなたは次のような経験をしたことがありますか。(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

- | | |
|------------------------------|----------------------|
| 1. 両親が離婚した | 2. 親と疎遠になっている(なっていた) |
| 3. 成人する前に親が亡くなった | 4. 親から暴力をふるわれたことがある |
| 5. 配偶者または元配偶者から暴力をふるわれたことがある | |
| 6. 親の介護が負担になっている(なっていた) | 7. いずれも経験したことはない |

問17 あなたが最後に通った学校について教えてください。(あてはまる番号1つに○をつけてください)

※ 高校を卒業した場合は「3. 高等学校卒業」、高校を退学した場合は「2. 高等学校中退」を選んでください。

- | | | |
|------------------|------------------|-----------|
| 1. 中学校卒業 | 2. 高等学校中退 | 3. 高等学校卒業 |
| 4. 高専・短大・専門学校等中退 | 5. 高専・短大・専門学校等卒業 | 6. 大学中退 |
| 7. 大学卒業 | 8. 大学院中退 | 9. 大学院修了 |
| 10. その他() | | |

問18 あなたの現在の就労状況について、(1)～(3)の質問にお答えください。(各質問について、あてはまる番号1つに○をつけてください)

(1) 現在、収入をともなう仕事をしていますか。

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. している → (2)へ | 2. していない → (3)へ |
|----------------|-----------------|

(2) (1)で「1. している」を選択した方にかがいます。現在の仕事の就業形態を教えてください。(複数の仕事をお持ちの方は、主な仕事についてお答えください)

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1. 正規社員・正規職員 | 2. 嘱託社員・契約社員・準社員・臨時職員 |
| 3. 人材派遣会社の派遣社員 | 4. パート・アルバイト |
| 5. 自営業(商店・農業など) | 6. 自営業の手伝い |
| 7. その他() | |

(3) (1)で「2. していない」を選択した方にかがいます。あなたは現在、働きたいと思っていますか。

- | |
|--|
| 1. 働きたい → 働きたいが働いていない理由を教えてください。(あてはまる記号すべてに○) |
| a. 子どもを保育所(園)などに入れられないから |
| b. 子どもの面倒をみてくれる人や場所がなく、残業ができないから |
| c. 希望する仕事に必要な資格や技術がないから |
| d. 希望する条件(勤務形態・勤務時間・職種)の仕事が見つからないから |
| e. 就職活動をしているが、採用されないから |
| f. 健康上の理由で働くことが難しいから |
| g. その他() |
| 2. 働かなくてもよい |

あなたの世帯の家計の状況についておたずねします。

問27 現在の生活状況について、どう感じていますか。(あてはまる番号1つに○をつけてください)

- | | | |
|-----------|-------------|-------|
| 1. ゆとりがある | 2. ややゆとりがある | 3. 普通 |
| 4. やや苦しい | 5. 苦しい | |

問28 あなたの世帯では、過去1年間に経済的な理由(お金が足りない)で次のようなことがありましたか。(各設問のそれぞれの項目について、あてはまる番号1つに○をつけてください)

(1) 納入期限を過ぎてから支払したこと

	ほぼ毎月 あった	ときどき あった	1、2回 だけあった	まったく なかった
① 税金	1	2	3	4
② 家賃・住宅ローン	1	2	3	4
③ 電気料金・ガス料金・水道料金	1	2	3	4
④ 電話料金(携帯電話含む)	1	2	3	4
⑤ 保育料や学費	1	2	3	4
⑥ 遠足や修学旅行、部活の納入金	1	2	3	4
⑦ その他()	1	2	3	4

(2) 必要だができなかったこと

	よく あった	ときどき あった	ほとんど なかった	まったく なかった
① 食材(たばこやお酒を除く)を買うこと	1	2	3	4
② 衣料品を買うこと	1	2	3	4
③ 学校で使う文具や教材を買うこと	1	2	3	4
④ お子さんが病気やけがのとき病院を受診すること	1	2	3	4
⑤ あなたや配偶者の方が病気やけがのとき病院を受診すること	1	2	3	4
⑥ その他()	1	2	3	4

問24 配偶者の方は、次のような経験をしたことがありますか。(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 1. 両親が離婚した | 2. 親と疎遠になっている(なっていた) |
| 3. 成人する前に親が亡くなった | 4. 親から暴力をふるわれたことがある |
| 5. 元配偶者から暴力をふるわれたことがある | 6. 親の介護が負担になっている(なっていた) |
| 7. いずれも経験したことはない | 8. わからない |

問25 配偶者の方が最後に通った学校について教えてください。(あてはまる番号1つに○をつけてください)

※ 高校を卒業した場合は「3. 高等学校卒業」、高校を退学した場合は「2. 高等学校中退」を選んでください。

- | | | |
|------------------|------------------|-----------|
| 1. 中学校卒業 | 2. 高等学校中退 | 3. 高等学校卒業 |
| 4. 高専・短大・専門学校等中退 | 5. 高専・短大・専門学校等卒業 | 6. 大学中退 |
| 7. 大学卒業 | 8. 大学院中退 | 9. 大学院修了 |
| 10. その他() | 11. わからない | |

問26 配偶者の方の現在の就労状況について、(1)～(3)の質問にお答えください。(各質問について、あてはまる番号1つに○をつけてください)

(1) 現在、収入をとまなう仕事をしていますか。

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. している → (2)へ | 2. していない → (3)へ |
|----------------|-----------------|

(2) (1)で「1. している」を選択した方にうかがいます。配偶者の方の現在の仕事の就業形態を教えてください。(複数の仕事をお持ちの場合は、主な仕事についてお答えください)

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1. 正規社員・正規職員 | 2. 嘱託社員・契約社員・準社員・臨時職員 |
| 3. 人材派遣会社の派遣社員 | 4. パート・アルバイト |
| 5. 自営業(商店・農業など) | 6. 自営業の手伝い |
| | 7. その他() |

(3) (1)で「2. していない」を選択した方にうかがいます。配偶者の方は、現在、働きたいと思っていますか。

- | |
|--|
| 1. 働きたい → 働きたいが働いていない理由を教えてください。(あてはまる記号すべてに○) |
| a. 子どもを保育所(園)などに入れられないから |
| b. 子どもの面倒をみてくれる人や場所がなく、残業ができないから |
| c. 希望する仕事に必要な資格や技術がないから |
| d. 希望する条件(勤務形態・勤務時間・職種)の仕事が見つからないから |
| e. 就職活動をしているが、採用されないから |
| f. 健康上の理由で働くことが難しいから |
| g. その他() |
| 2. 働かなくてもよい |
| 3. わからない |

問32 27年中（平成27年1月1日～12月31日）のあなたの世帯のすべての収入状況についてうかがいます。

世帯収入の合計額から、所得税・住民税・固定資産税・社会保険料（介護保険、雇用保険、年金保険）を除いた手取り収入（可処分所得）のおおよその金額をお書きください。

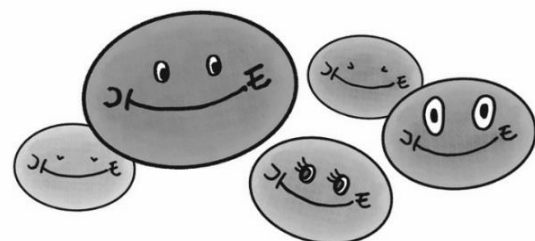
※ 可能であれば、昨年1年間の源泉徴収票や給与明細書、確定申告書などをもとにしてください。
お手元に無い場合は、1カ月分の収入を12倍するなどして、1年分の金額を計算して記入してください。

① 就労収入（あなたが働いて得た収入）	約	円
② 就労収入（あなたの配偶者[同居する]が働いて得た収入）	約	円
③ その他の収入 <ul style="list-style-type: none"> ・その他の世帯員の就労収入 ・離れて暮らす家族（単身赴任の家族など）からの仕送り ・現金給付（児童手当, 児童扶養手当, 就学援助, 生活保護など） ・年金、財産所得 など 	約	円
①+②+③（世帯のすべての手取り収入）	約	円

問33 困っていることや支援してほしいことはありませんか？具体的に記入してください。

◆ アンケートは以上です ◆

ご協力ありがとうございました。



「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」（内閣府）ロゴマーク

ご回答いただいた調査票は、調査票送付の際に同封いたしました返信用封筒に入れて

9月30日（金）までにご返送くださいますよう、お願いいたします。

問29 お子さんにかかるお金に関して、以下の項目でお困りですか。（それぞれの項目について、あてはまる番号1つに○をつけてください）

	困っている	少し困っている	あまり困っていない	困っていない（該当なし）
① 保育所（園）や幼稚園などにかかる費用が高い	1	2	3	4
② 教育費が高い（教科書・文具・教材など）	1	2	3	4
③ 修学旅行にかかる費用が高い	1	2	3	4
④ 塾にかかる費用が高い	1	2	3	4
⑤ 部活やスポーツ少年団にかかる費用が高い	1	2	3	4
⑥ 習いごとにかかる費用が高い	1	2	3	4
⑦ 衣食住にかかる費用が高い	1	2	3	4
⑧ こづかいやゲーム機、携帯電話にかかる費用が高い	1	2	3	4
⑨ 医療費が高い	1	2	3	4

問30 経済的な事情が、お子さんの進学等に影響したことがあるかについてうかがいます。（各設問について、それぞれあてはまる番号すべてに○をつけてください）

（1）これまでに、お子さんに進学をあきらめさせたり学校を中退させたりしたことはありましたか。

1. ある（保育所（園）・幼稚園などに入園させなかった、保育所（園）・幼稚園などをやめさせた）
2. ある（高校・高専等へ進学させなかった、高校・高専等を中退させた）
3. ない

（2）今後、お子さんに進学をあきらめさせたり学校を中退させたりする可能性はありますか。

1. ある（保育所（園）・幼稚園などに入園させない、保育所（園）・幼稚園などをやめさせる）
2. ある（高校・高専等へ進学させない、高校・高専等を中退させる）
3. ある（短大・大学等へ進学させない、短大・大学等を中退させる）
4. ない（可能性は低い）

問31 現在あなたの世帯で受けている手当や援助等について教えてください。（あてはまる番号すべてに○をつけてください）

- | | | |
|----------------|--------------------|--------------|
| 1. 児童手当 | 2. 児童扶養手当 | 3. 就学援助 |
| 4. 高等学校等奨学給付金 | 5. 生活保護 | 6. 福祉医療（マル福） |
| 7. 特別児童扶養手当 | 8. 障害者手当（特別障害者手当等） | 9. 老齢年金 |
| 10. 遺族年金 | 11. 障害年金 | 12. 生活福祉資金 |
| 13. 母子父子寡婦福祉資金 | 14. その他（ | ） |

秋田市子どもの未来応援計画

～ 子どもの貧困対策 ～

平成 29 年 3 月発行

編集・発行◎秋田市子ども未来部子ども総務課

TEL : 018-888-5689 FAX:018-888-5693

E-mail : ro-chbs@city.akita.akita.jp